

# R 6 基盤 樁泊漁港 荷さばき所海水取配水設備工事（扱い手確保型）

通し番号	図面番号	図面名	通し番号	図面番号	図面名
01	共-00	表紙・図面目録	17	SP-11	海水処理設備 活魚水槽制御盤外形図・単線結線図・配線図
02	共-01	共通仕様書(1)	18	SP-12	海水処理設備 活魚水槽ユニット参考図
03	共-02	共通仕様書(2)	19	SP-13	海水処理設備 活魚水槽システム参考配管図
04	共-03	共通仕様書(3)			【以下 参考図（本工事対象外）】
05	特-01	特記仕様書(1)	20	P-01	管工事機器表 (参考図)
06	特-02	特記仕様書(2)	21	P-02	衛生器具表及び部分詳細図 (参考図)
07	SP-01	配置図・付近見取図	22	P-03	上水給水及び排水通気系統図 (参考図)
08	SP-02	海水処理設備 機器表	23	P-04	1階管工事設備図 (参考図)
09	SP-03	海水処理設備 系統図	24	P-05	2・3階管工事設備図 (参考図)
10	SP-04	海水処理設備 1階平面図(1)	25	P-06	1階南側管工事詳細図 (参考図)
11	SP-05	海水処理設備 1階平面図(2)	26	P-07	1階北側管工事詳細図 (参考図)
12	SP-06	海水処理設備 1階機械室詳細図	27	P-08	2・3階管工事詳細図 (参考図)
13	SP-07	海水処理設備 2階平面図(1)	28	P-09	消火設備系統図・計算書 (参考図)
14	SP-08	海水処理設備 2階平面図(2)	29	P-10	1階消火設備図 (参考図)
15	SP-09	海水処理設備 清浄海水動力制御盤外形図・単線結線図・配線図	30	P-11	2・3階消火設備図 (参考図)
16	SP-10	海水処理設備 ろ過機制御盤外形図・単線結線図・配線図	31	P-12	浄化槽詳細図【参考図】 (参考図)

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	担当

●工事名 R 6 基盤 樁泊漁港 荷さばき所海水取配水設備工事 (扱い手確保型)	●図面番号 共-00	株式会社 橋建築事務所
〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 -級建築士登録 第333705号 森脇康明	●縮尺 NO SCALE	

## I. 工事概要

### 1. 工事名称

R 6基盤 椿泊漁港 荷さばき所海水取配水設備工事 (扱い手確保型)

### 2. 工事場所

阿南市椿町谷ノ浦

### 3. 建物概要

建物名称	椿泊漁港荷さばき所	
構造・規模	鉄骨造 地上3階・配管ピット有	
敷地面積	5,505.71 (m <sup>2</sup> )	延床面積 2,763.26 (m <sup>2</sup> )
消防法施行令別表第1の区分	15項	

### 4. 工事種目

種目	工事概要
海水処理設備	図示海水処理設備の新設工事一式

### 5. その他

本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。

## II. 共通仕様書

### 1. 通用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

図書名	備考
公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	令和4年版
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	令和4年版
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	令和4年版
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	令和4年版
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	令和4年版
公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）	令和4年版
建築工事標準詳細図	令和4年版
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	令和4年版
公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	令和4年版
敷地調査共通仕様書	令和4年版
木造建築工事標準仕様書	令和4年版
建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説	令和5年版

また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。

建築工事監理指針 令和4年版	以下「監理指針」という。
建築改修工事監理指針 令和4年版	
電気設備工事監理指針 令和4年版	
機械設備工事監理指針 令和4年版	

### 2. 優先順位

- 設計図書の優先順位は、次の順とする。
- 質問回答書（②から⑤に対するもの）
  - 補足説明書
  - 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む）
  - 図面
  - 公共建築工事標準仕様書

### 3. 工事実績データの登録

- (1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリソ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。  
・受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。  
・登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。  
・しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。  
・訂正時は、適宜とする。  
なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。  
(2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

### 4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。

### 5. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。  
なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。

### 6. 施工計画書等

- (1) 施工に先立ち、実施工表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。  
(2) 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。  
(3) 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

### 7. 下請負人の選定

- (1) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。  
(2) 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）

### 8. 施工体制台帳及び施工体系図

- (1) 施工体制台帳の作成  
受注者は、下請契約（以下の③及び④の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。  
(2) 施工体系図の作成及び掲示  
受注者は、下請契約（以下の③及び④の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

### 9. 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

### 10. 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

### 11. 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。

### 12. 再下請負通知書を提出する旨の書面の指示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

### 13. 電気保安技術者等

- (1) 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。  
・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。  
・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。

- (2) 工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

### 14. 施工中の安全確保

(1) 工事関係図及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。

(2) 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。

(3) 工事現場の安全管理について、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。

(4) 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日建設省建経発第3号）その他の関係法令に従い適切に処理すること。

(5) 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設工事設備を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

(6) 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。

(7) 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担での都度修復又は補償すること。

(8) 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

(9) 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合意により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

(10) 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

(11) 受注者は、トラック（クレーン装着付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。

(12) 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。

(13) 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

(14) 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

(15) 仮囲いを設置する場合は、設置後に「宮崎課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

(16) 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。

(17) 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時ににおいて、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。

(18) 作業にあたって労働災害・公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。

(19) 既設配管等を破損した場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。

(20) 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。

(21) 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水管の止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

### 15. 交通安全管理

#### 1. 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

#### 2. 過積載による違法運行の防止

受注者は、過積載による違法運行の防止に留意し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。  
・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと。  
・さし棒装備車、不表示車は使用しないこと。  
・過積載車両、さし棒装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと。  
・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不當に害さないこと。  
・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある。

## 12. 発生材の処理等

- (1) 発生材の処理等は、次により適正に行う。
- ① 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
  - ② 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
  - ③ 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
  - ④ 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
  - ⑤ 解体前に、照明白器、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
  - ⑥ 空調機等の整備や撤去処分を行なう場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行なう。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
  - ⑦ 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
- (2) アスベスト
- ① 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。
  - ・既存の分析調査結果の貸与（・あり ◎なし）
  - ② 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。
  - ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
  - ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
  - ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。
- (3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。
- ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
  - ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
  - ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
  - ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

## （3）建設リサイクル法通知済証の掲示

- 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならぬ。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品用ガイドライン〔建築工事編〕」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
- (4) 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。
- ① 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年10月25日建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二回製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
  - ② 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年10月25日建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
  - ③ 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。
  - ④ 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画書を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
  - ⑤ 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
  - ⑥ 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
  - ⑦ 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

## （5）受領書の交付

- 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
- (6) 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等
- 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形態の変更に関して発注者が行った土壤汚染対策等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

## （7）建設発生土の運搬を行う者に対する通知

- 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。
- (8) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等
- 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書を交付し、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

## 13. 材料・製品等

- (1) 本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
- (2) 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工事別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。

## （3）県産木材の原則使用

- ① 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
- ② 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
- (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
  - (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
- ③ 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- ④ 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
- ⑤ 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
- ⑥ 製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給など正常な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法性証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書を平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
- ⑦ 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。
- ⑧ 県内産資材の原則使用
- ① 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。
  - ② 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

## 県内産資材（次のいずれかに該当するもの）

- ・材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品
- ・徳島県内の工場で加工、製造された製品
- (注)・部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。
- ・県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。
- ・公共建築工事標準仕様書その他関連する方書等の基準を満たす資材、製品であること。

## （7）県内企業調達建材等の優先使用

- 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工事別施工計画書に記載するものとする。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工事別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。

## （8）県内再生砕石の原則使用

- 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

## （9）アスファルト舗装の材料

- 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

## 14. 化学物質を発散する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。

- (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリヤ樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- (2) 保溫材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- (3) 接着剤は、タル酸ジエーピチル及びタル酸ジーエーチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- (4) 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

## 15. 施工

- (1) 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標記記載の「疑義に対する協議等」による。
- (2) 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は常総課へ問い合わせ、工事に遗漏のないようにすること。
- (3) 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
- (4) 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ぜるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
- (5) 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
- (6) 設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
- (7) 試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

## 16. 建設機械等

### (1) 排出ガス対策型建設機械

- 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日 建設省令第249号、最終改正平成14年4月1日 国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同様の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。

### (2) 低騒音・低振動型建設機械

- 本工事に使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。

### (3) 特定自主検査

- 本工事に使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。

### (4) 不正軽油の使用禁止

- 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

## 17. 遠隔臨場の試行

- (1) 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。

- (2) 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

## 18. 工事看板等

### (1) 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。

- (2) 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

- (3) 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- ・区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事</li

## 22. 完成図等

- (1) 電子納品：対象  
(2) 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。  
(3) 提出書類  
・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による）  
・工事写真（電子データ2部）  
・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部）  
・保全に関する資料  
・その他監督員の指示する図書（必要部数）  
(4) しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。  
(5) 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。  
(6) 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁常緒部監修「常緒工事写真撮影要領」によること。

区分	サイズ
着手前	カラー、手札版又はサービスサイズ
施工中	カラー、手札版又はサービスサイズ
完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ

- (7) 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。  
(8) 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映せること。

## 23. デジタル工事写真の小黒板情報電子化

- (1) 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。  
(2) 対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。

## 24. 火災保険

- 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものも含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約書 第55条）  
(1) 対象物  
工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。  
(2) 付保除外工事  
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。  
・杭及び基礎工事  
・コンクリート躯体工事  
・屋外付帯工事  
・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）  
(3) 付保する時期及び金額  
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負額相当額を付保する。  
また、模様替え工事等については、工事着手時に請負額相当額を付保する。  
(4) 保険終期  
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。  
(5) その他  
・付保する時期以降に出来高払を行なう場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。  
・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

## 25. 公共事業労務費調査

- (1) 当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力をわなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。  
(2) 調査票等を提出した事業者が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。  
(3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。  
(4) 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

## 26. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- (1) 受注者は、工事の施工に際し、暴力団からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（(2)に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。  
(2) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。  
(3) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。  
(4) 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負契約」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。  
(5) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。  
(6) 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

### III. 機械設備工事特記仕様書

#### 1章 一般共通事項

##### 1. 官公署その他への届出手続等

- (1) 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。  
官公署その他への届出手続等は(標仕1)1.1.3)により行う。なお、監理指針(1)1.1.3を参考とする。
- (2) 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- (3) 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

##### 2. 技能士

技能士の適用については、次の技能検定作業(以下「作業」という。)のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。  
技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るためにの作業指導を行うこと。  
技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定種	技能検定作業
仮設	とび	・とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送工事	・コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・構造物鉄工事作業
防水	防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・タイル張り作業
木	建築大工	・大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・内外装板金作業 ・かわらぶき ・かわらぶき作業
金属	建築板金	・内外装板金作業
左官	左官	・左官作業
建具製作		・木製建具手作業 ・木製建具機械加工作業 ・アルミ製室内建具製作作業
サッシ施工		・ビル用サッシ施工作業
ガラス施工		・ガラス工事作業
塗装		・建築塗装作業
内装	内装仕上げ	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ工事作業
	施工	・鋼製下地工事作業 ・ボード仕上げ工事作業
表装		・表具作業 ・壁装作業
配管	配管	・建築配管作業
植栽	造園	・造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和 機器施工	・冷凍空気調和機器施工作業

(注) 表中の印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

##### 3. 施工条件

施工条件は次による。

- (1) 工事工程に関する事項
  - ・関連工事と施工上の各種調整を入念に行い、現場納まり上のトラブルや工程の遅延防止等に努めること。
  - ・現場の着手に当たり、別途建築工事の受注者が作成するマスター工程表を基に、関連工事の受注者間で入念な調整を行い、自工事はもとより関連工事への影響に十分配慮した工程を立案すること。
  - ・なお、完成したマスター工程表は適宜フォローアップを実施し、最終工程表を竣工書類に記載すること。
  - ・実施工程表は、マスター工程表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、工事関係者(発注者、監督員、施設管理者、工事監理者)へ提出し、承認を得ること。
- (2) 工事現場の状況・施工上の制約等に関する事項
  - ・本工事は、既存製氷機設置や餌用冷凍庫棟を使用しながらの工事となることから、これら施設の運営に影響を及ぼす資機材の搬入・搬出、既存施設の停電・断水等を伴う工事は、事前に施設管理者にその概要を説明し、承諾を得ること。
  - ・漁港運営の状況により施工時期が制限される場合があるので、施設管理者との調整・情報共有を適宜行い、工程の遅延防止等に努めること。
  - ・工事対象施設内では、工事区域外への無用な立入りは厳に禁ずるものとする。
- (3) 施工計画・施工図等に関する事項
  - ・現場着手前に工事範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行う等し、その結果を施工計画・施工図等の作成に十分活用すること。
  - ・工事の施工に必要な各種施工図・総合図等の作成に当たっては、関連工事との納まり等を当該工事関係者間で入念に調整・検討を施すこと。
  - ・特に、建物内の隠れ部分(天井裏等)においては、建物躯体(梁・壁等)をはじめ、各種設備機器や配管・配線類が混在して設置・敷設されることから、関連工事の各々がこれらの状況を把握し、各種規定の遵守や機能が確保・発揮される納まりを目指し、また、完成後の維持管理にも配慮された納まりとなるよう、入念に調整・検討を施すこと。

#### 4. 発生材の処理等

発生材の処理等は、標仕1.3.9「発生材の処理等」により行う。

- (1) 産業廃棄物の処理  
産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート	(有)青藍 (中間処分)		阿南市桑野町尾花117 阿南市桑野町尾花117	14.1	700	t
アスファルト	(有)青藍 (中間処分)		阿南市桑野町尾花117 阿南市桑野町尾花117	14.1	700	t
金属	虎尾商事(有) (処分)		阿南市橋町中浜174 阿南市橋町中浜174	14.1	0	t
ガラス	(財)徳島県環境整備公社(橘)		阿南市橋町小勝187番の地先 阿南市橋町小勝187番の地先	12.7	5,640	t
木材	(有)青藍		阿南市桑野町尾花117 阿南市桑野町尾花117	14.1	10,000	t
廃プラスチック	(財)徳島県環境整備公社(橘)		阿南市橋町小勝187番の地先 阿南市橋町小勝187番の地先	12.7	35,000	t
汚泥	(財)徳島県環境整備公社(橘)		阿南市橋町小勝187番の地先 阿南市橋町小勝187番の地先	12.7	12,800	t
石膏ボード	(有)山一建設		阿南市市場町香美字西原284-1 阿南市市場町香美字西原284-1	74.2	15,000	t

(注) 表中の「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者(以下「優良産廃処分業者」という。)」であることを示す。

- ・コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- ・上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求める、減額変更を行うことがある。なお、上記の処分場が優良産廃処分業者に認定されているとき、処分場を変更する場合は、原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

(2) 建設発生土の処理

- ・構外に搬出しありに処理 ※土壤検査を本工事で(○行う(1箇所)・行わない)・構内敷きならし
- ・構内の指示場所(図示)に集積

なお、民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。

【最終処分場の指定】※残土搬入前に下記処分場へ問合せ、受け入れの可否について確認すること。

・処分場名: 宮和海運(株)・所在地: 阿南市橋町鶴浦32番ほか12筆

・処分単価(税抜): 1,300円/t・運搬距離: 11.7kmを見込んでいる。

(3) 有価材の処理

- ①有価材(・鉄骨・軽量鉄骨・アルミサッシ・スチールサッシ)
- ②古物商で適切に処理すること。

#### 5. 機材の品質等

(1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承認を受ける。

(2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承認を受ける。

①品質及び性能に関する試験データを整備していること。

②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。

③法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。

④製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

⑤販売、保守等の営業体制を整えていること。

品目	機材名・注記
ボイラ	銅製簡易ボイラ(簡易貯流ボイラー含む)、銅製ボイラ(銅製簡易ボイラー含む)
温水発生機	銅製小型ボイラ(小型貯流ボイラー含む)、銅製ボイラ
冷凍機	真空式温水発生機(銅製・銅製), 無圧式温水発生機(銅製・銅製)
冷却塔	チーリングユニット(空気熱源ヒートポンプユニット含む)、吸収冷温水機
空気調和機	冷却塔 ユニット形空気調和機、ファンコイルユニット(カセット形含む) コンパクト形空気調和機、パッケージ形空気調和機、マルチパッケージ形空気調和機 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
空気清浄装置	エアフィルター(パネル形、折込み形、袋形)、自動巻取形エアフィルター、電気集塵器
全熱交換器	全熱交換器(回転形・静止形)、全熱交換ユニット
送風機類	遠心送風機(多翼形送風機)、斜流送風機、軸流送風機、消音ボックス付送風機
ポンプ類	横形遠心ポンプ、水中モーターポンプ、立形遠心ポンプ
ダクト付属品	吹出口・吸込口、風量ユニット(定風量・変風量)
自動制御	自動制御システム
衛生器具ユニット	衛生器具ユニット
タンク	FRP製バカルタンク、ステンレス鋼板製バカルタンク(溶接組立形、ボルト組立形) 密閉形隔膜式膨脹タンク(給湯用)
消防装置	スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム
厨房機器	ハロゲン化物消火システム
鉄製ふた	厨房システム マンホールふた、弁構ふた

(3) 機器類は、図示する形状又は配管などの取り出しへにより、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。

(4) 機材の検査に伴う試験については、標仕1.4.6により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

#### 6. 施工調査

- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- (2) 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官公署等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

#### 7. 総合試運調整

(1) 総合試運調整の項目は次によるものとし、試運調整完了後に記録表・測定表等の報告書を監督員に提出すること。  
(監理指針 参考資料 資料2 試運調整法 2.1, 2.2を参考にする。)

- ・風量調整 ○水量調整 ■ 室内外空気の温湿度の測定 ■ 室内気流及びじんあいの測定
- ・飲料水の水質の測定 ■ 雜用水の水質の測定 ○低圧屋内配線、弱電流電線の絶縁抵抗測定

#### 2章 共通工事・関連工事

##### 1. 耐震施工

(参考図書: 建築設備耐震設計・施工指針(2014年版))

- (1) 設備機器の固定は、施設の分類並びに機器の種別、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。
- なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

・設計用水平地震力  
機器の重量(kN)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。

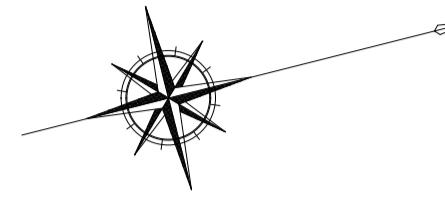
・設計用鉛直地震力  
設計水平震度の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

・施設の分類、地域係数  
・施設の分類(・特定の施設 ○一般の施設)・地域係数(○1.0・0.9)

・重要機器  
・給水機器(受水槽)・排水機器( )・換気機器・空調機器・熱源機器  
・防災設備・監視制御装置・危険物貯蔵装置・火を使用する設備 ○海水処理設備

設計用標準水平震度	特定の施設		一般の施設	
<th





阿南市立椿町中学校

出典：国土地理院発行2.5万分の1地形図  
電子地形図25,000(国土地理院)を加工して作成

X1

付近見取図

既存建物 製氷機施設	
鉄骨ラーメン構造 地上・3階建て	
1階床面積	5.950×9.450 =56.2275 56.22
2階床面積	5.950×9.450 =56.2275 56.22
3階床面積	5.950×6.800 =40.46 40.46
延床面積	152.90 m <sup>2</sup>
建築面積	56.22 m <sup>2</sup>

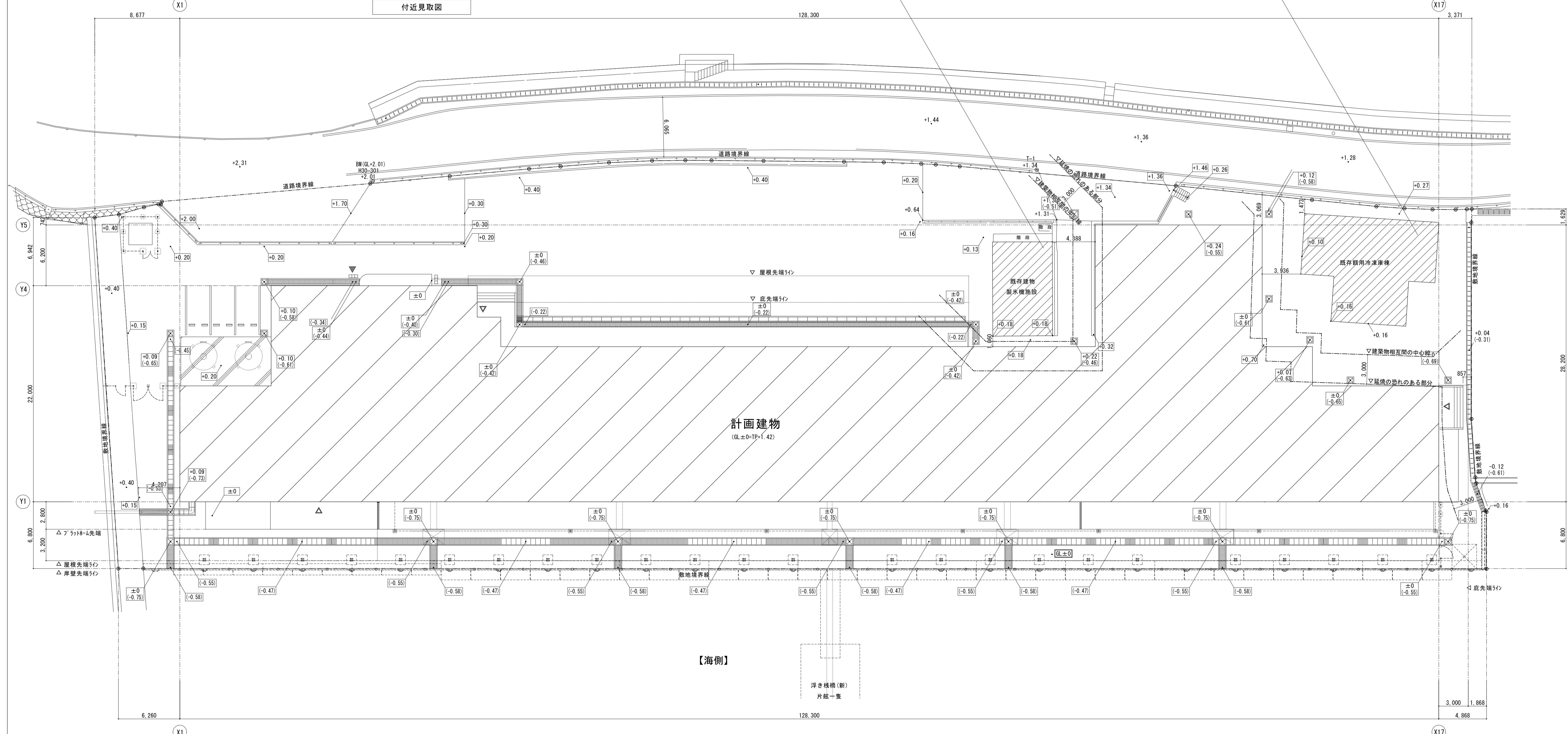
既存建物 餌用冷凍庫棟	
RC構造 地上・1階建て	
1階床面積	13.500×6.000 =7.450×4.600 =34.300 115.27
延床面積	115.27 m <sup>2</sup>
建築面積	115.27 m <sup>2</sup>

座標一覧表		
点名	X座標	Y座標
H30-301	93757.347	110332.130

T-1 93823.223 110347.559

※EL+2.4=GL±0=T.P+1.42とする。

レベル表示凡例	
+1.36	GL±0からの現況レベルを示す
(-0.55)	GL±0からの現況側溝・会所折底レベルを示す
+1.31	計画レベルを示す
(-0.55)	計画側溝・会所折底レベルを示す



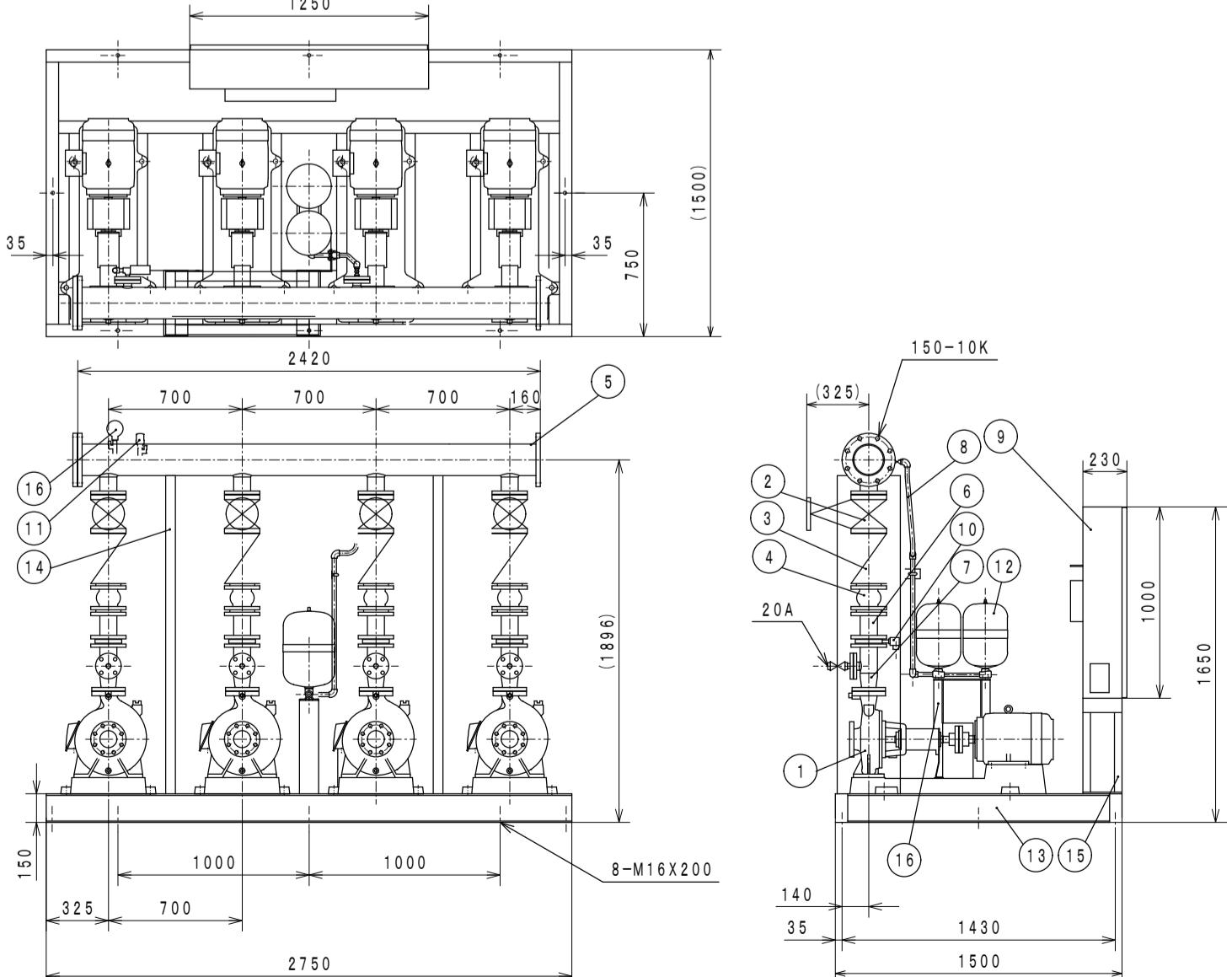
●工事名	R 6 基盤 椿泊漁港 荷さばき所海水取配水設備工事 (担い手確保型)	●図面番号	SP-01
●図面名	配置図・付近見取図	●縮尺	1/200

株式会社 桜 建 築 事 務 所	第一建築工業株式会社 徳島県知事 第11009号
	〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号
	TEL 080-625-7878 FAX 080-625-7885

一級建築士登録 第333705号 森脇康明

## 設 備 機 器 表

設備名稱	記号	機器名稱	機器仕様	電 源				台 数	備 考
				相(φ)	電圧(V)	動力(kW)	起動		
取水・ろ過設備	PU 1	取水ポンプユニット	ナイロンコーティング製、海水用自動給水ポンプユニット（インバータ制御） 2000L/min × 23m × 3φ 200V × 7.5kW × 3、3/4台ロータリー運転 材質 インペラ：SCS14 主軸：SUS316 ケーシング：FC200+ナイロンコーティング 付属品：共通ヘッド、自動ユニット制御盤、圧力センサー、流量センサー、逆止弁、アクチュエーター	3	200	7.5 × 3	直	1	4台ロータリー 最大3台運転
	HD 1	取水ヘッダー	本体300A、接続口径 流入口：150A 流出口：150A × 4、Φ300 × L3,000 材質 本体：SGP+ナイロンコーティング スクリーン：PVC+ポリプロピレン 架台 H：1300	-	-	-	-	1	
	VP 1	真空ポンプユニット	ポンプ：ステンレス製水封式真空ポンプ、受水槽：PE製、有効水量：50L 最大吸込風量：300L/min、最高負圧：-93kPa 付属品：水位計（架台共）、チャッキ弁25A、制御盤	3	200	0.75	直	2	
		取水ストレーナ	Φ394 × 962H 材質：PVC+FRP補強 接続口径 流入口：150A 流出口：100A 付属品：PVCゲートバルブ（80A）、PVCボールバルブ（25A） PVCボールバルブ（20A）、隔膜式連成計	-	-	-	-	4	
	WF 1	ろ過機	FRP製自動逆洗ろ過機 处理水量：37.2m³/h ろ過速度：6.5m/h 逆洗水自己保有型 外形寸法：Φ2800 × H5643 外部型面ゲルコート仕上 原水入口：125A 处理水出口：200A 逆洗水出口：150A 排水口：100A 罂材支持法：特殊ストレーナFRP製台による支持 砂単層式 逆洗方法：定時自動逆洗、罠材目詰まりによる圧力上昇時自動逆洗及び強制手動逆洗	-	-	-	-	1	
	WT 1	貯水槽	FRP製高架型貯水槽 外部型面ゲルコート仕上 流入口：200A 流出口：150A オーバーフロー：200A 排水口：100A 水位センサー付 外形寸法：Φ2,800 × H5,643、有効貯水量：25.0m³	-	-	-	-	1	
		清浄海水動力制御盤	屋内自立型 W1200 × D500 × H2150、函体材質仕上げ：SUS製+耐塩塗装仕上	-	-	-	-	1	
		ろ過機制御盤	屋内自立型 W600 × D250 × H1500、函体材質仕上げ：SUS製	-	-	-	-	1	
送水・殺菌設備	PU 2	送水ポンプユニット-1 【紫外線】	ナイロンコーティング製海水自動給水ポンプユニット（インバータ制御） 500L/min × 20m × 3φ 200V × 2.2kW × 2、交互並列運転 材質 インペラ：SCS14 主軸：SUS316 ケーシング：FC200+ナイロンコーティング 付属品：共通ヘッド、自動ユニット制御盤、圧力センサー、流量センサー、逆止弁、アクチュエーター	3	200	2.2 × 2	直	1	
	PU 3	送水ポンプユニット-2 【電解】	ナイロンコーティング製海水自動給水ポンプユニット（インバータ制御） 620L/min × 20m × 3φ 200V × 3.7kW × 2、交互並列運転 材質 インペラ：SCS14 主軸：SUS316 ケーシング：FC200+ナイロンコーティング 付属品：共通ヘッド、自動ユニット制御盤、圧力センサー、流量センサー、逆止弁、アクチュエーター	3	200	3.7 × 2	直	1	
	UV 1	紫外線殺菌装置	外照式 处理水量：30.0m³/h 最高使用圧力：0.49MPa 紫外線照射量：30000 μWsec/cm² ランプ本数：8本 1φ200V × 1.46kW 盤クーラー付 本体耐重塗装仕上	1	200	1.46	直	1	
	SE 1	電解殺菌装置	電解槽分離型 処理水量：0.5ppm-37.2m³/h 最高使用圧力：0.5MPa ※流量変動に伴い濃度調整 付属品：電磁流量計、DPD残留塩素計	1	200	0.57	直	1	
活魚水槽設備		活魚水槽-1	FRP製角型水槽（掛流し用） 実容量：3.0t 内寸法：2.2m × 1.7m × H0.8m (DP0.7m)	-	-	-	-	20	
		活魚水槽-2	FRP製角型水槽（循環用） 断熱有 水槽容量：3.0L（フィルター槽含む） 内寸法：2.5m × 1.5m × H0.8m (DP0.7m) 内部フィルター槽	-	-	-	-	8	
	WFU 1	活魚水槽ユニット	生物ろ過槽：FRP断熱仕様 外部型面ゲルコート仕上 ろ過槽用はしご付き 機械ユニット：海水用循環ポンプ 300L/min × 20m × 3φ 200V × 2.2kW 水槽用プロワ、生物ろ過槽用プロワ、制御盤付き 冷却機ユニット：3φ 200V × 2.2kW × 2台 冷却能力：7.5kW × 2 シェル&コイル式熱交換器	3	200	2.2	直	4	
	AP 1	ルーツプロワ	全閉外扇屋内、1.52m³/min × 30kPa × 1630min-1 モーター：2.2kW × 4P × 200V、他付属品一式	3	200	2.2	直	2	



取水ポンプユニット仕様書

番号	部品名称	備考
1	ポンプ	2000L/min 揚程23m (NC)
	電動機	3φ200V 4P 7.5kW 全閉外扇形
2	仕切弁	ゲートバルブ 80×10K (樹脂)
3	逆止弁	スイングチェックバルブ 80×10K (樹脂)
4	防振継手	80A (フランジはステンレス) (ゴム)
5	連結管	150A (NC)
6	連結管	80A (NC)
7	連結管	80×65A (NC)
8	接続配管	アキュムレータ配管
9	制御盤	ECSG3 (NC)
10	流量スイッチ	SU6L
11	圧力発信器	海水用
12	アキュムレータ	PTD3-1AS
13	ベース	SS400、溶融亜鉛めっき
14	支え架台	SS400、溶融亜鉛めっき
15	制御盤架台	SS400、溶融亜鉛めっき
16	アキュムレータ架台	SS400、溶融亜鉛めっき
17	圧力計	75
特記事項	ポンプ材質 本体:ナイロンコーティング 主軸:SUS316(ステンレス) 取付:SS316(ステンレス)	

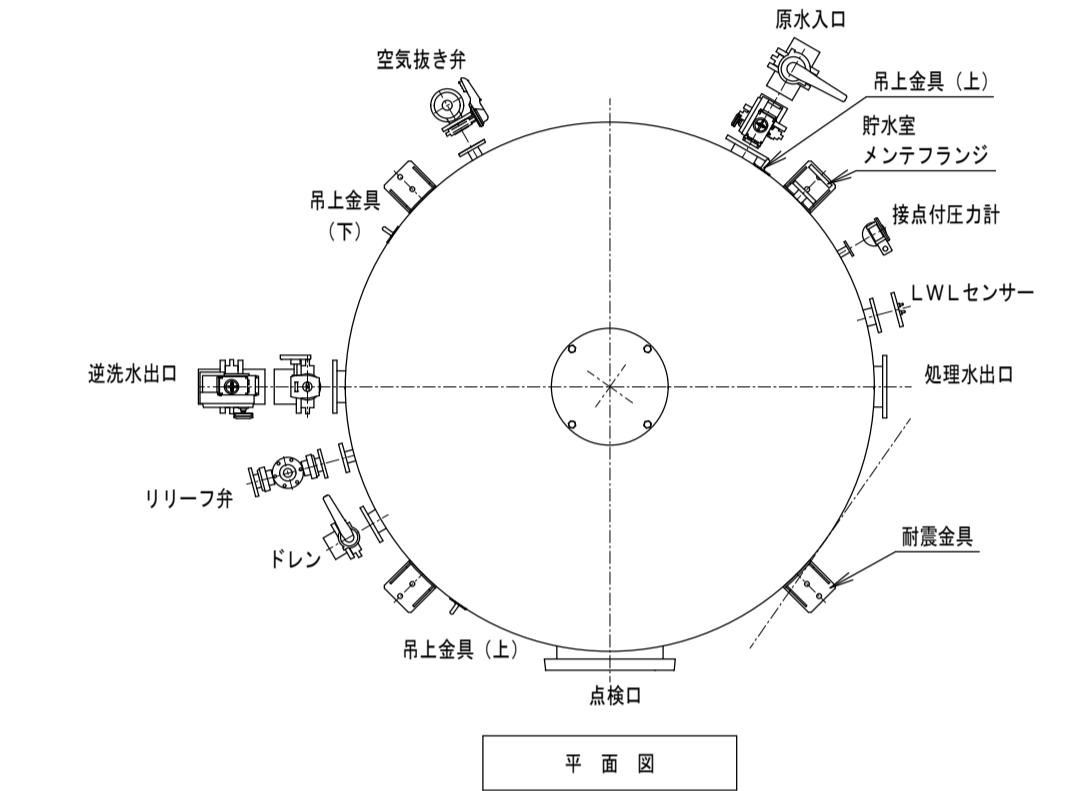
## ※特記

- ・海水用バルブは全てPVC製とする。

項目	仕様・材質	サイズ	数量
ろ過機本体	F R P 製 (外面 F R P 型抜面)	Φ2800×H5643	1式
ろ材	珪砂 有効径 0.5 mm、均等係数 1.4	_____	3.54m <sup>3</sup>
ストレーナ台	F R P 製	_____	1枚
ストレーナ	ポリプロピレン製	_____	1式
点検口	F R P 製フランジ	Φ500	3個
通気口	F R P 製フランジ	Φ500	1個
原水入口	P V C 製電動バタフライ弁、手動レバー式バタフライ弁	125A J I S 10K	1個
処理水出口	F R P 製フランジ	200A J I S 10K	1個
逆洗水出口	P V C 製電動式バタフライ弁、手動ギア式バタフライ弁	150A J I S 10K	1個
ドレン	P V C 製手動バタフライ弁	100A J I S 10K	1個
空気抜き弁	P V C 製弁、P V C 製手動レバー式バタフライ弁	50A J I S 10K	1個
リリーフ弁	P V C 製弁	50A J I S 10K	1個
接点付圧力計	接点付隔膜式圧力計 (上、上上限接点)	25A J I S 10K	1個
L W L センサー	電極 S U S 3 1 6	80A J I S 10K	1個
貯水室メンテフランジ	P V C 製板フランジ付	50A J I S 10K	1個
吊上金具	S U S 3 0 4	_____	3個
耐震金具	S U S 3 0 4 (あと施工アンカー M 2 2 × 2 5 0 付属)	_____	4個

## 性能要目表（1基当たり）

※1 置き機設置面はフラットなコンクリート基礎上であること  
コンクリート設計基準強度  $21\text{ N/mm}^2$



This technical cross-sectional diagram illustrates the structure of a water tank, showing its internal components and dimensions. The tank has a diameter of  $\phi 2800 \pm 30$  and a height of  $5000 \pm 30$ . Key features include:

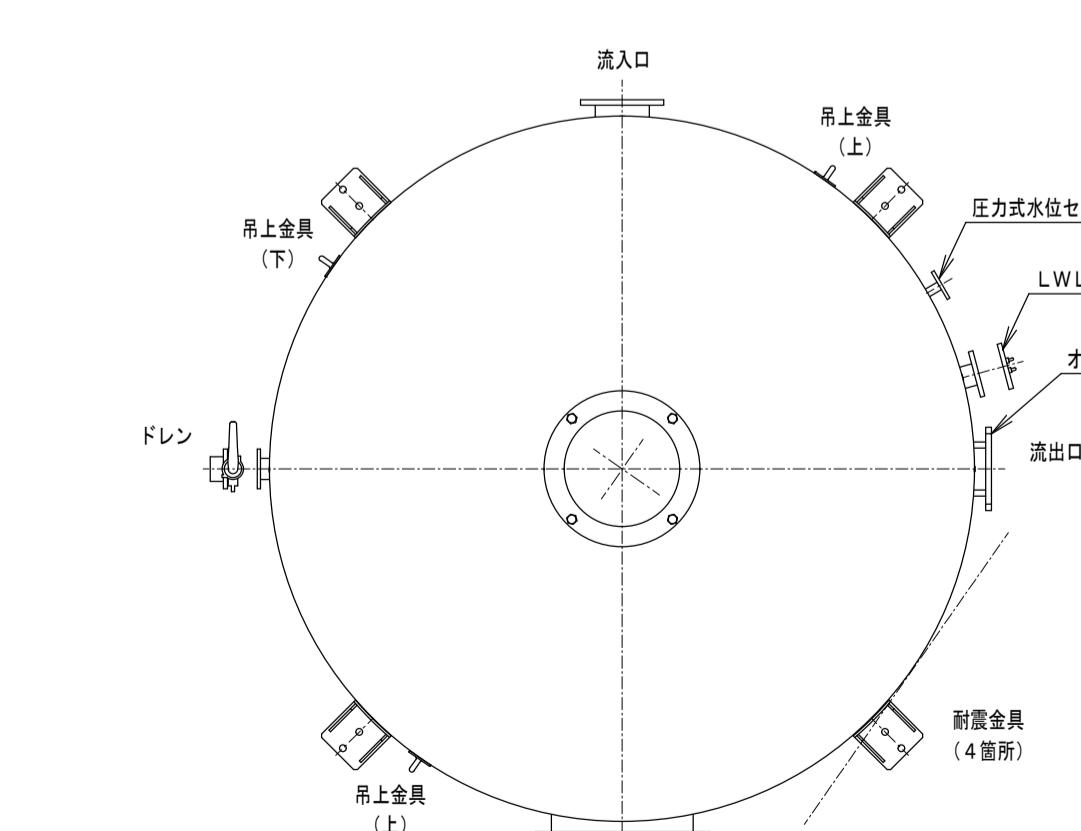
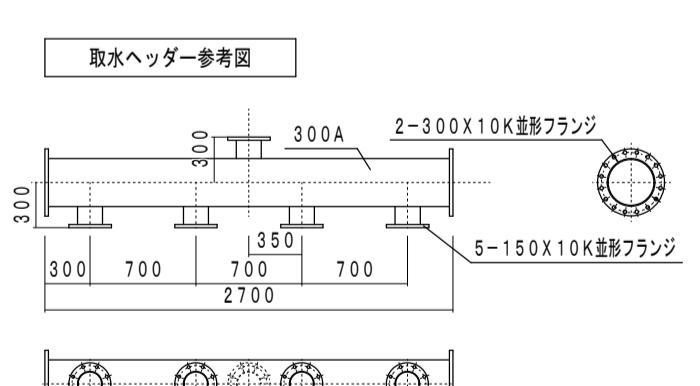
- Bottom Left:** Includes an "原水入口" (Raw Water Inlet) at 1650, a "逆洗水出口" (Backwash Outlet) at 273, and a "接点付圧力計" (Pressure Gauge with Contact) at 2400.
- Bottom Center:** Shows a "空気抜き弁" (Air Release Valve) at 2560 and a "処理水出口" (Treated Water Outlet) at 2830.
- Top:** Features an "HWL" (High Water Level) indicator and a "通気口" (Venting Port) at the top.
- Right Side:** Includes an "吊上金具" (Lifting Bracket) at 1000, a "点検口 (3個)" (3 Inspection Hatches) at 1090, a "貯水室メンテフランジ" (Storage Tank Maintenance Flange) at 1090, a "リリーフ弁" (Relief Valve) at 1090, a "ろ材" (Filter Media) at 1170, a "ろ過室" (Filter Room) at 1630, a "集水室" (Collection Room) at 1630, and a "ドレン" (Drain) at 800.
- Dimensions:** The total height is  $5643 \pm 50$ , and the distance from the bottom to the top of the filter room is 2570.

\* 本図の配管類は高さのみを示しており、方向は平面図に記載

項目	仕様・材質	サイズ	数量
貯水槽本体	F R P 製 (外面 F R P 型抜面)	Φ 2800 × H 5643	1 式
点検口	F R P 製フランジ	Φ 500	1 個
通気口	F R P 製フランジ	Φ 500	1 個
流入口	F R P 製フランジ	200A J I S 10K	1 個
流出口	F R P 製フランジ	150A J I S 10K	1 個
オーバーフロー	F R P 製フランジ	200A J I S 10K	1 個
ドレン	P V C 製手動バタフライ弁	100A J I S 10K	1 個
L W L センサー	電極 S U S 3 1 6	80A J I S 10K	1 個
吊上金具	S U S 3 0 4	_____	3 個
耐震金具	S U S 3 0 4 (あと施工アンカーミニマム 22 × 250 付属)	_____	4 個
圧力式水位センサー	圧力式	25A J I S 10K	1 個

#### 性能要目表（1基当たり）

地震力  $\times 1$  設計用標準震度 1.0, 地域係数 1.0



This technical diagram illustrates a cross-section of a cylindrical storage tank. The tank has a diameter of  $\phi 2800 \pm 30$ . Key features include:

- 通気口 (Venting Port):** Located at the top center.
- HWL (High Water Level):** Indicated by a dashed horizontal line.
- 流入口 (Inlet):** Located on the left side at a height of 2400 from the base.
- 流出口 (Outlet):** Located on the left side at a height of 400 from the base.
- LWL センサー (LWL Sensor):** A circular sensor assembly located at a height of 300 from the base.
- 点検口 (Inspection Port):** A circular opening at a height of 700 from the base.
- オーバーフロー (Overflow):** A pipe assembly on the right side at a height of 1500 from the base.
- パン (Pan):** A pipe assembly at the bottom right.

Vertical dimensions are marked on the left and right sides, and a horizontal dimension is marked at the top. A vertical dimension of 1000 is also indicated on the right side.

\_\_\_\_\_

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

●工事名	R 6 基盤 椿泊漁港 荷さばき所海水取配水設備工事 (扱い手確保型)	●図面番号	SP-02	株式会社 橋建築事務所
●図面名	海水処理設備 機器表	●縮尺	NO SCALE	一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明

凡例

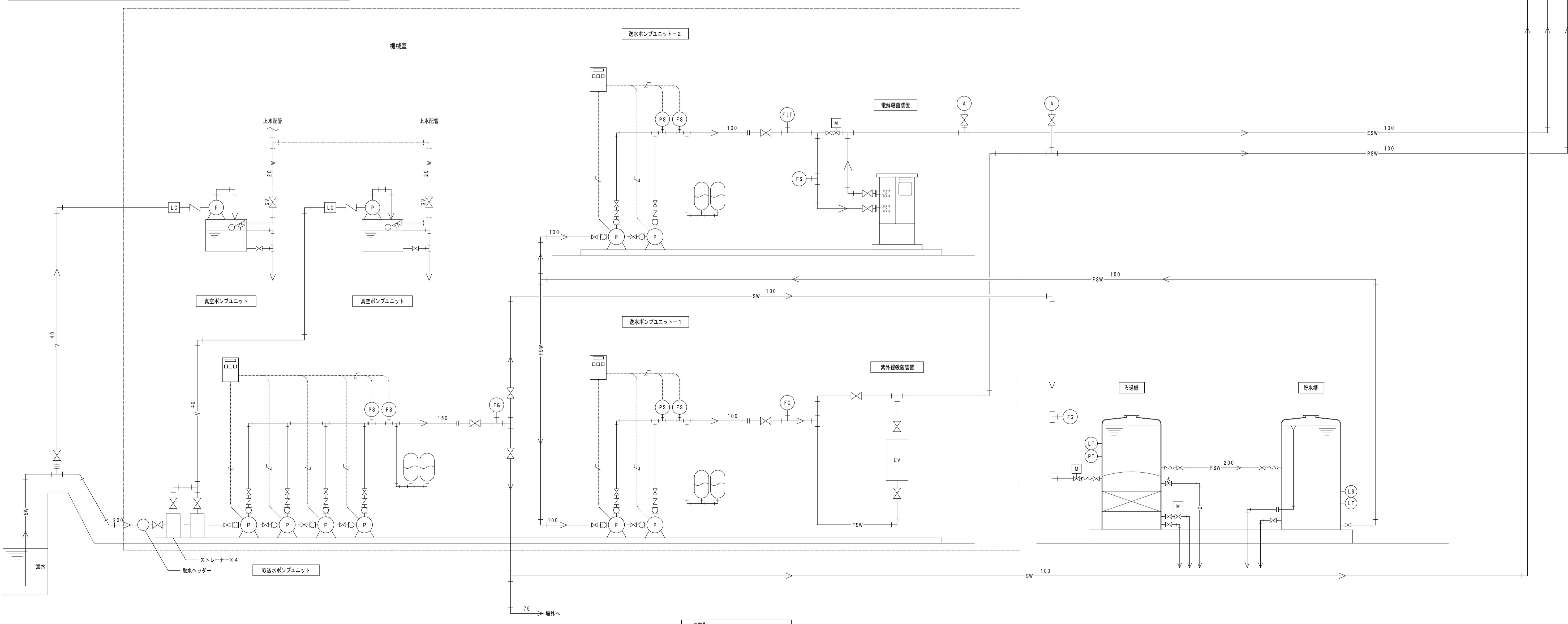
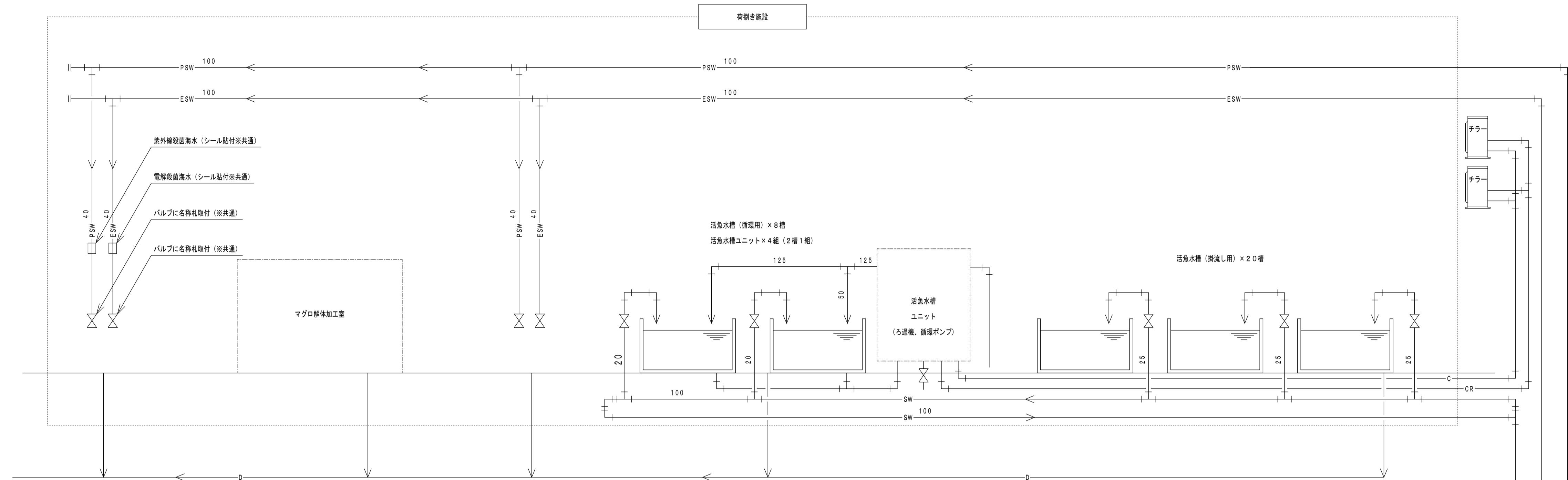
記号	名称	記号	名称
SW	原海水	PT	圧力計(接点付き)
FSW	ろ過海水	FG	流量計
PSW	紫外線殺菌海水	FS	流量センサー
ESW	電解殺菌海水	FIT	流量送信器
V	真空配管	PS	圧力センサー
W	上水	LC	満水検知器(水位計)
D	排水	LT	水位送信器
C-CR	冷水配管	A	エア抜弁
	バルブ類	LS	水位センサー
M	電動二方弁		

1. 排け流し水槽3,000L用水量算定  
2時間に1回転、1時間当たり1,500L/h (25L/min)  
20槽分の水量=25L/min × 20=500L/min

2. 循環水槽3,000L用水量算定  
1日2回、3回転すると900L/日=37.5L/h=0.625L/min  
8槽分の水量=0.625L/min × 8=5L/min

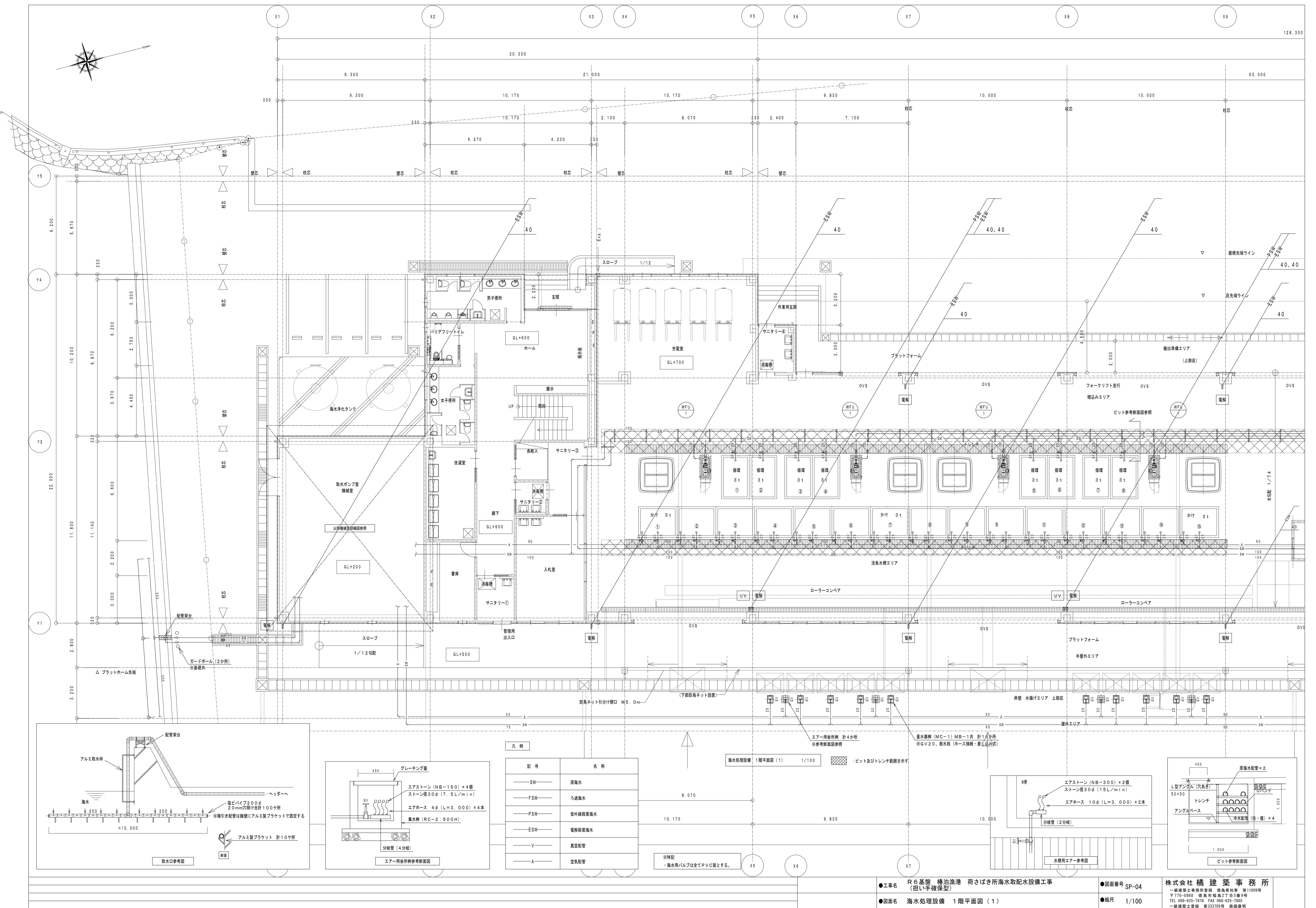
3. UV、電解殺菌装置で同時に使用は無いため大きい方の電解殺菌装置の620L/minとする。

4. 取水ポンプユニットの水量検討  
上記1の500L/min × 2倍(屋外桶用含む)プラス、  
上記3の620L/minで1,620L/minとする。  
余裕率1.2倍とし1,620L/min × 1.2=2,000L/minとする。



●工事名 R6基盤 槽泊漁港 荷さばき所海水取配水設備工事 (扱い手確保型)	●図面番号 SP-03
●図面名 海水処理設備 系統図	●縮尺 NO SCALE

株式会社 橋建築事務所  
一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号  
〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号  
TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885  
一級建築士登録 第333705号 森脇康明

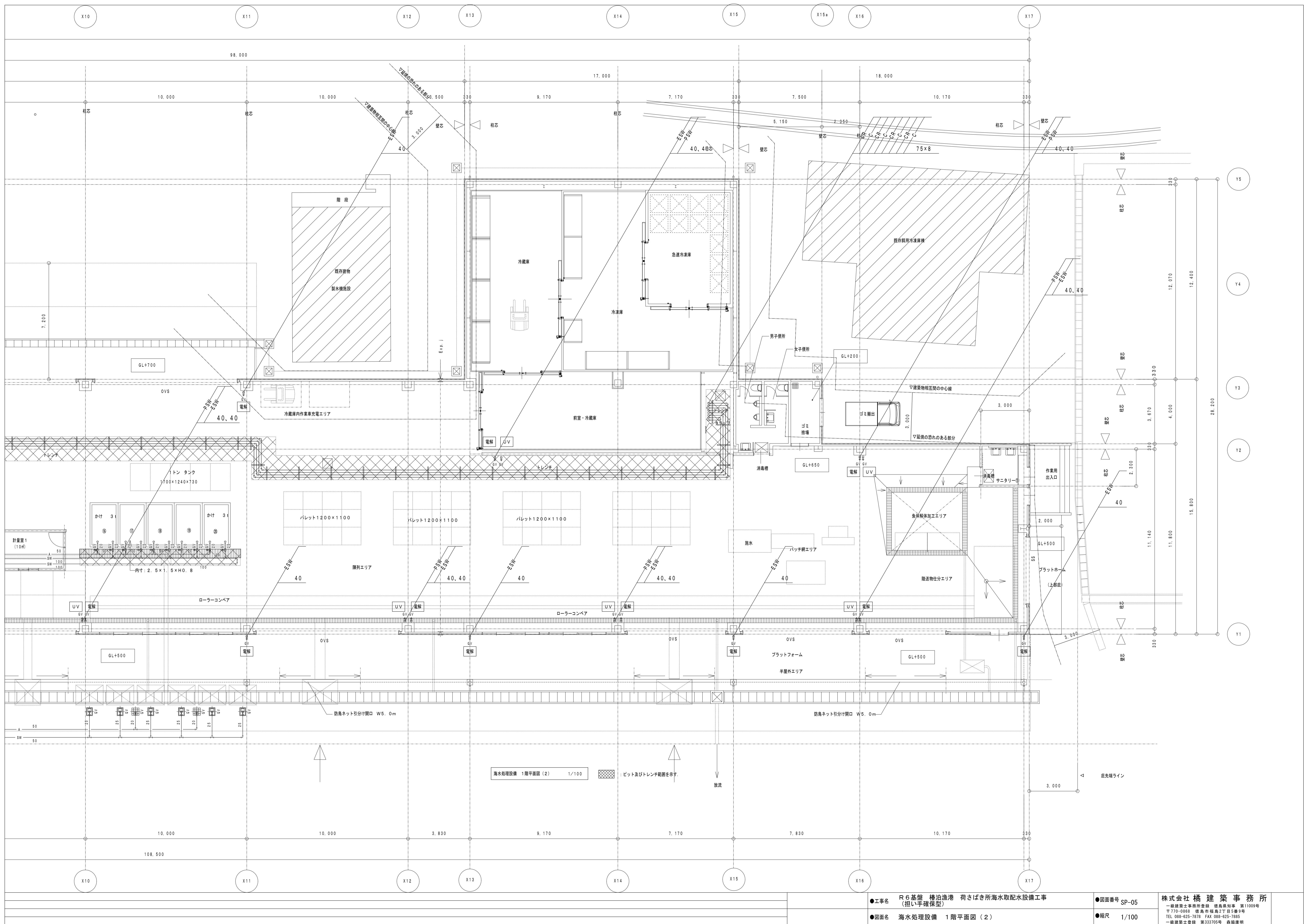


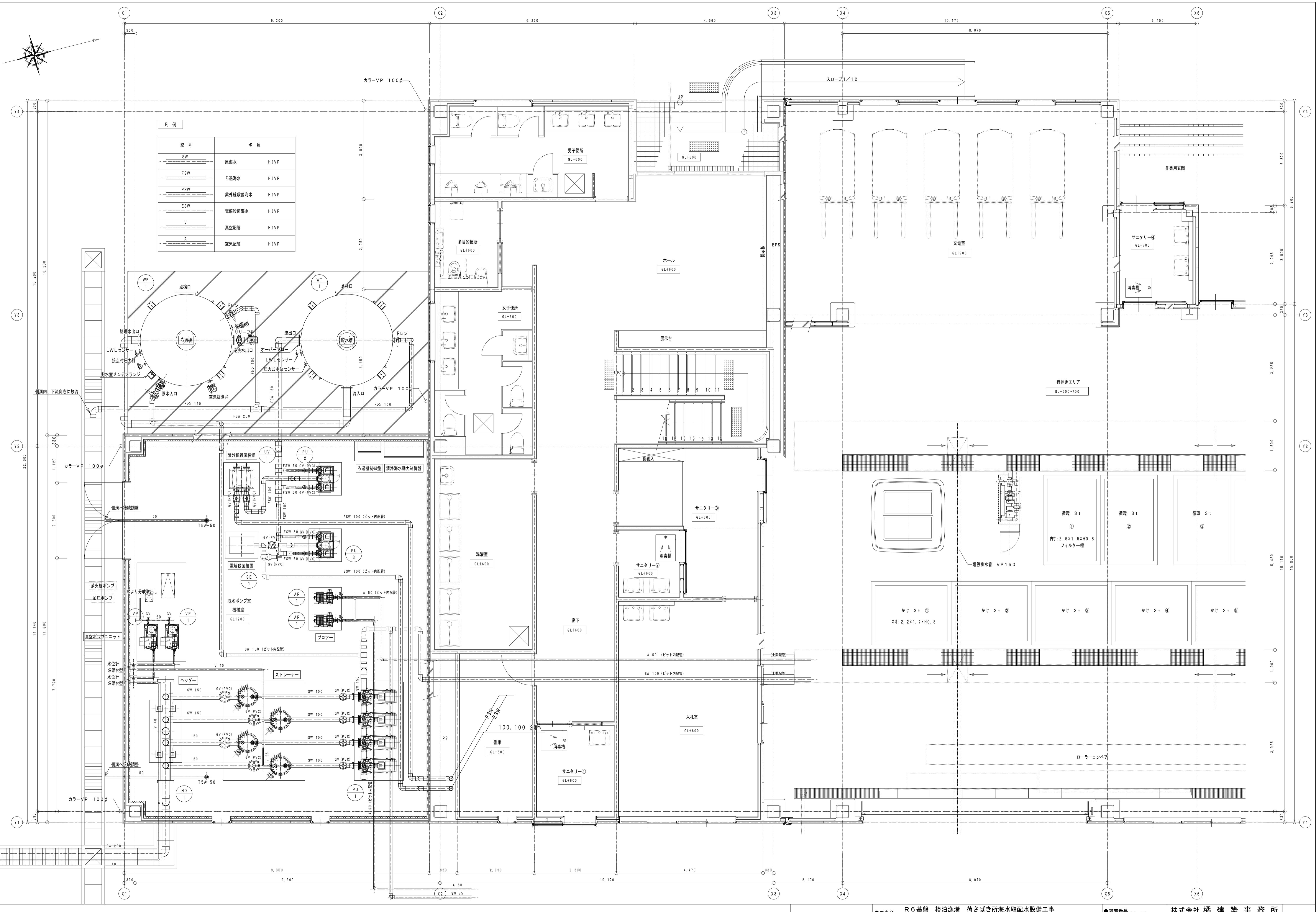
●工事名 R6基盤 椿泊漁港 荷さばき所海水取配水設備工事  
(扱い手確保型)

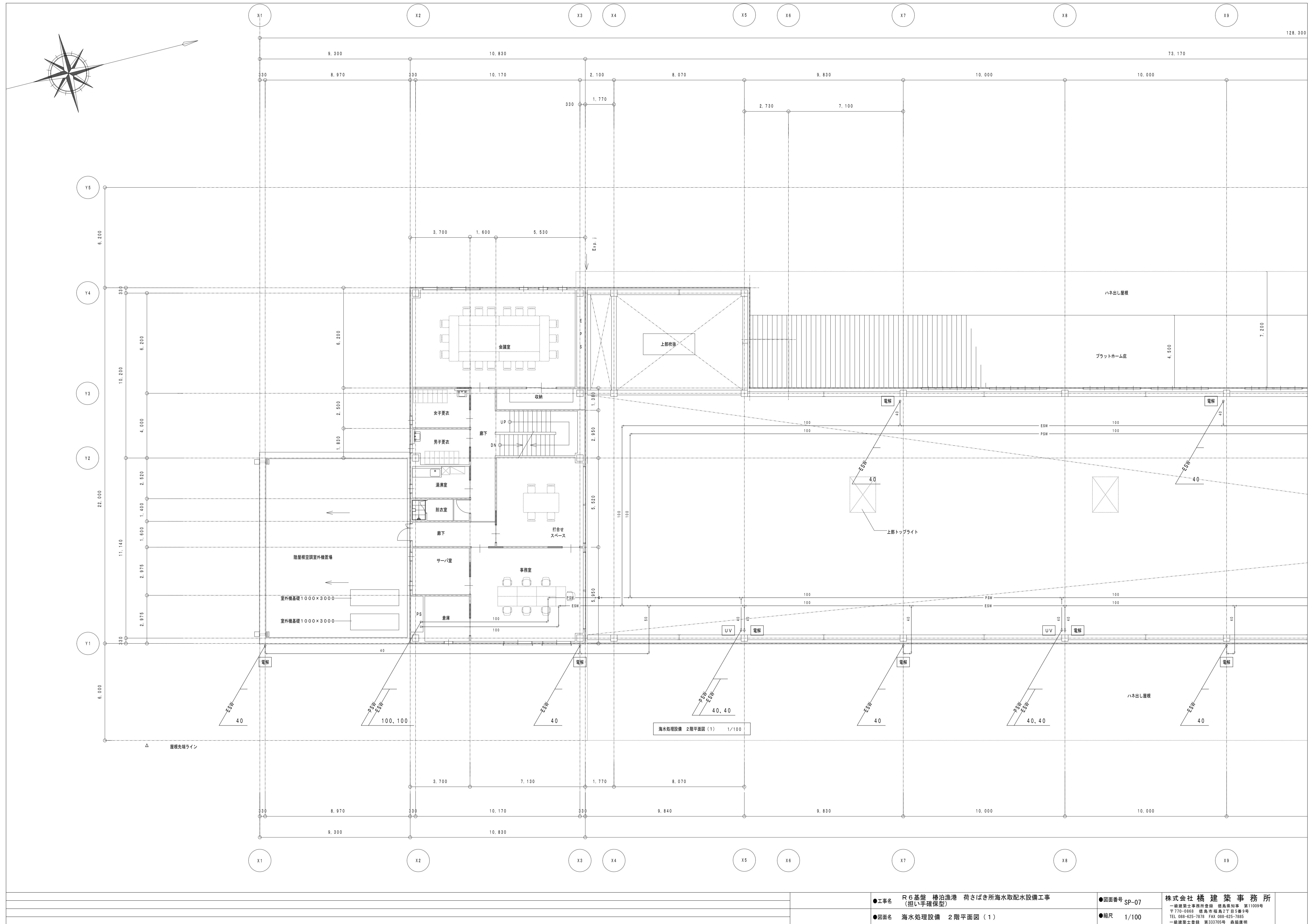
●図面番号 SP-04

## 株式会社 橘 建 築 事 務 所

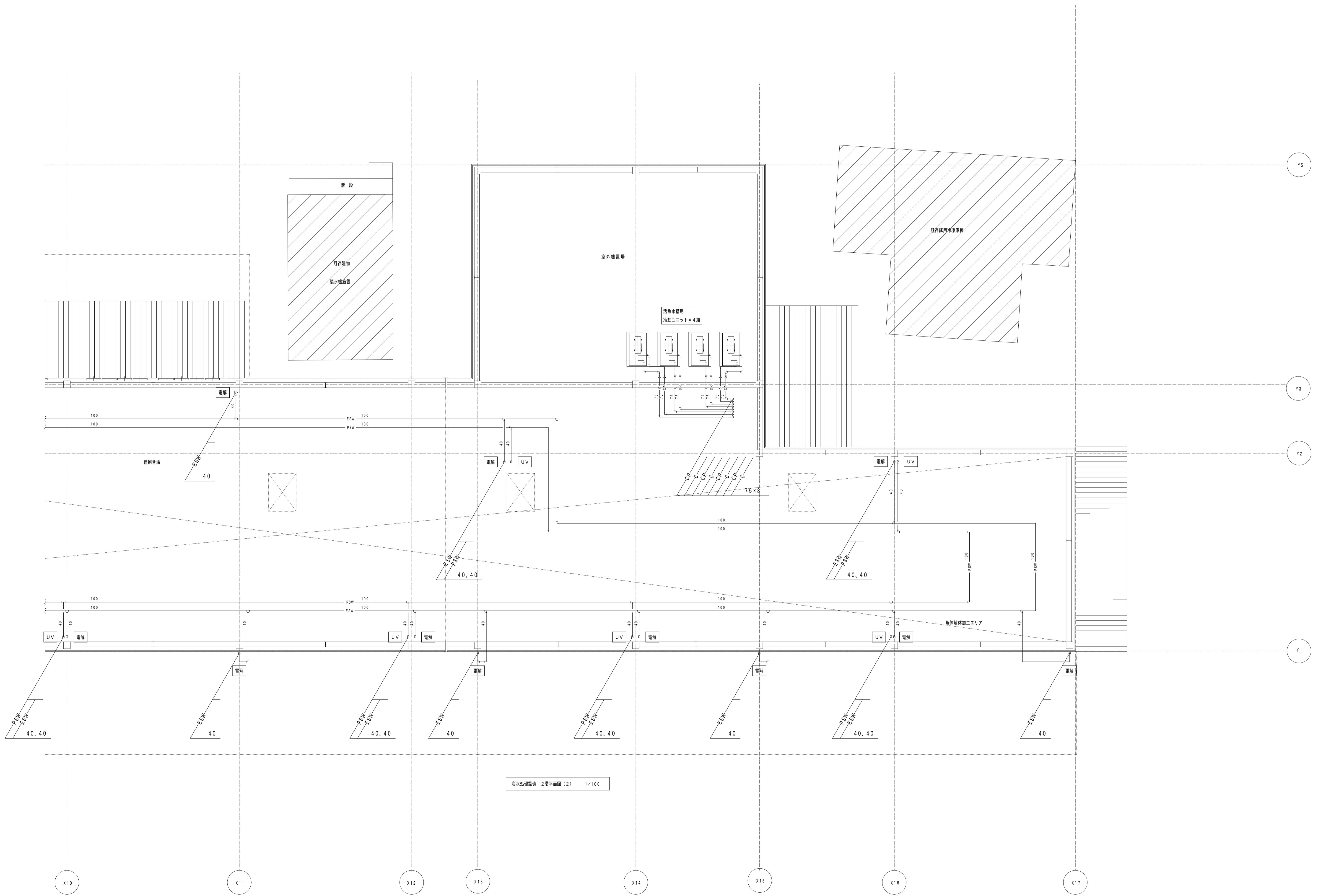
一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号  
〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号  
TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885  
一級建築士登録 第333705号 森脇康明





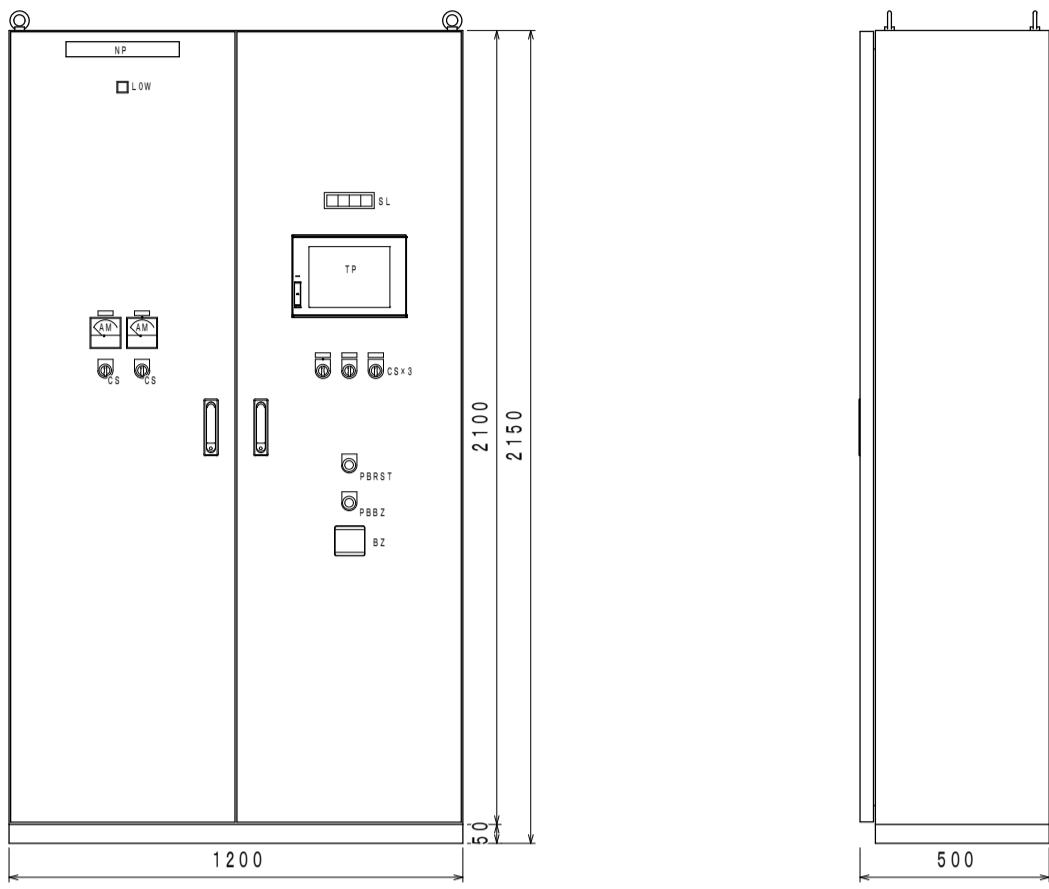


●工事名 R 6 基盤 椿泊漁港 荷さばき所海水取配水設備工事  
 (扱い手確保型) ●図面番号 SP-07  
 ●図面名 海水処理設備 2階平面図 (1) ●縮尺 1/100  
 株式会社 橋建築事務所  
 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号  
 〒770-0868 徳島市徳島2丁目5番9号  
 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885  
 一級建築士登録 第333705号 森脇慶明

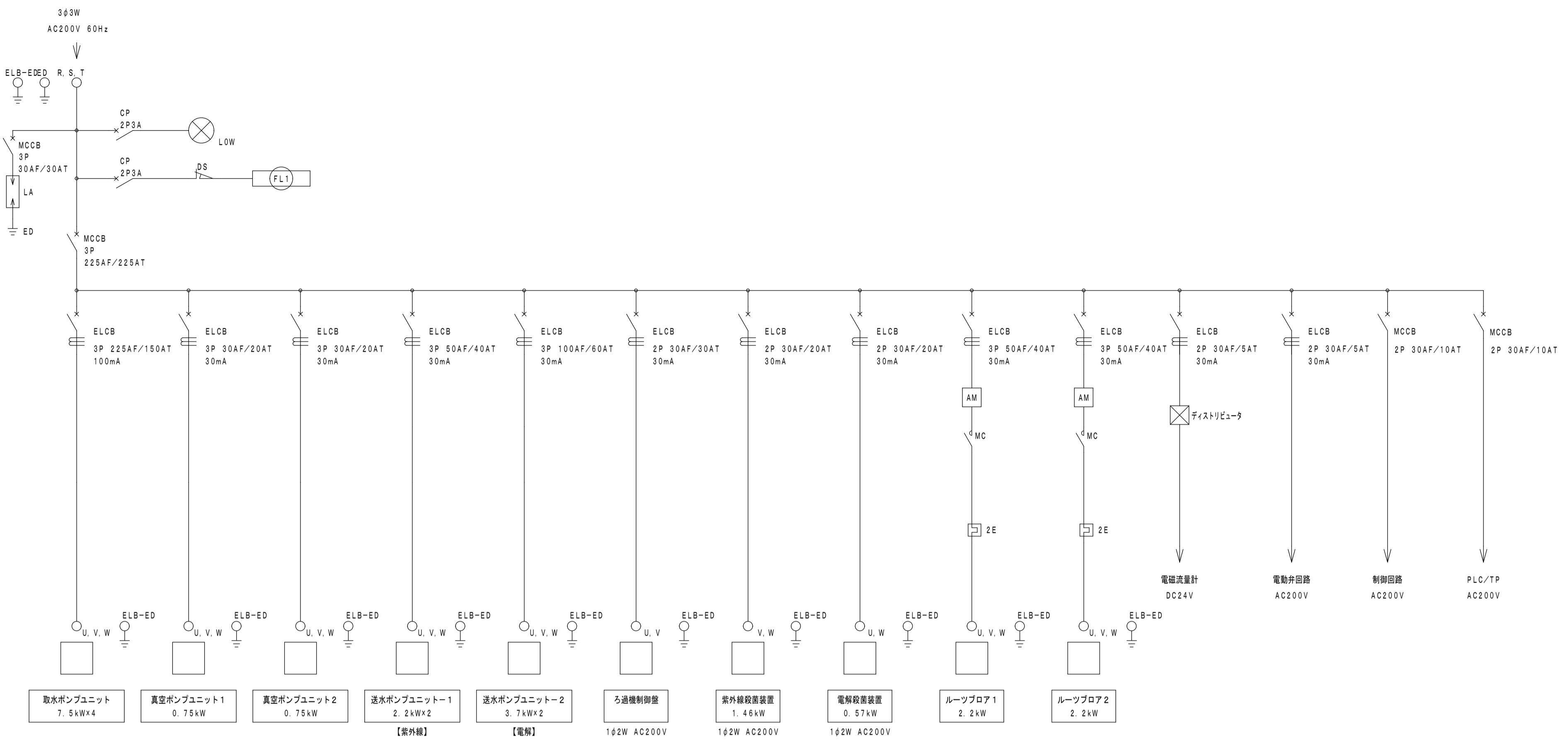


海水処理設備 2階平面図 (2) 1/100

●工事名 R 6 基盤 椿泊漁港 荷さばき所海水取配水設備工事 (扱い手確保型)	●図面番号 SP-08	株式会社 橋建築事務所
●図面名 海水処理設備 2階平面図 (2)	●縮尺 1/100	一級建築士事務所登録 第11009号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森謙慶明

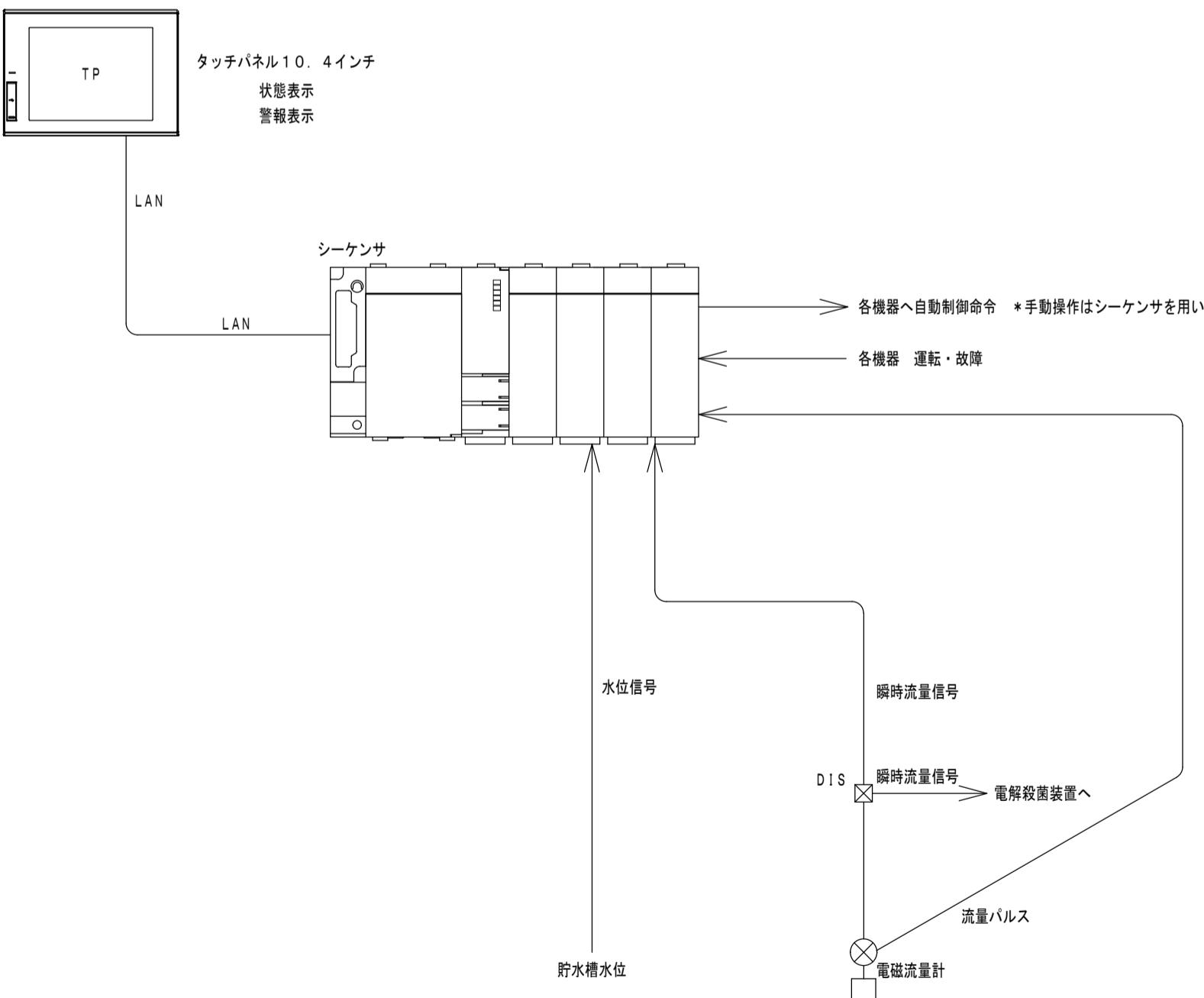


箱体仕様	
型 式	屋内自立型
ベ 基	SUS L-50x50x6t
外 基	耐塩塗装 5Y 7/1
正 面 (扉)	SUS 2.0t
機 器 取 付 板	耐塩塗装 5Y 7/1



清浄海水動力制御盤 姿図

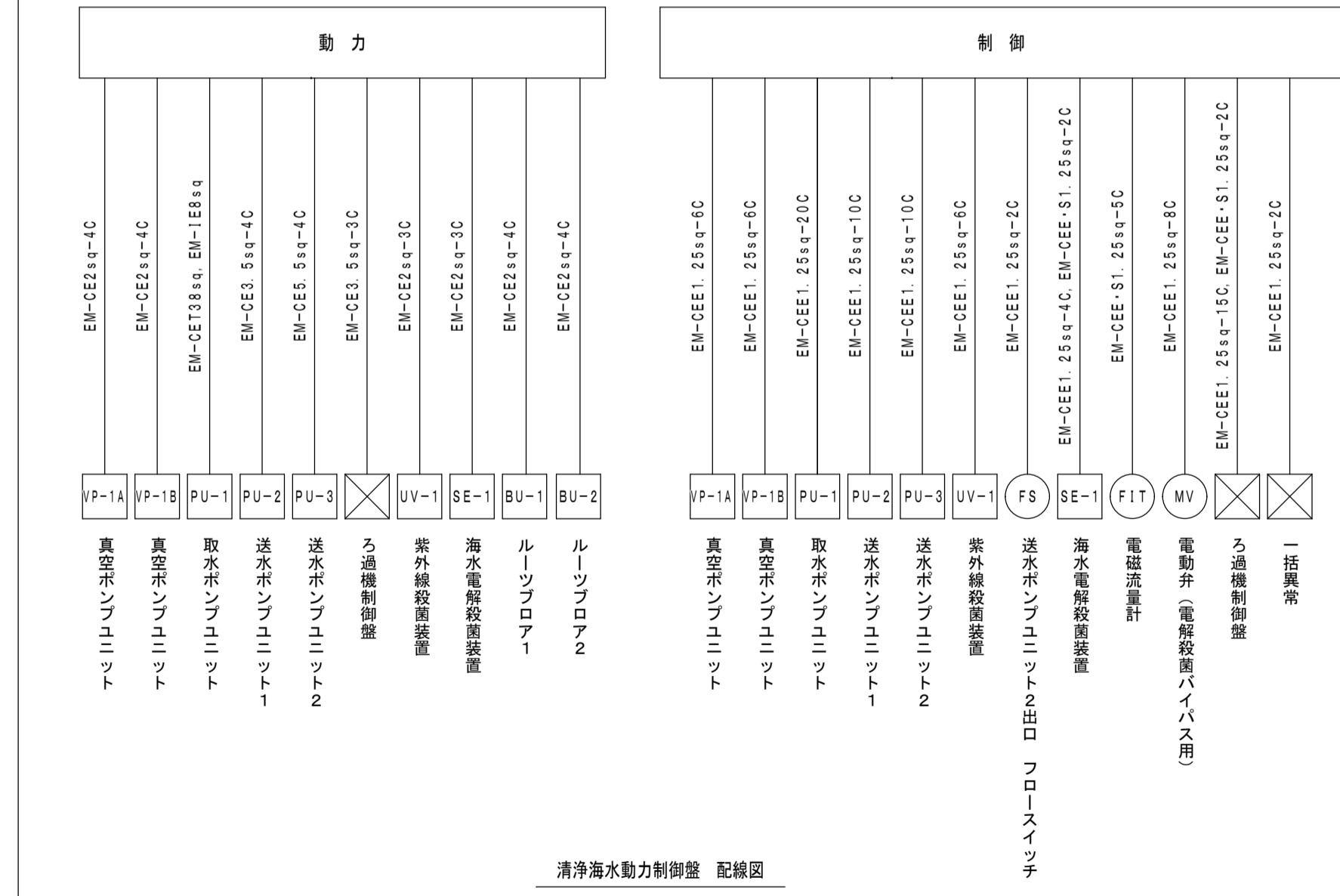
単線接続図



#### 制御盤概要

- 真空ポンプユニットについては電源を供給し運転・故障状態を監視する。
- 取水ポンプユニットには電源を供給し真空ポンプとのインターロックを取る。また運転・故障状態を監視する。
- ろ過制御盤は運転・故障状態を監視し貯水槽水位信号を受ける。
- 送水ポンプユニット1・2には電源を供給し貯水槽水位とインターロックを取る。また運転・故障状態を監視する。
- 電磁流量計に電源を供給し流量信号を電解殺菌装置へ送る。
- 電解殺菌装置には電源を供給し故障状態を監視する。
- 紫外線殺菌装置の入／切／自動選択を行い自動時はフローSW連動とする。運転・故障状態を監視する。
- タッチパネルの主たる機能は下記とする。
  - 運転状態・警報表示
  - 警報履歴表示
  - 各タイマー設定
- 警報が発生した場合は画面ブザー通知及びタッチパネル 警報画面自動切替を行う。

盤システム構成

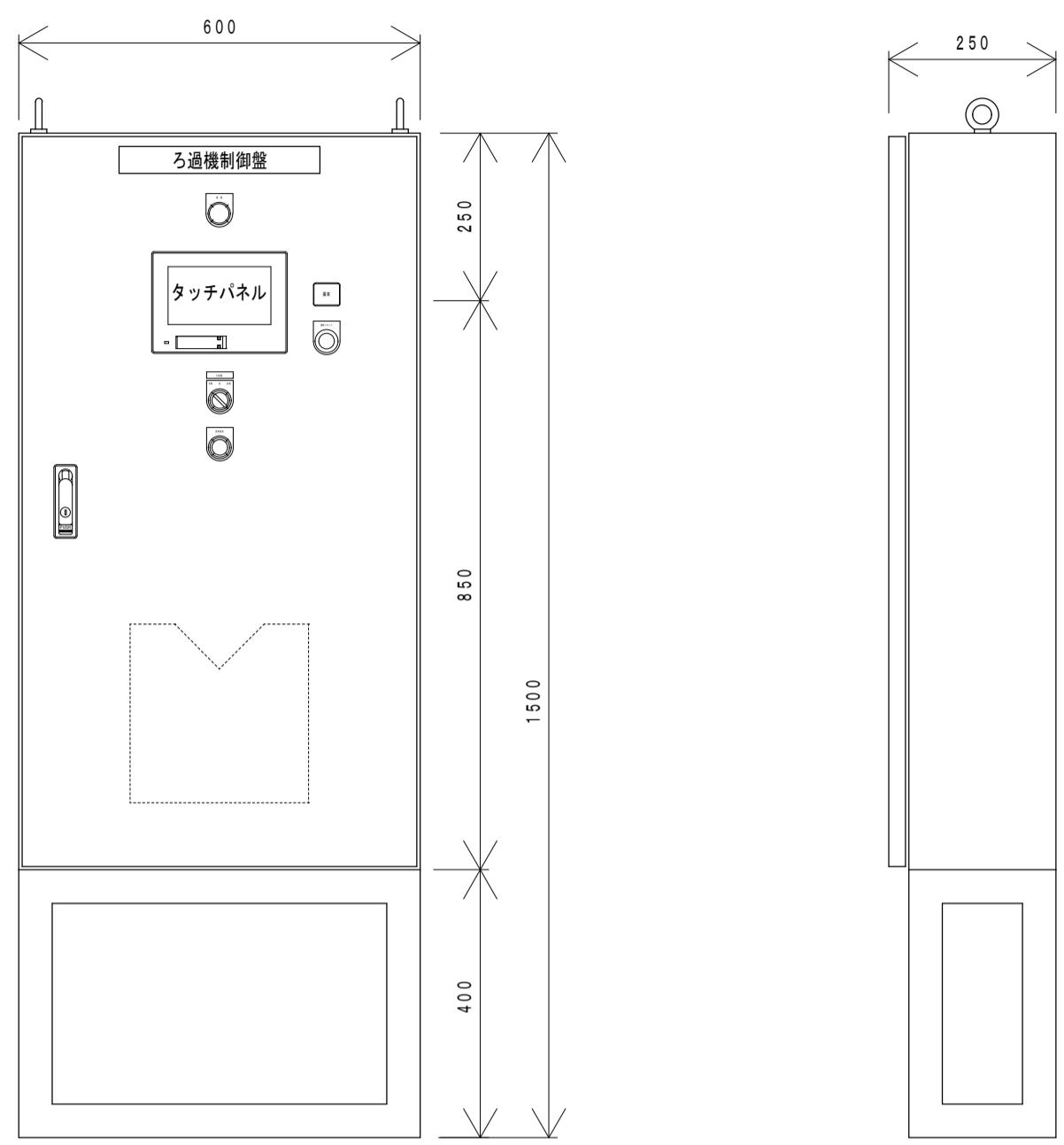


清浄海水動力制御盤 配線図

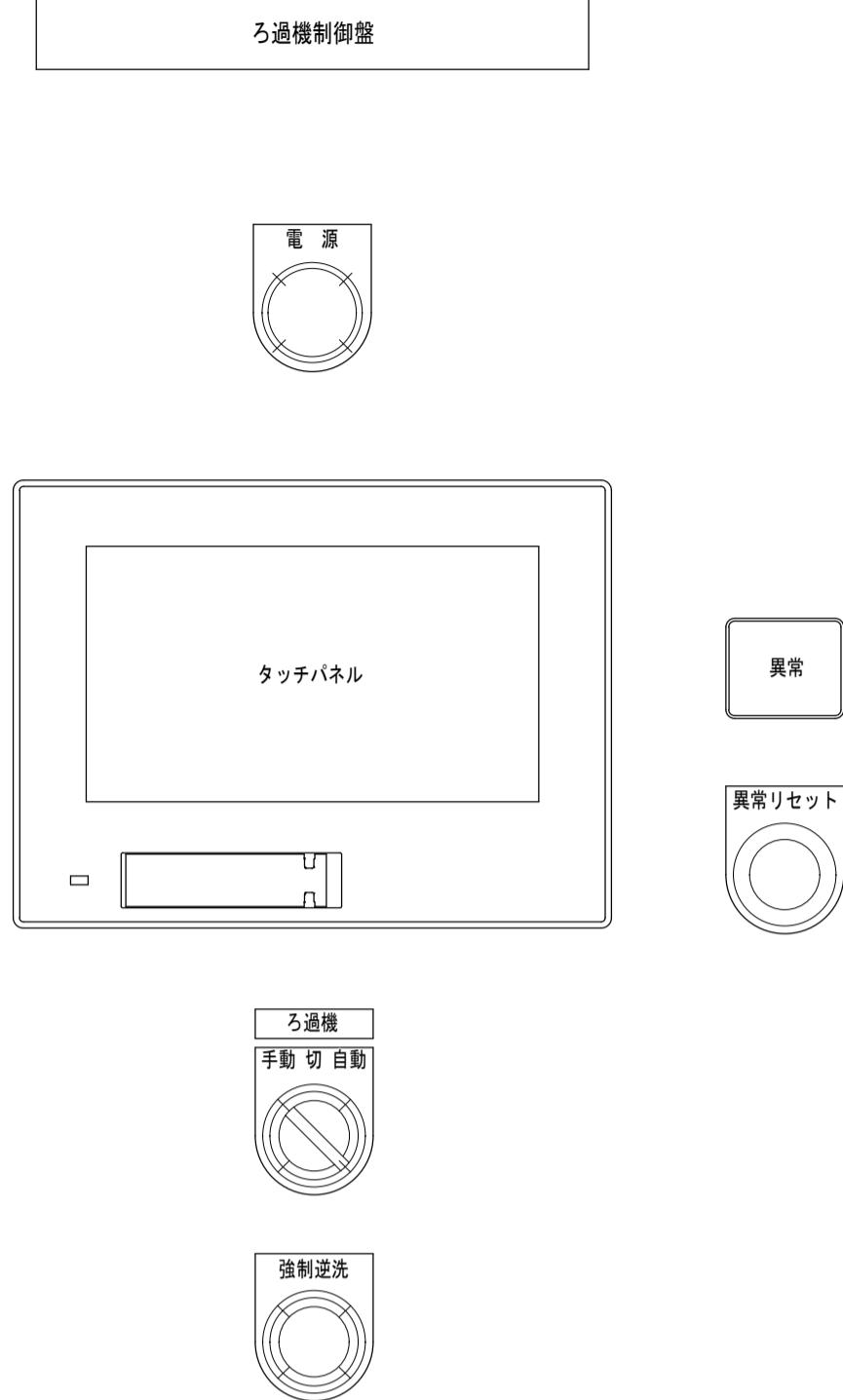
●工事名	R 6 基盤 椿泊漁港 荷さばき所海水取配水設備工事 (担い手確認型)	●図面番号	SP-09
●図面名	海水処理設備 清浄海水動力制御盤外形図・単線接続図・配線図	●縮尺	NO SCALE

株式会社 橋 建 築 事 務 所	第一建設本部新潟支店 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明
------------------	--

ろ過機制御盤 外形図



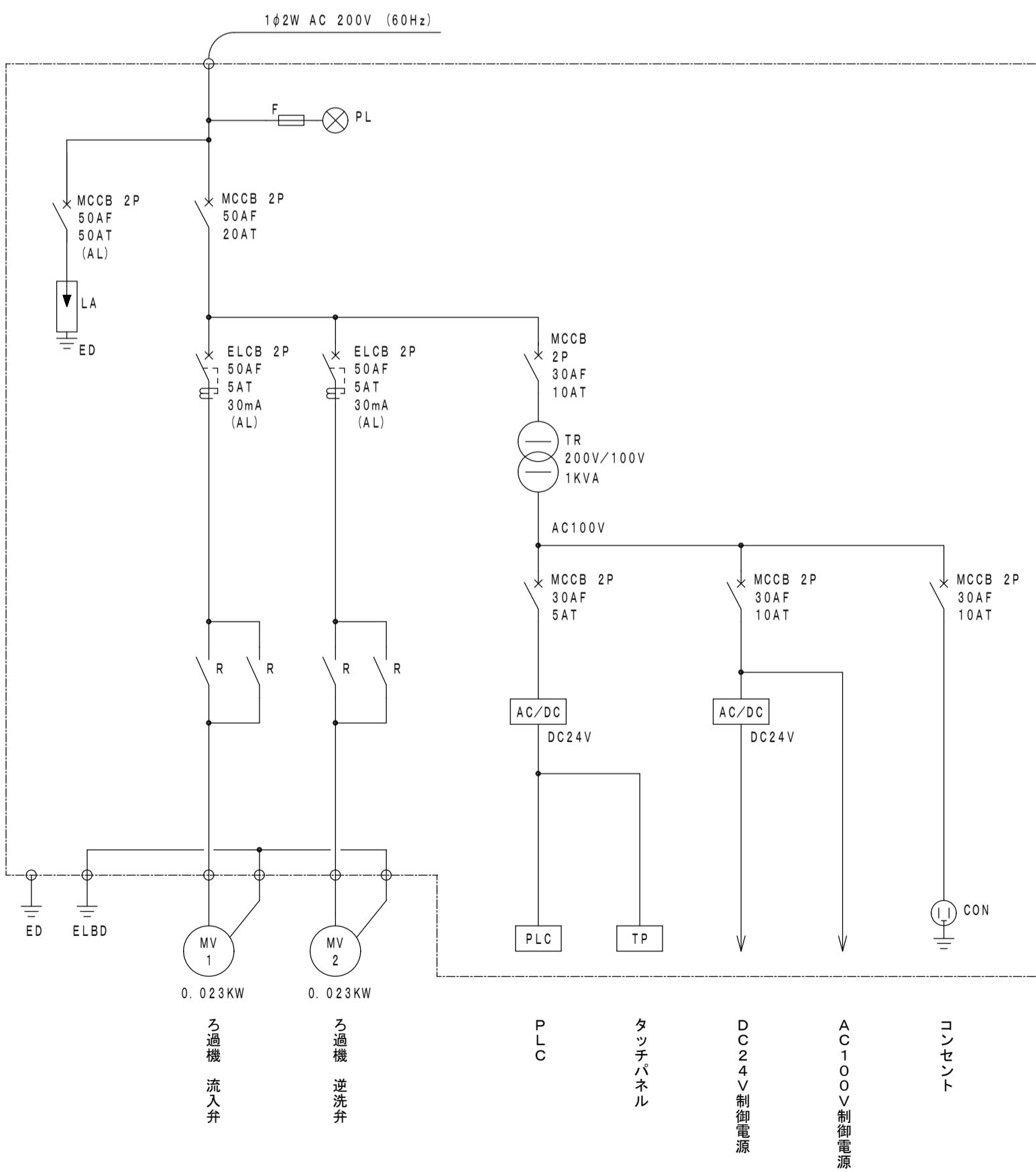
面体仕様	
型 式	屋内自立型
ベース	SUS L-50×50×6t
外 茄	SUS 2t
扉	SUS 2t
機器取付板	鋼板 2, 3t
塗装外面	重耐塗装 5Y7/1 半ツヤ
塗装内面	重耐塗装 5Y7/1 半ツヤ



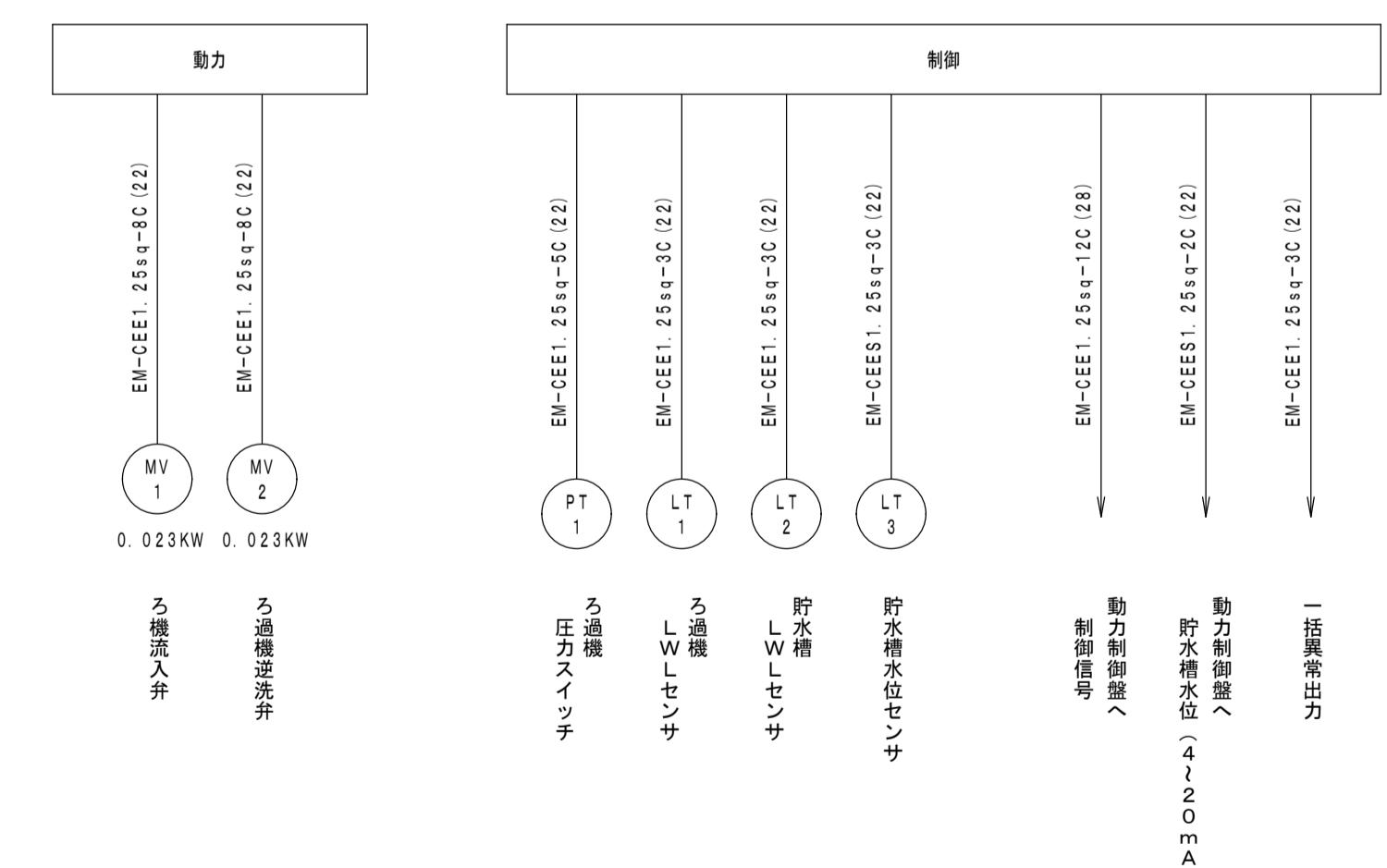
外形図

扉面詳細図

ろ過機制御盤 単線結線図



ろ過機制御盤 配線図

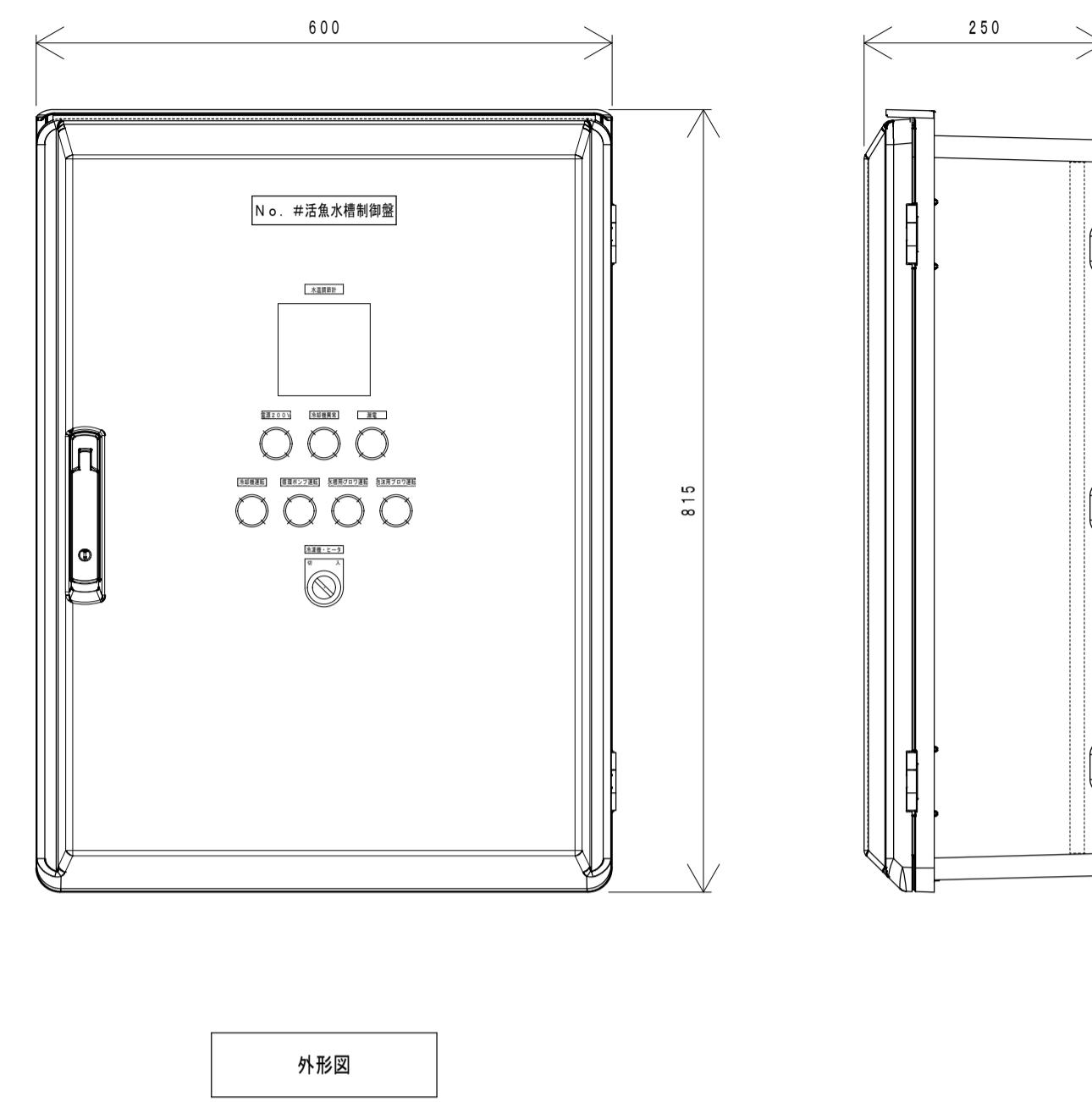


●工事名	R 6 基盤 椿泊漁港 荷さばき所海水取配水設備工事 (扱い手確保型)
●図面番号	SP-10

●図面名	R 6 基盤 椿泊漁港 荷さばき所海水取配水設備工事 (扱い手確保型)
●縮尺	NO SCALE

株式会社 橋 建 築 事 務 所  
一級建築士事務所登録 福島県知事 第11009号  
〒770-0868 福島市椿島2丁目5番9号  
TEL 080-625-7878 FAX 080-625-7885  
一級建築士登録 第333705号 森謙慶明

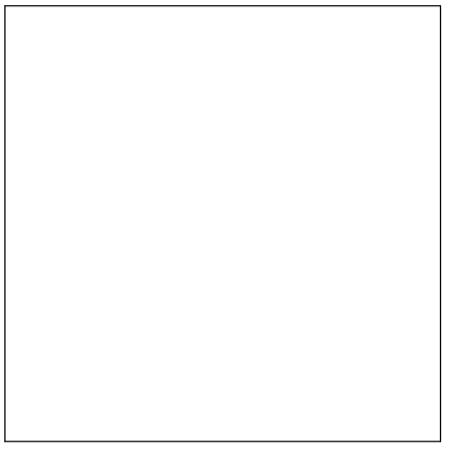
活魚水槽制御盤 外形図



函体仕様	
型 式	FRP樹脂製ボックス
外 面	FRP樹脂 4t
扉	FRP樹脂 4t
機器取付板	鋼板 2.3t
色 彩	クリーム色 (2.5Y9/1)

活魚水槽制御盤

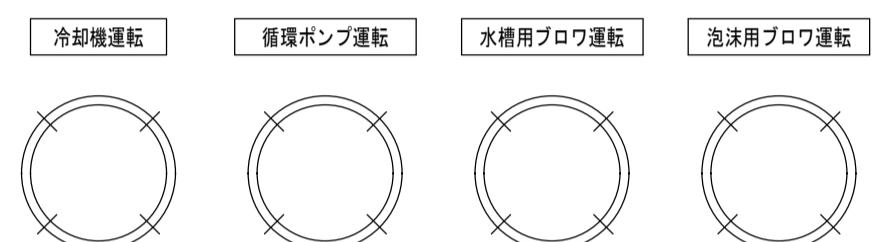
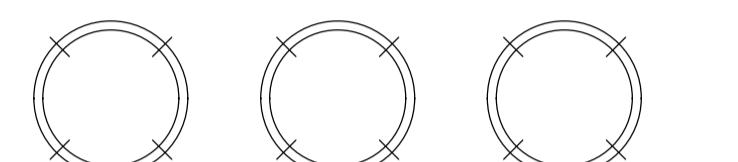
水温調節計



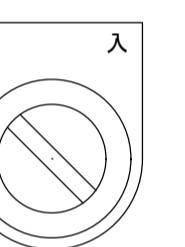
電源 200V

冷却機異常

消電

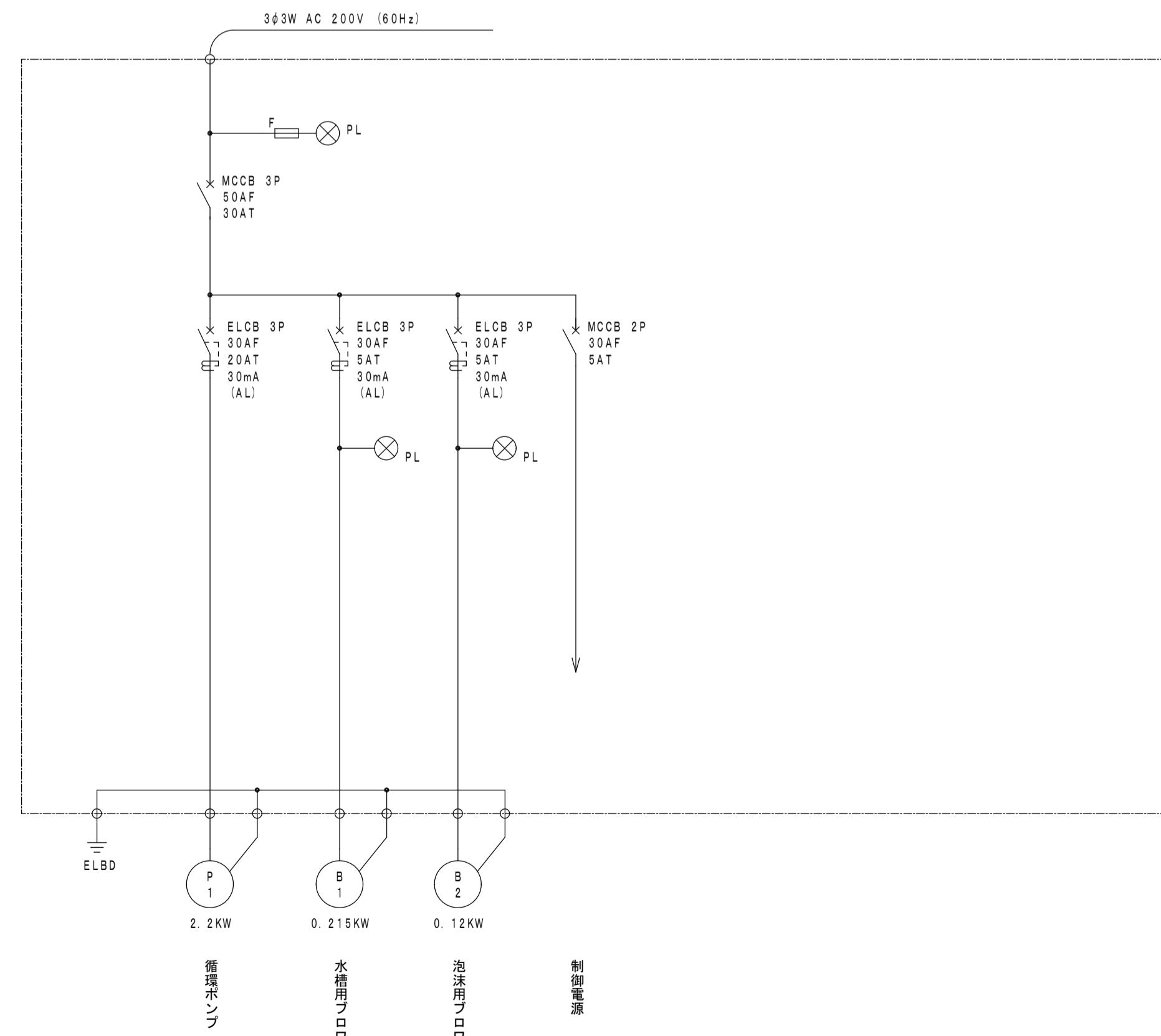


冷却機

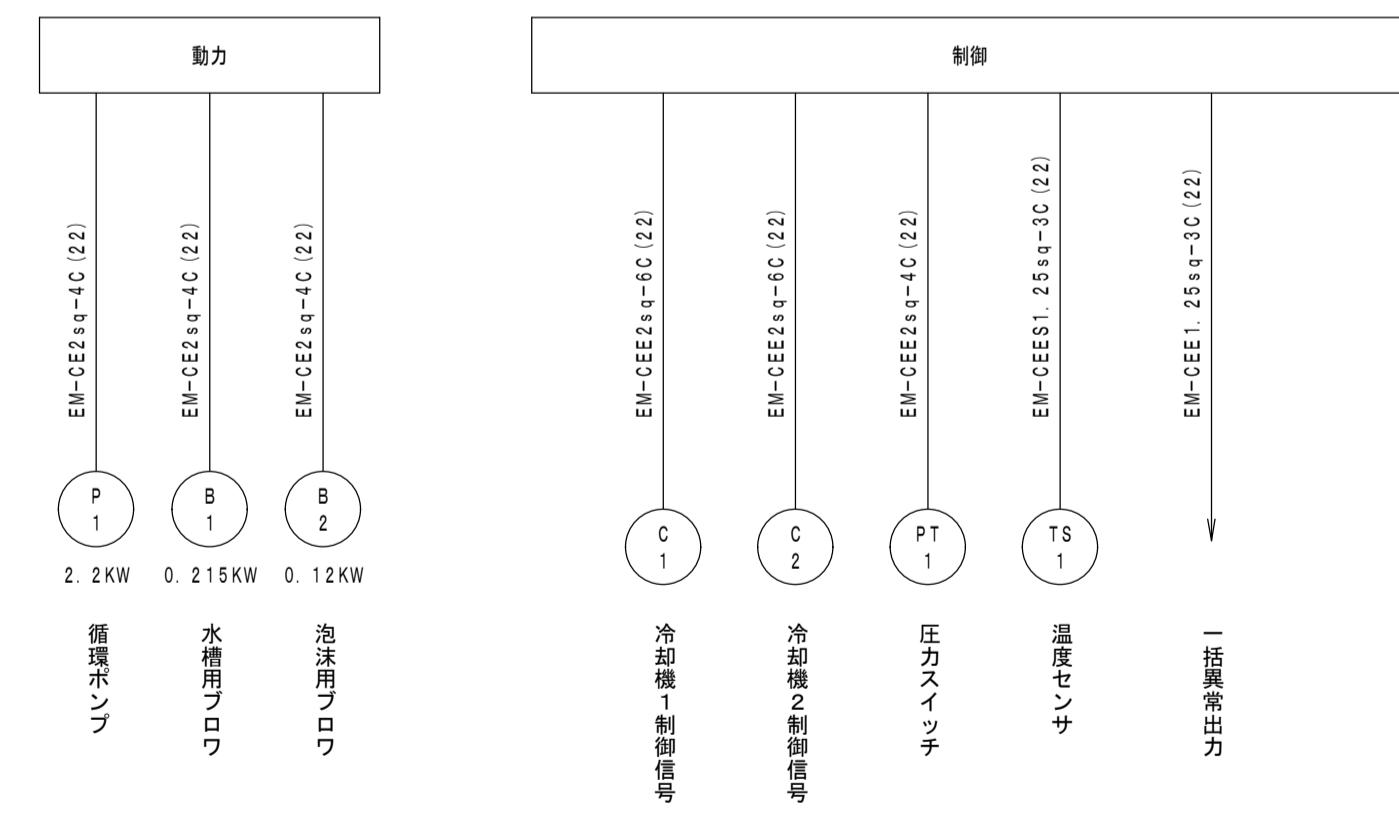


扉面詳細図

活魚水槽制御盤 單線結線図



活魚水槽制御盤 配線図



●工事名 R6基盤 槽泊漁港 荷さばき所海水取配水設備工事 (扱い手確保型)

●図面番号 SP-11

株式会社 橋建築事務所

一級建築士事務所登録 第11009号

〒770-0868 徳島市北島2丁目5番9号

TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885

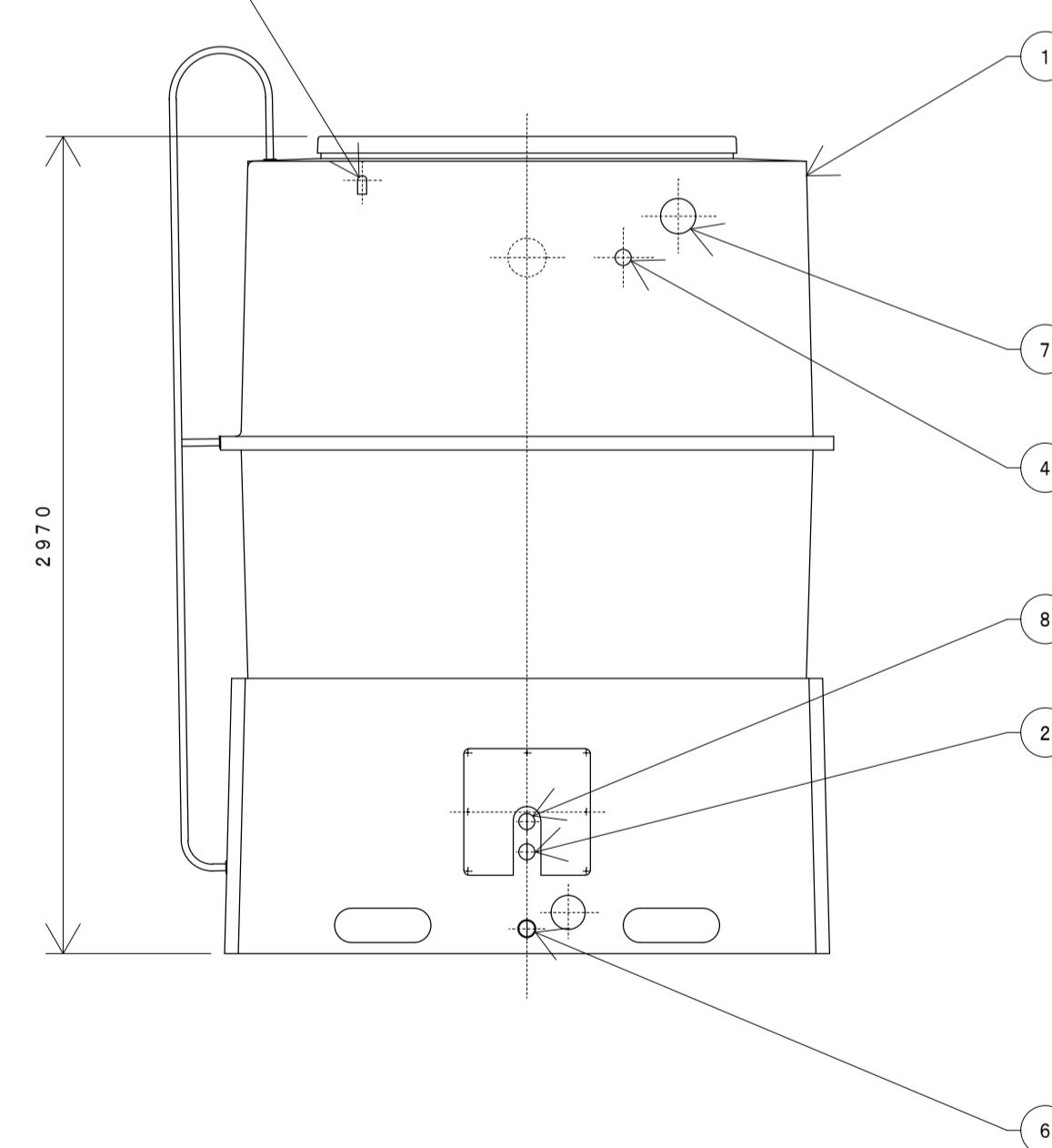
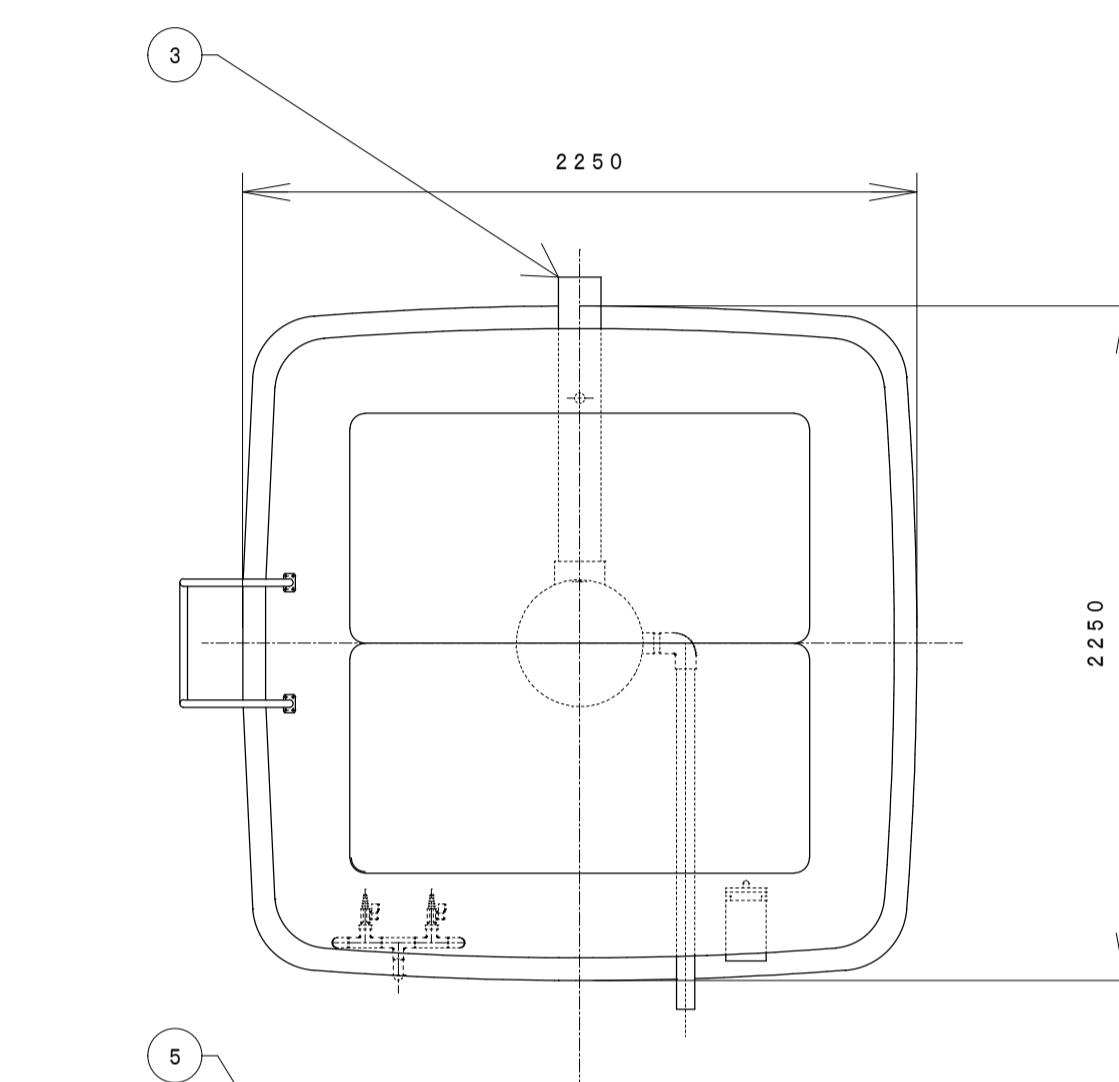
-級建築士登録 第333705号 森謙慶明

●図面名 海水処理設備 活魚水槽制御盤外形図・単線結線図・配線図

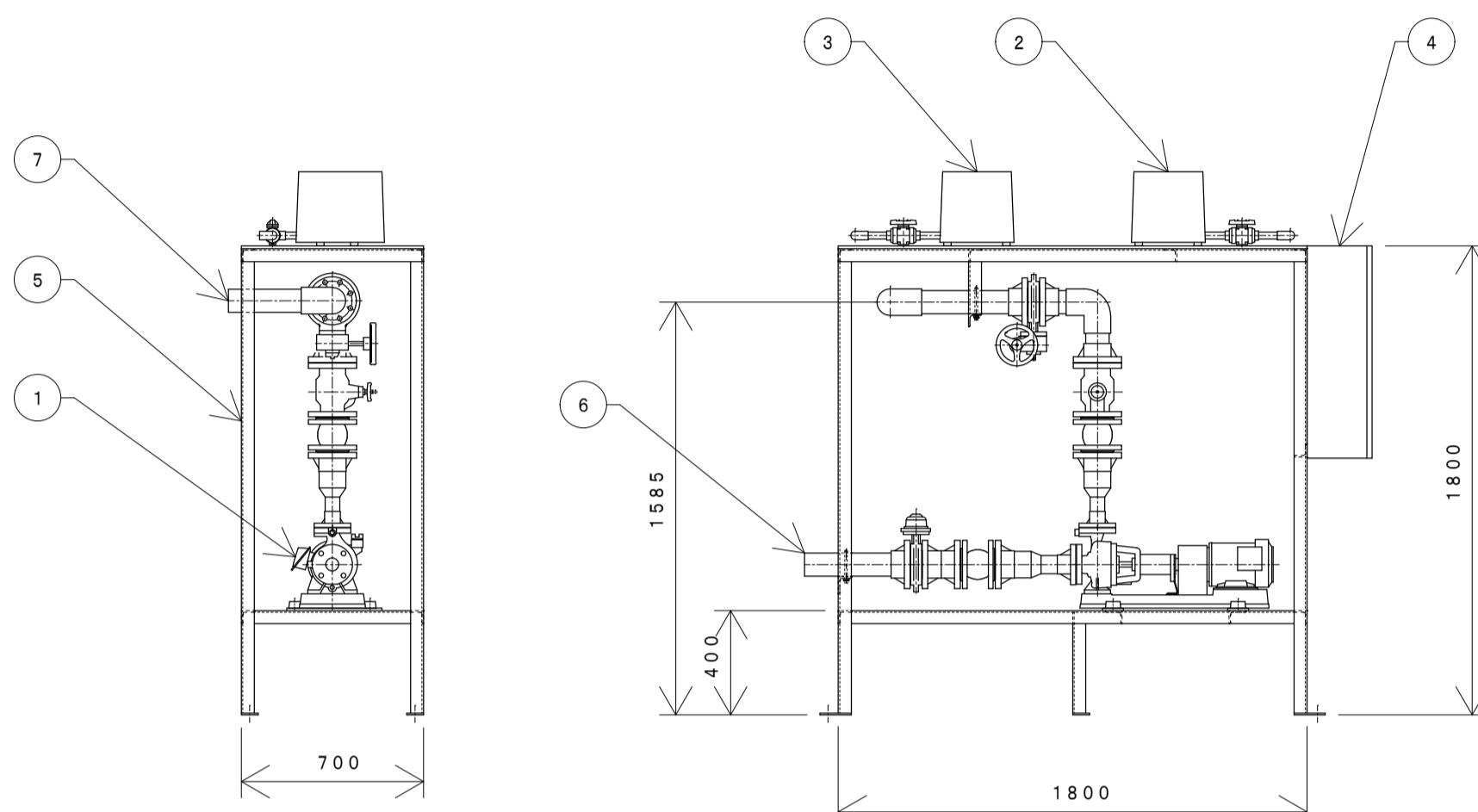
●縮尺 NO SCALE

	生物ろ過槽	S=1:25	台数	4		機械ユニット	S=1:25	台数	4
--	-------	--------	----	---	--	--------	--------	----	---

No.	項目	仕様	数量
1	ろ過槽	FRP製	1
2	水槽水入口	50A JIS 10K	1
3	ろ過水出口	VP125A	1
4	泡沫出口	VP50A	1
5	泡沫用空気入口	PVC製ソケット20A	1
6	ドレン	PVC製ボールバルブ50A JIS10K	1
7	洗浄水排水口	PVCソケット100A	1
8	空気逆洗口	PVC製ソケット ボールバルブ付き 50A JIS10K	1

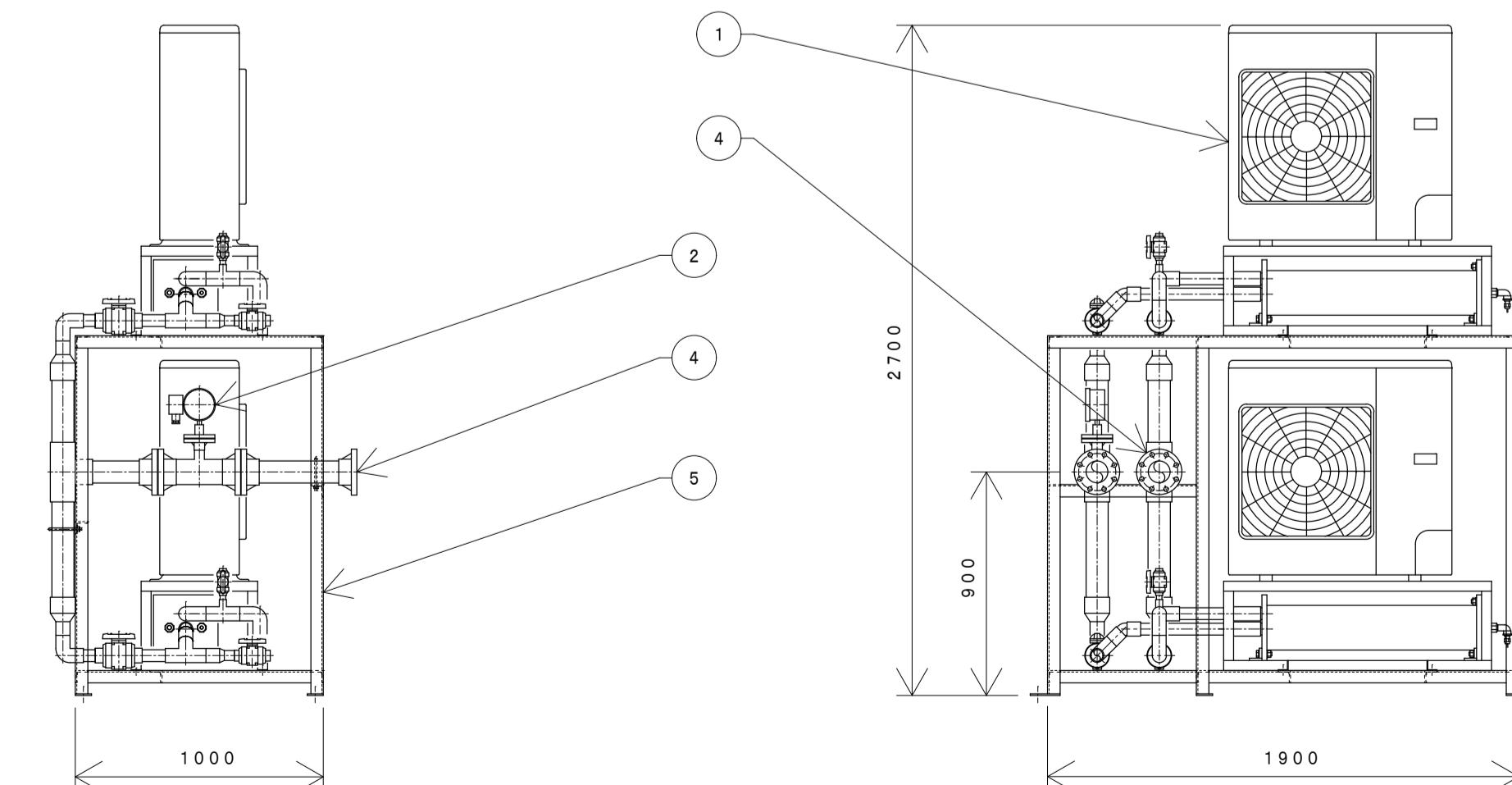


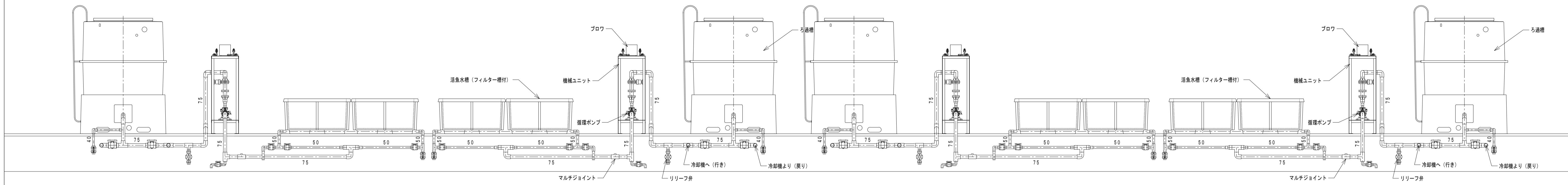
No.	項目	仕様	数量
1	循環ポンプ	2.2kW 3φ200V 300L/min×20m	1
2	水槽用プロワ	0.215kW	1
3	泡沫用プロワ	0.12kW	1
4	活魚水槽制御盤	FRP製樹脂ボックス	1
5	蓋台	SUS304	1
6	吸込口	VP75A	1
7	吐出口	VP75A	1



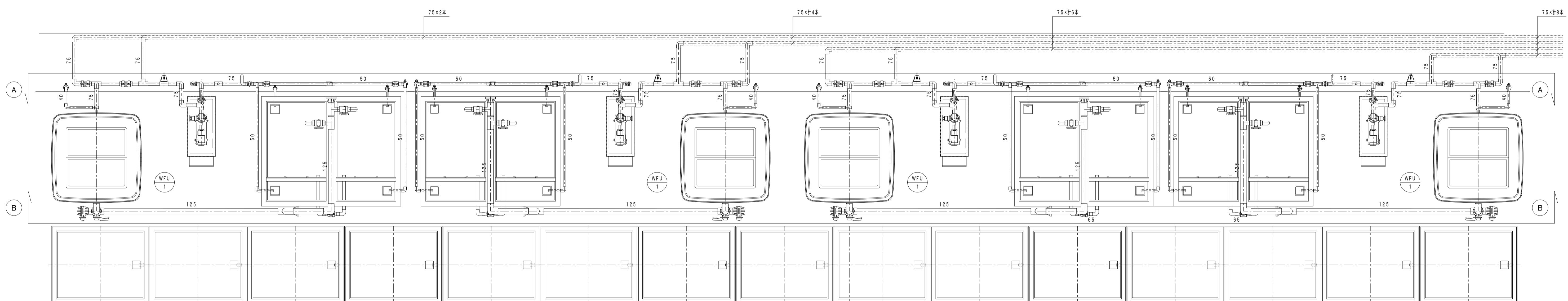
	冷却機ユニット	S=1:25	台数	4
--	---------	--------	----	---

No.	項目	仕様	数量
1	冷却機	2.2kW 3φ200V 冷却能力7.5kW	2
2	接点付き圧力計	25A JIS 10K	1
3	循環流入口	80A JIS10K	1
4	循環流出口	80A JIS10K	1
5	蓋台	SUS304	1

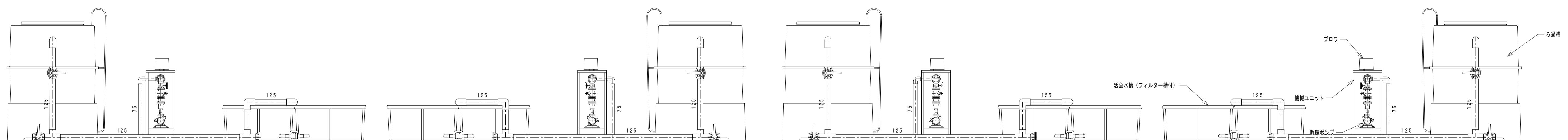




A方向断面図



平面図



B方向断面図

●工事名	R 6 基盤 椿泊漁港 荷さばき所海水取配水設備工事 (扱い手確保型)	●図面番号	SP-13
●図面名	海水処理設備 活魚水槽システム参考配管図	●縮尺	1/50

株式会社 橋建築事務所  
一級建築士事務所登録 第11009号  
〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号  
TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885  
一級建築士登録 第333705号 森脇康明

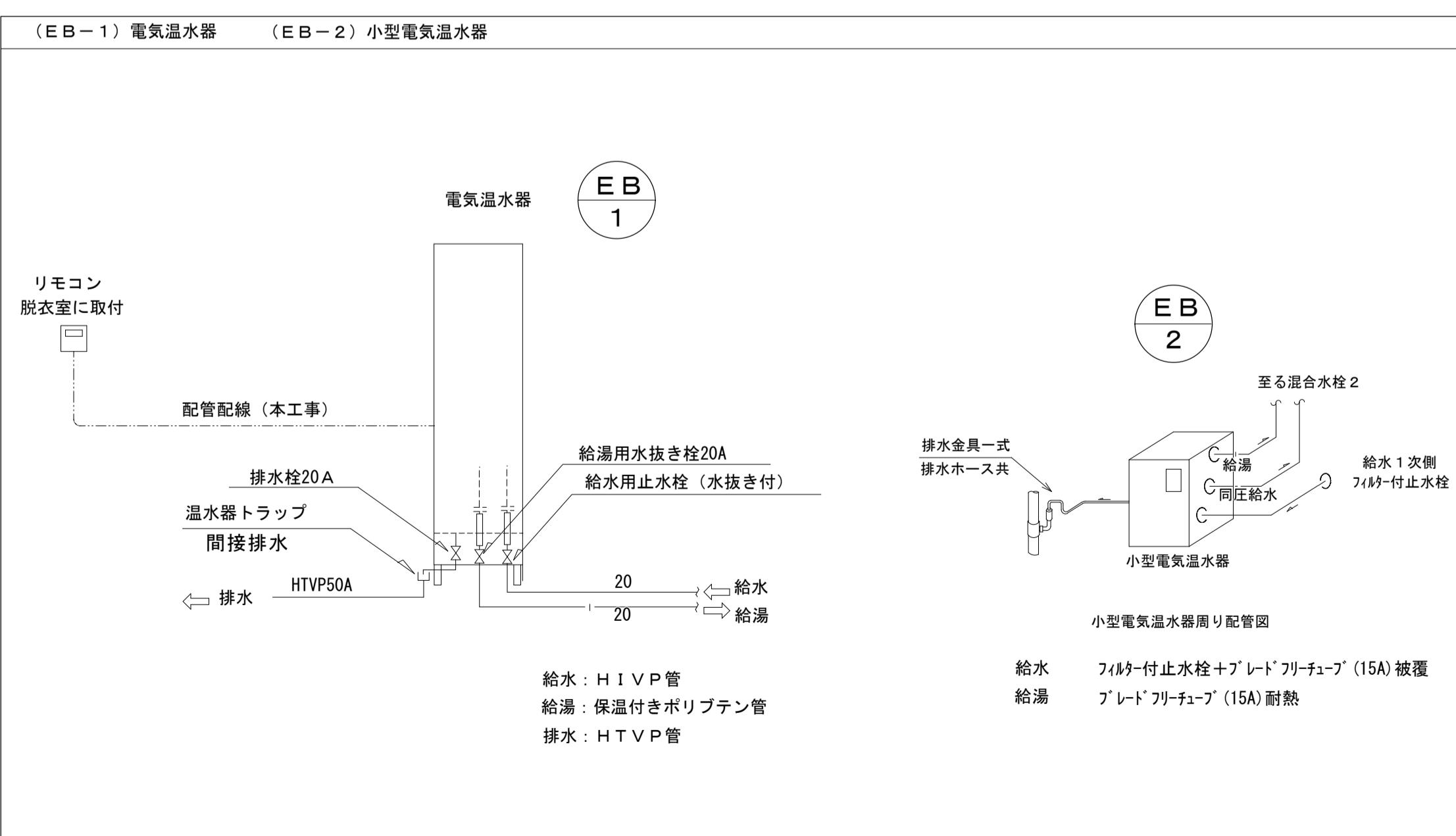
機器表

記号	名称	仕様	電源	台数	設置場所
EB 1	電気温水器	屋内設置型、角形200リットル	単相200V	1	2階湯沸室
		定格消費電力：沸き上げヒーター用 単相200V-2.4kW、制御用 単相200V-10W			
		圧力：標準圧力型 安全装置：温度過昇防止器、漏電遮断器、缶体保護弁、減圧弁内蔵			
		絶縁バイワセト、負圧弁付自動空気抜き弁、給水・給湯水抜き栓セット 耐震固定金具セット、天部かん			
		脚部カバー共、間接排水金具共、リモコンスイッチ共（専用ケーブル10m） 満水時重量 約250kg			
EB 2	小型電気温水器	据え置き型、 貯湯量12リットル、消費電力：1.5kW	単相200V	12	1階サニタリ① (1) 1階サニタリ② (2) 1階サニタリ④ (2) 1階サニタリ⑤ (2) 男子便所（北側） (1) 女子便所（北側） (1) 1階入札室 (2) 2階湯沸室 (1)
		給水方式：先止め式（減圧弁・迷し弁内蔵）			
		安全装置：温度過昇防止器			
		膨張水排水ホース共 密閉式排水ホース、耐震用脚 満水時重量 約21kg			
EB 3	小型電気温水器	壁掛型、 貯湯量3リットル、消費電力：0.6kW	単相100V	7	男子便所（南側） (3) 女子便所（南側） (3) 多目的便所 (1) (衛生器具に含める)
		給水方式：先止め式（減圧弁・迷し弁内蔵）			
		安全装置：温度過昇防止器			
		膨張水排水ホース共 密閉式排水ホース、耐震用脚 満水時重量 約6kg			
GT 1	グリーストラップ	建築工事		1	プラットホーム
		F RP製30人槽			
		放流ポンプ槽付 分離嫌気床担体流動方式等による			
		上下スラブ支柱による埋設工事共（T-6）荷重 土留工事一式共			
S 1	合併処理浄化槽		単相100V	1	

## ※特記事項

- 電気温水器への接続は下記による。  
給水 給水給湯水抜き弁セット（本体付属品）  
排水 排水栓20A
- 小型電気温水器への接続は下記による。  
給水 フィルター付止水栓+ブレードフリーチューブ（15A）被覆  
給湯 ブレードフリーチューブ（15A）耐熱
- 電気温水器についてはリモコン共とし、リモコン工事（配線共）本工事とする。
- 電気温水器は、平成24年国土交通省告示第1447号による転倒防止措置のこと。  
(満水時重量15kg以上)

5. EB-3については、衛生器具に含める。



機器表

記号	機器名称	仕様	電源	基礎工事	台数	設置場所
TW 1	受水槽付 加圧給水ポンプユニット (重耐塩仕様)	・受水槽 呼称容量：5.0m <sup>3</sup> 耐震：1.0G 単板 マンホール（南京錠共）、各タッピング、内外梯子 通気孔、防波板 ・ポンプ ステンレス製、インバータ制御、自動交互並列運転 推定末端圧一定型 5.0φ×4.0φ×2.00L/min×3.0m×(1.5kW×2台) 制御盤、他付属品一式共	三相200V	2.00H (建築工事)	1基	屋外
PU 1	汚物中縦槽ユニット	呼称容量：1.0m <sup>3</sup> (有効0.95m <sup>3</sup> ) F RP製 汚水・汚物水中ポンプ 強化樹脂製、ボルテックスタイプ、自動交互内蔵型 6.5φ×2.50L/min×6m×(1.5kW×2台) 制御盤（屋外壁掛型SUS製）、他付属品一式共 上部蓋（溶融垂鉛めっき）T-2荷重 流入管底GL-500、φ100 樹脂製着脱装置、ガイドパイプ、汚物用チャック弁 制御盤+別付フロートスイッチによる自動交互並列運転 ポンプ吊下げ用SUSチェーン、フロートスイッチ共	三相200V		1基	屋外
P FU 1	消火ポンプユニット	ユニット型、吸込み型、(財)日本消防設備安全センター認定品 5.0φ×4.0φ×3.00L/min×6.3m×5.5kW (三相200V) 呼水槽、流量計、制御盤、火栓起動リレー内蔵 消火水槽満滅警報回路付（電極・配管記録共） G V、C V、P G、F J、連成計他付属品一式共 吸込フランジセット、SUSフロート弁	三相200V	1.50H (建築工事)	1台	ポンプ室
P FU 2	補助加圧ポンプ	小形加圧給水ポンプユニット 2.5φ×3.0L/min×2.0m×0.4kW (三相200V) 屋内設置、吸込み、 運転、故障信号出力付 付属品一式共	三相200V	1.50H (建築工事)	1台	ポンプ室
HB 1A	屋内消火栓	易操作性1号消火栓、標準図記号：HB-1 A、750×1400×200（参考） 総合埋込形（火報併設形）、SUS製指定色塗装仕上（t=1.5mm） バルブ：3.0A×90度（起動確認スイッチ付）、アングル弁ねじ式（接続口径4.0A） 噴霧ノズル：1.3φ、噴霧切換ノズル 1本 保形ホース：3.0A×3.0m 1本 起動方法：バルブ連動方式 他付属品一式共、信号用リード線は発信機に接続のこと。			4	
HB 1B	屋内消火栓	易操作性1号消火栓、標準図記号：HB-1 B、750×1400×200（参考） 総合露出形（火報併設形）、SUS製指定色塗装仕上（t=1.5mm） バルブ：3.0A×90度（起動確認スイッチ付）、アングル弁ねじ式（接続口径4.0A） 噴霧ノズル：1.3φ、噴霧切換ノズル 1本 保形ホース：3.0A×3.0m 1本 起動方法：バルブ連動方式 他付属品一式共、信号用リード線は発信機に接続のこと。			2	

## ※特記事項

- 機器仕様は、国土交通省仕様とする。
- 消火栓の使用圧（ノズル放水圧）は、0.17MPa～0.7MPa (1.7～7kg/cm<sup>2</sup>) とする。
- 易操作型はバルブ開閉によるスイッチ方式であるため、信号リード線を発信機に接続のこと。
- 加圧給水ポンプは、汚物中縦槽ユニット等に付属の制御盤については、製造者の標準品とする。

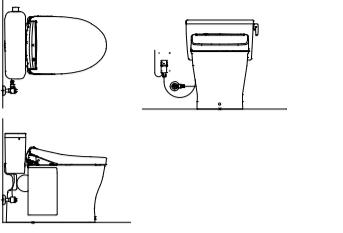
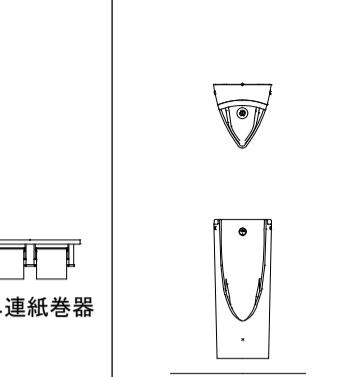
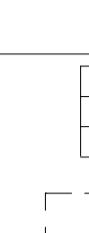
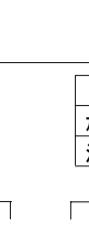
樹リスト表 (汚水排水系統)

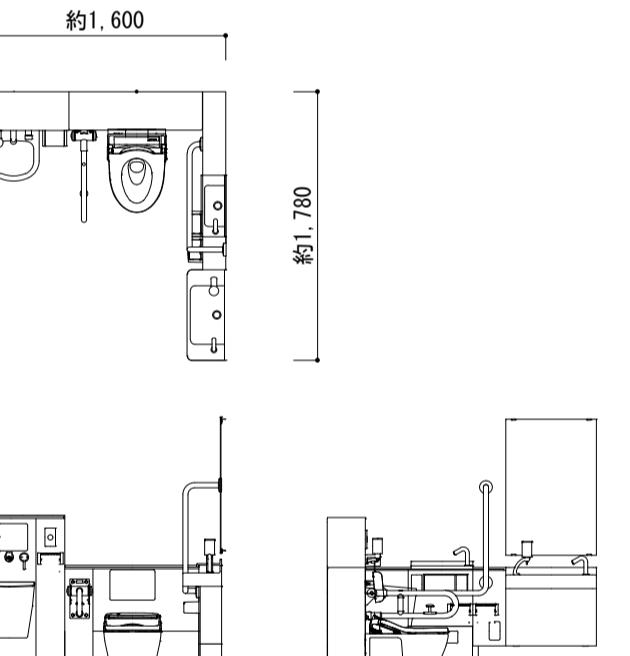
記号	名称	樹寸法	上部蓋	BM±0から の地盤高さ	BM±0から の参考管底	周囲地盤から の参考管底	備考
A	汚水樹	φ200	塩ビ製内蓋+ 防護蓋	BM±0	-300	GL-300	90度曲がり
B		〃	〃	〃	-390	-390	〃
C		〃	鋳鉄製蓋 T-2	BM+70	-450	-520	〃
D		〃	〃	〃	-490	-560	90度合流
E		〃	〃	〃	-430	-500	90度曲がり
F		〃	〃	〃	-450	-520	90度合流
G		〃	〃	〃	-460	-530	90度曲がり
H		〃	塩ビ製内蓋+ 防護蓋	BM±0	-480	-480	90度曲がり
I		〃	〃	〃	-530	-530	90度合流
J		〃	〃	〃	-550	-550	〃
K		〃	〃	BM+50	-560	-610	〃
L		〃	〃	〃	-575	-625	〃
M		〃	〃	BM+100	-590	-690	〃
N		〃	〃	〃	-600	-700	ストレート
O		〃	〃	〃	-550	-650	90度曲がり
P		〃	〃	〃	-580	-680	〃

- 上記樹は全て塩ビ製樹とする。
- 鋳鉄製防護フタの仕様は下記とする。

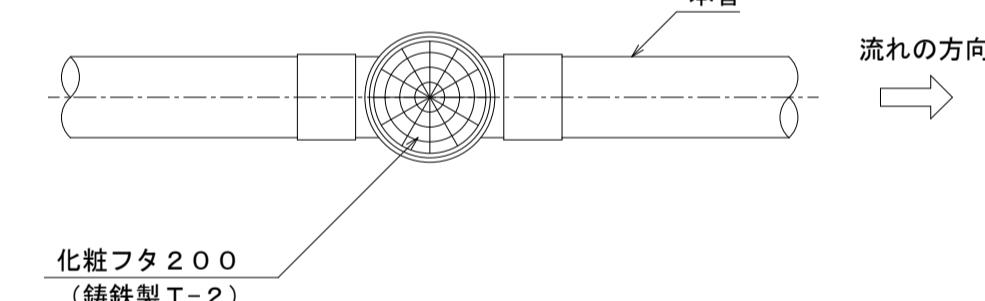
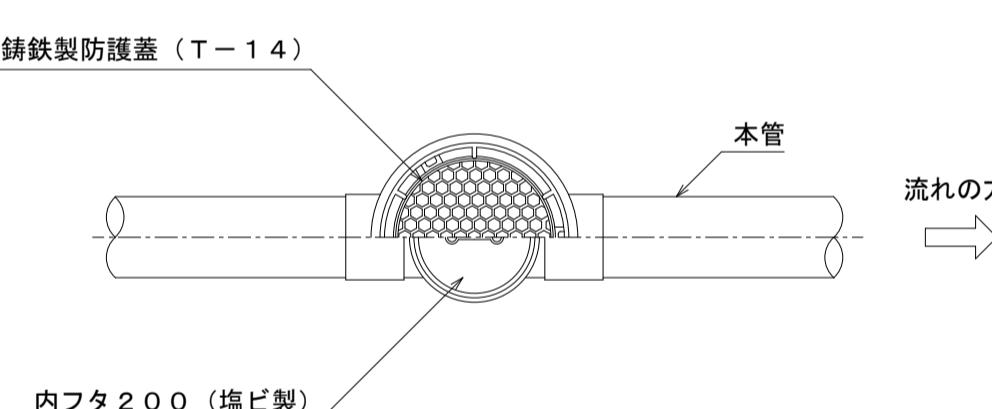
T-14荷重、標準型バル穴式・鎖付

●工事名 R6基盤 横泊漁港 荷さばき所海水取配水設備工事	●図面番号 P-01	株式会社 橋 建 築 事 務 所	
一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0001 徳島県徳島市徳島2丁目1番1号 TEL 080-825-7871 FAX 080-613-7885	●施設 NO SCALE	一般建築工事登録 第333705号 森謹明	

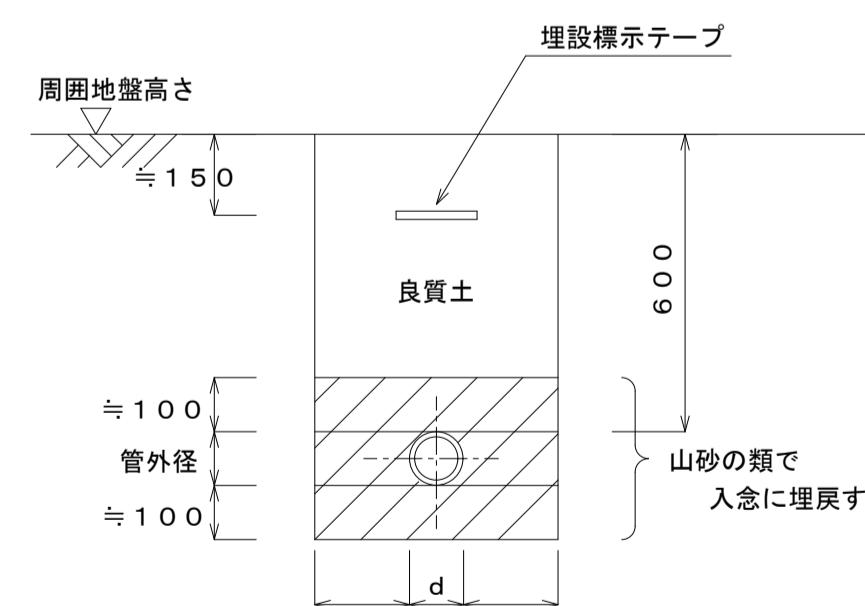
衛生器具表		※表示型番及び姿図は参考とし、承認図にて確認のうえ決定のこと		※図示姿図及び仕様欄の記載は便宜上 TOTO の内容としており、全て参考とする。(器具 P は除く。)		受注者は図示 TOTO 又は LIXIL の型番により採用器具を選定し、納入仕様書を監督員に提出の上、承諾を得ること。	
A 腰掛式便器	B 自動洗浄小便器	C 掃除流し	D カウンター洗面器	E カウンター洗面器	F 壁掛洗面器	G L形手すり	H 洗面器用手すり
 <p>洗浄暖房便座 脱臭機能付 定格消費電力 314W 便座ふたあり リモコン便器洗浄タイプ センサースイッチ ウォッシュレットP相当</p>	 <p>棚付二連紙巻器</p>			 <p>1階女子便所 鏡 カウンター 洗面器 建築工事 本工事</p>	 <p>1階男子便所 鏡 カウンター 洗面器 建築工事 本工事</p>		
パブリック用コンパクト便器、フラッシュタンク式	壁掛壁排水小便器(低リップ)	パブリック用流し	カウンター奥行600mm、フロントパネルなし(建築工事)	カウンター奥行600mm、フロントパネルなし(建築工事)	壁掛洗面器	前出寸法90mm	人口大理石カウンター用
掃除口付排水芯固定タイプ ハイフローターコン	小便器自動フラッシュ弁(AC100V、超節水タイプ)	リムカバー、レバーハンドル式横水栓20mm	台付自動水栓(AC100V)(単水栓)	台付自動水栓(AC100V)(単水栓)	台付自動水栓(AC100V)	樹脂被覆タイプ、長さ:700mm×700mm	コンビネーションタイプ
棚付二連紙巻器 TOTO(YH702) LIXIL(CF-AA64)	掃除口付タイプ、塩ビ排水管	アングル形止水栓、バッカハンガー、ストラップ排水金具	壁排水金具(PTラップ) 自動水石鹼供給栓	壁排水金具(PTラップ) 自動水石鹼供給栓	壁排水金具(PTラップ)	握り径:Φ34、ステンレス製	握り径:Φ34
TOTO CFS498BCK+TCF589AE	付属品一式共		壁掛型電気温水器(3L)(適温出湯タイプ)	壁掛型電気温水器(3L)(適温出湯タイプ)	付属品一式共	取付金具共	取付金具共
LIXIL BC-P110SMA+DQ-PA150CH	TOTO UFS900JCS	TOTO SK22A+T23AEQ20C+TN114	TOTO L501+TLE25SS1A+TLK07S01JA	TOTO L501+TLE25SS1A+TLK07S01JA	TOTO LS722CM+TLE25SS1A	TOTO T112CL9	TOTO T114CP5R
CW-PB21LQE-NE-R2、CF-020-SET	LIXIL U-A12AP	LIXIL S-202A+LF-7EZ-19+SF202	LIXIL L-2250+AW-330CV1+KS-941MTP	LIXIL L-2250+AW-330CV1+KS-941MTP	LIXIL L-555N+AM-330CV1	LIXIL KF-920AE70D12J	LIXIL BBD-C3J
I ハンドドライヤー	J 洗濯機シン	K フィッティングボード	L シングル混合水栓	M 洗濯用水栓	N 横水栓	O 小便器用手すり	P 自動手洗消毒器
					 <p>N1 普通ハンドル N2 キ式ハンドル</p>		
吸引・高速タイプ	800サイズ	樹脂製	台付けタイプ	緊急止水弁付横水栓	ホース接続・差し込み式	ステンレス製、樹脂被覆タイプ	壁付型 石けん液泡タイプ
AC100V×消費電力920W	800×640	400×87(使用時560)×560	エコシングル	逆止弁機能付	13mm、節水こま、逆止弁	握り径:Φ34、ステンレス製	電源電圧:AC100V(本体DC12V)
HEPAフィルター付 PTCヒーター	縦引き排水トラップ	取付金具共			カップリング式	取付金具共	消費電力:9W
							赤外線センサー式
TOTO TYC430WJ	TOTO PWP800N2W+PJ2009NW	TOTO YKA41R	TOTO TKS05310J	TOTO TW11GR	TOTO N1 T28AUNH13 N2 T28AKUH13	TOTO T112CU22	混合水栓共
LIXIL KS-570AH	LIXIL PF-8064AC+TP-51	LIXIL AC-CB-01	LIXIL SF-WM430SY	LIXIL LF-WJ38RHQA	LIXIL N1 LF-35-13-CV N2 LF-35G-13-CV	LIXIL KF-701AEJ	ナラヤVVS-300相当

		大便器	壁掛壁排水大便器	汚物流し	電気温水器 容量 3 L 600W (EB-3)
			ロータンク (大便器)	タッチスイッチ式 防露タンク (樹脂製)	紙巻器 アルミ製、ワンハンドカット機能付き
		便座	洗浄暖房便座 瞬間式 ふたなし 乾燥機能付き AC100V 1280W	甲板	人工大理石 (アクリル系樹脂)
		手洗器	セルフリム手洗器 自動水栓 2.0L/分 常時0.4W 作動時0.6W 水石けん入れ共	前板	塩ビ鋼板
		洗面器	セルフリム洗面器 自動水栓 2.0L/分 常時0.4W 作動時0.6W 水石けん入れ共 電気温水器 容量 1 L 505W	幅木	ステンレスヘアライン仕上げ
		背もたれ	固定式、ソフトタイプ	設置フレーム	亜鉛めっき鋼板
		手すり	樹脂被覆タイプ 腰掛便器用可動式手すり(はね上げタイプ、ロック付)	側板	木質製 L型幅木:ステンレス製
		二連紙巻器	アルミ製、ワンハンドカット機能付き	化粧鏡	洗面器前、480×1100
		汚物流し	壁掛壁排水汚物流し	TOTO	UADAK21R1A1ADD2BA
		ロータンク (汚物流し)	タッチスイッチ式 防露タンク (樹脂製) リモコン便器洗浄ユニット AC100V	LIXIL	アプロコットAP2AK (TCF5841AUP) 化粧鏡YMK52K PTWC-HC101R1A1AWWL
					CW-PC12-CK-UR-TU 化粧鏡KF-5010AG

## 部分詳細図



### 部分詳細図



※転圧は3.0mm毎に空き周の

給水埋設要領図

※分岐部、曲り部に地中埋設標設置のこと。

周囲地盤高さ

良質土

≒ 100

管外径

≒ 100

山砂の類で  
入念に埋戻す

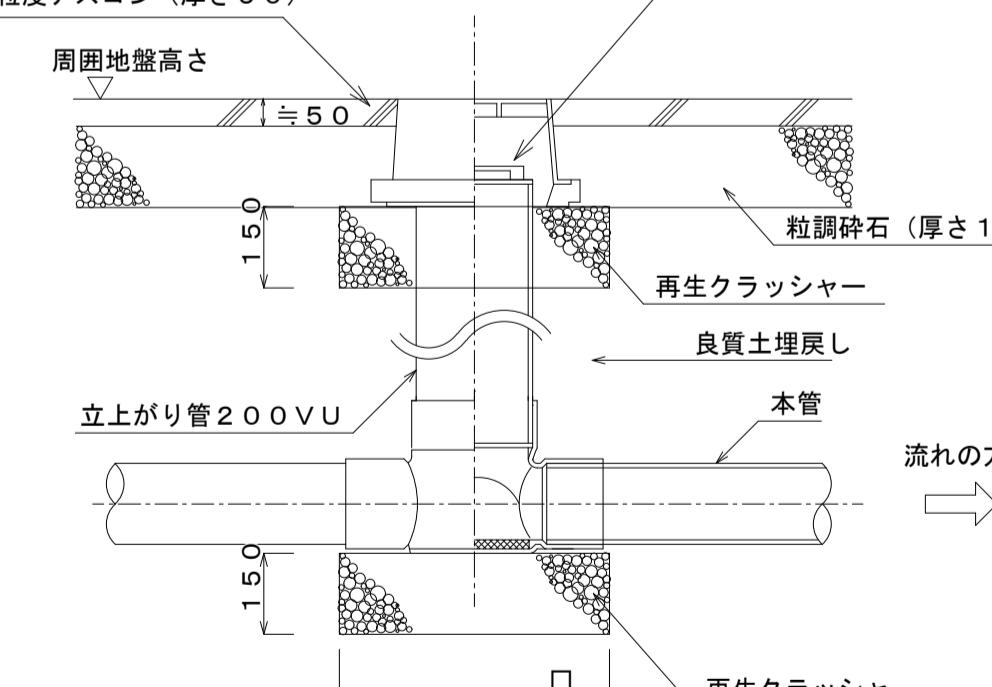
山砂の類又は再生クラッシャーラン

This diagram illustrates a soil testing setup. It shows a rectangular container filled with '良質土' (good quality soil). A circular hole is dug in the center of the soil. A vertical line with a dashed horizontal projection extends from the center of the hole through the soil to the bottom of the container. To the left of the container, a vertical dimension line indicates a height of '≒ 100' from the bottom to the top of the soil. To the right of the container, a bracketed note specifies '山砂の類で入念に埋戻す' (carefully backfill with sand). Below the container, another bracketed note specifies '山砂の類又は再生クラッシャーラン' (sand or再生クラッシャーラン). On the far left, a small triangular symbol is shown above a series of diagonal hatching lines, representing the surrounding ground level.

d : 管外径 (mm)  
y : 余幅 (mm)

( 根切深さ 1 m 未満の時 : ≒ 200  
根切深さ 1 m 以上、2 m 未満の時 : ≒ 400 )

粒度アスコン (厚さ 5.0) 内部に塩ビ製内フタ取付 (G L-150)



#### 塙ビ製インバート 構造付要領図

(上部仕上げがアスファルト舗装部分で防護ハット取付け部分)

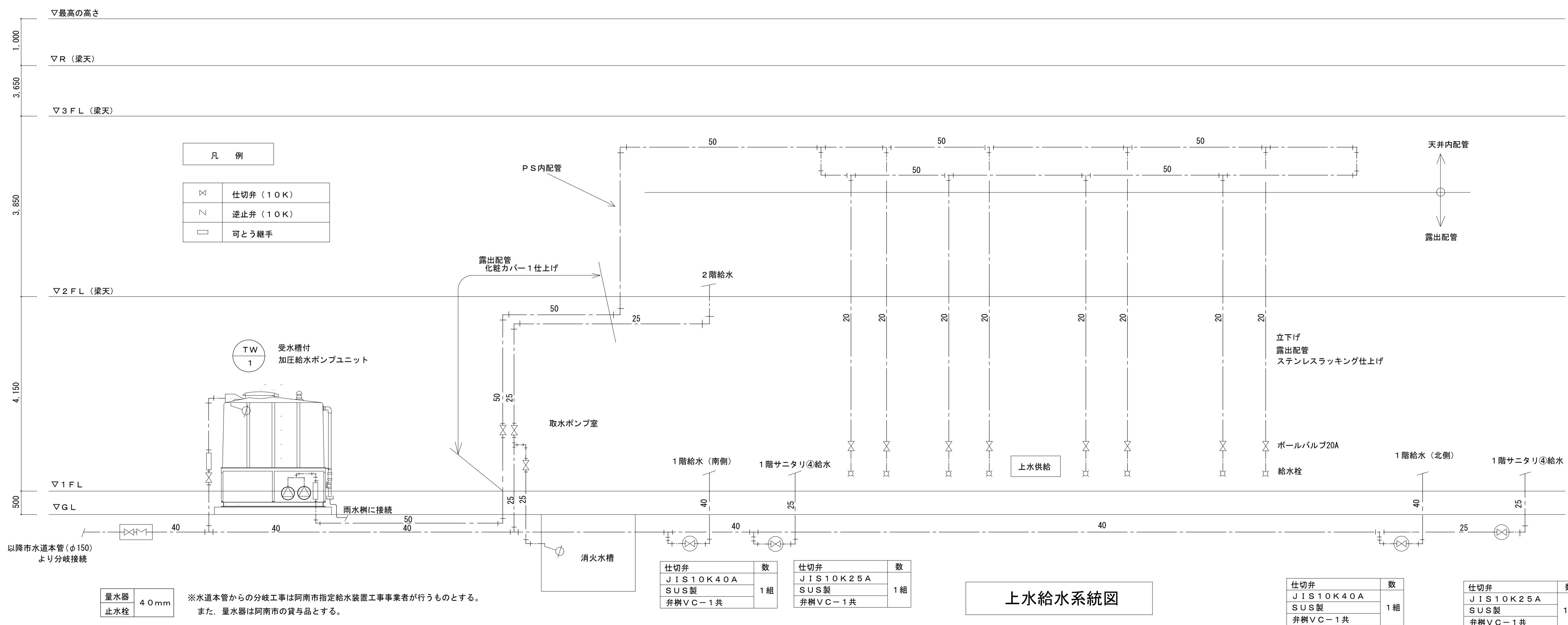
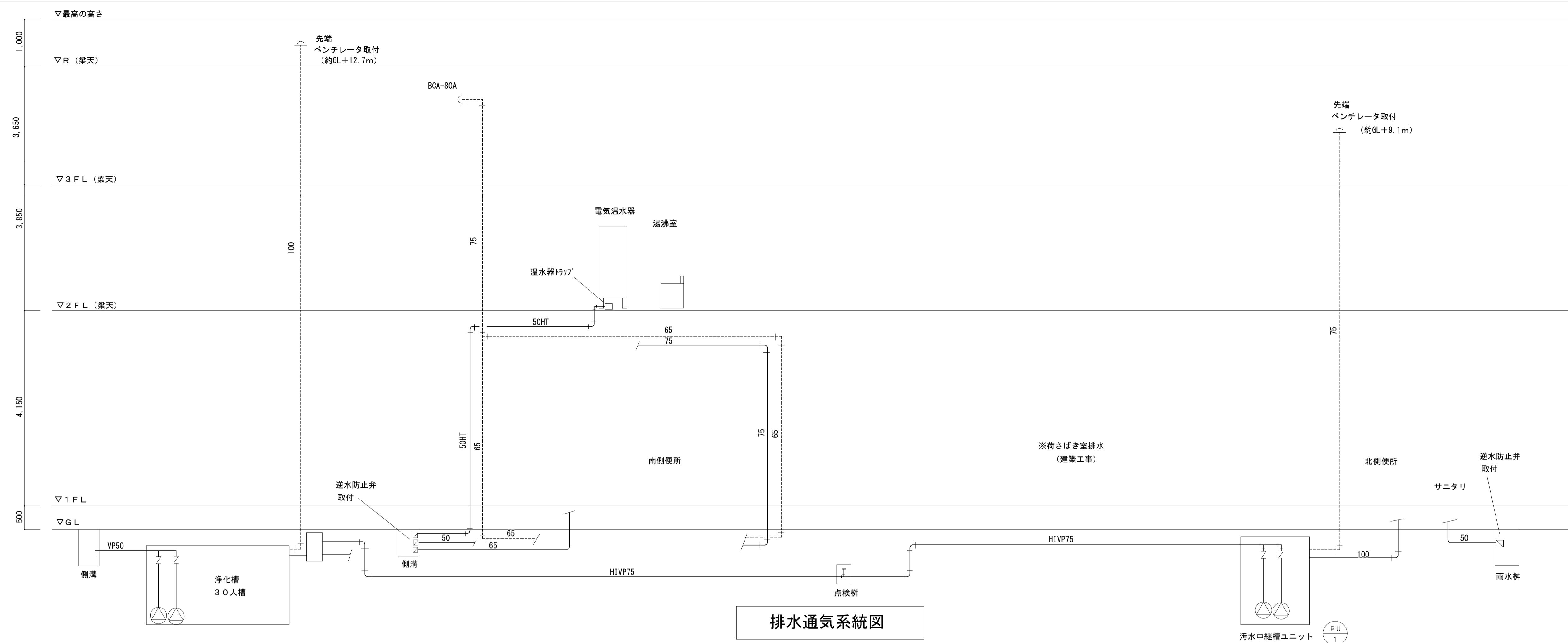
## ※注意事項

本体と防護フタは隙間を空けて据付のこと。

This technical cross-section diagram illustrates the installation of a vertical pipe (立上がり管 200VU) into a horizontal main pipe (本管). The vertical pipe is shown being lowered into the horizontal pipe, with a wavy line indicating the path of entry. The surrounding soil is labeled '良質土埋戻し' (Good quality soil backfill). A vertical dimension line indicates a height of 150 units. The diagram also shows a pile of gravel at the base of the vertical pipe. An arrow labeled '流れの方' (Flow direction) points to the right, indicating the direction of water flow. The surrounding ground surface is labeled '周囲地盤高さ' (Ground surface height). A small triangular symbol is also present near the top left.

\_\_\_\_\_

●工事名 R6 基盤・椿泊漁港 両さばき所海水取配水設備工事 (担い手確保型)	●図面番号 P-2	株式会社 桜建築貿易所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第1009号 〒770-0886 徳島市福島2丁目番9号 TEL 088-651-7838 FAX 088-255-8815
●図面名 衛生器具表及び部分詳細図(参考図)	●縮尺 NO SCALE	



以降市水道本管(Φ150)  
より分岐接続

※水道本管からの分岐工事は阿南市指定給水装置工事事業者が行うものとす  
また、量水器は阿南市の貸与品とする。

### 消火水槽

仕切弁	数	仕切弁
J I S 1 0 K 4 0 A		J I S 1 0 K 2 5 A
S U S 製	1組	S U S 製
弁枠 V C - 1 共		弁枠 V C - 1 共

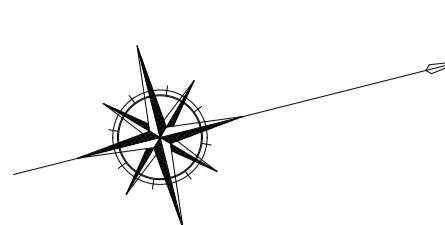
仕切弁	数
J I S 1 0 K 4 0 A	1組
S U S 製	
弁挿 V C - 1 共	

仕切弁
J I S 1 0 K 2 5 A
S U S 製
弁拵 V C - 1 共

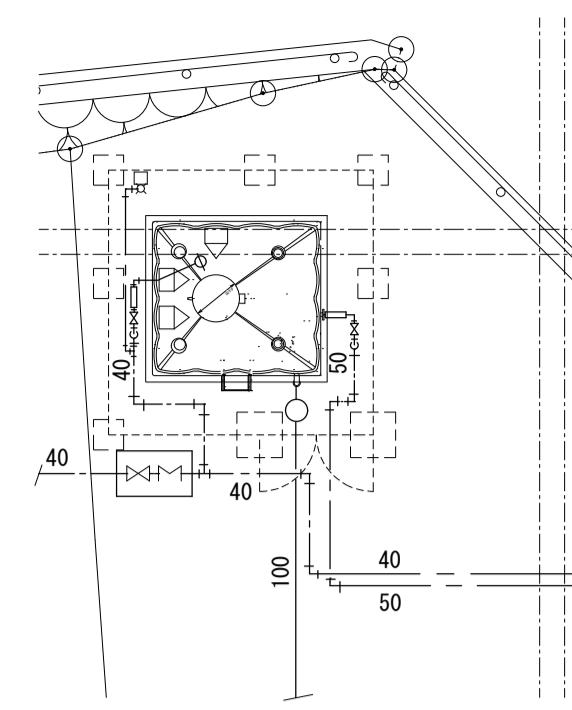
## 上水給水系統

●工事名 R6基盤 椿沼漁港 何さはさ所海水取配水設備工事  
(担い手確保型)

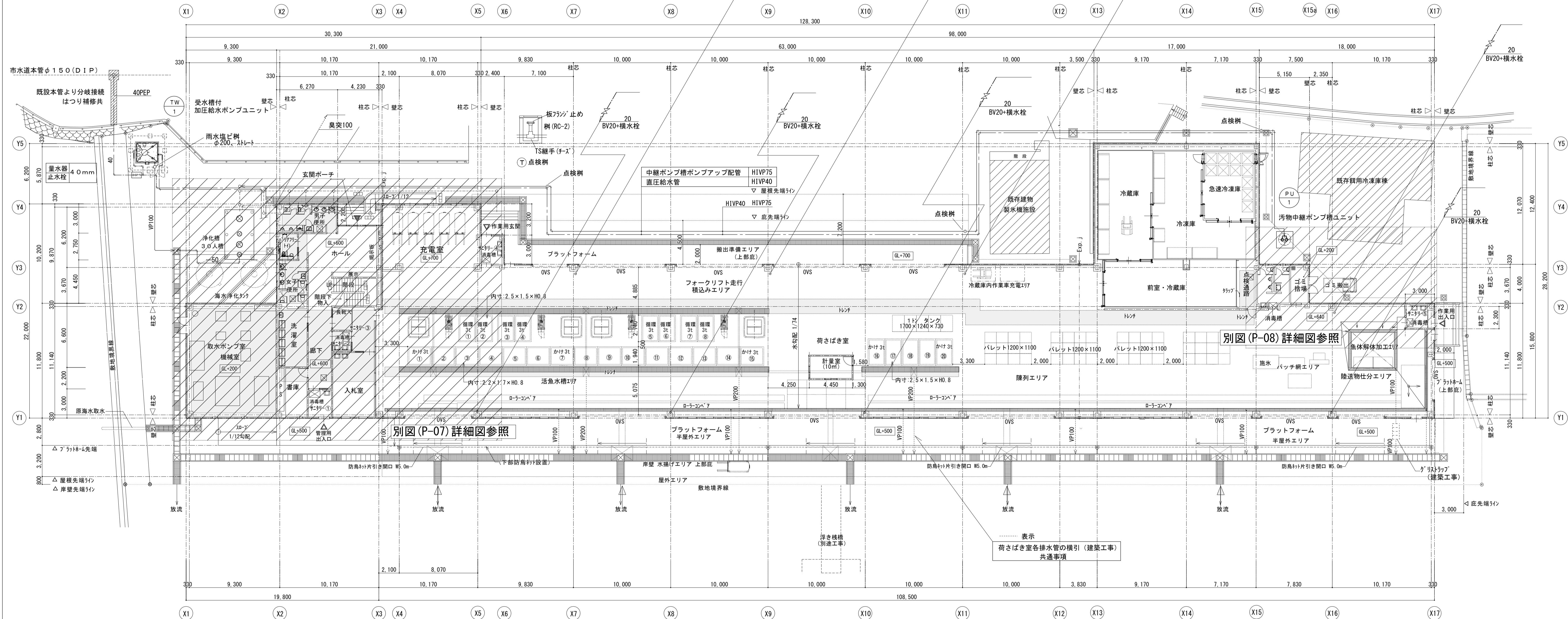
3	株式会社 橋 建 築 事 務 所	
	一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号	
ALE	〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号	
	TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885	
	一級建築士登録 第333705号 森脇康明	



屋外	数
(N2) 横水栓(キー式)	1
ステンレス製水栓往900H	1



※特記事項	
1.	本工事にて40mmの加入金を納入とする。
2.	量水器は貢与品であるが、止水栓と量水器ボックスは本工事とする。
3.	水道本管150φ(DIP)からPEPにての分岐接続工事も本工事とする。
4.	既設2.5mm引込(場所不明)は閉栓(キャップ止め)とし、水道局に返納する。
尚、止水栓、止水栓ボックス、量水器ボックスは撤去とする。	



※上水給水(共通事項)	
	先端横水栓(記号N1)取付

1階管工事設備図 1/200

■: ピット及びトレンジ範囲を示す。

※雨水配管(立てといい横引を含む)  
全て建築工事とする。

計8箇所

●工事名 R6基盤構造工事(担い手確保型)

●図面番号 P-04

株式会社 橋建築事務所

一級建築士事務所登録 第11009号

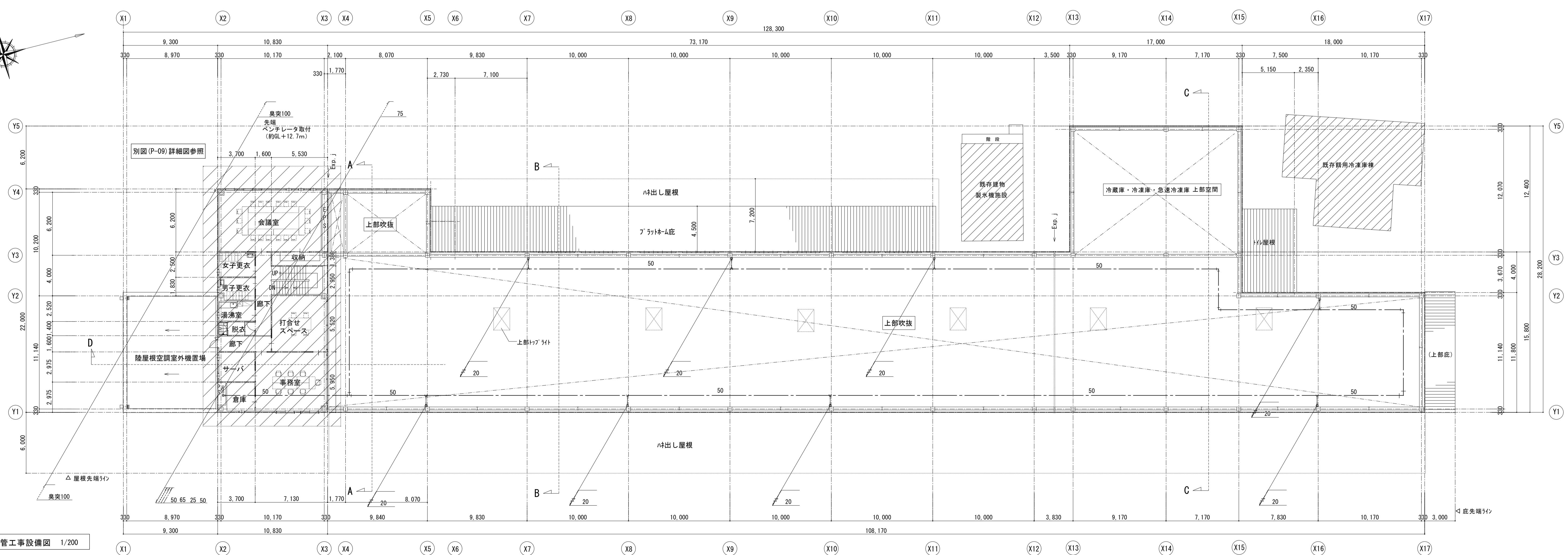
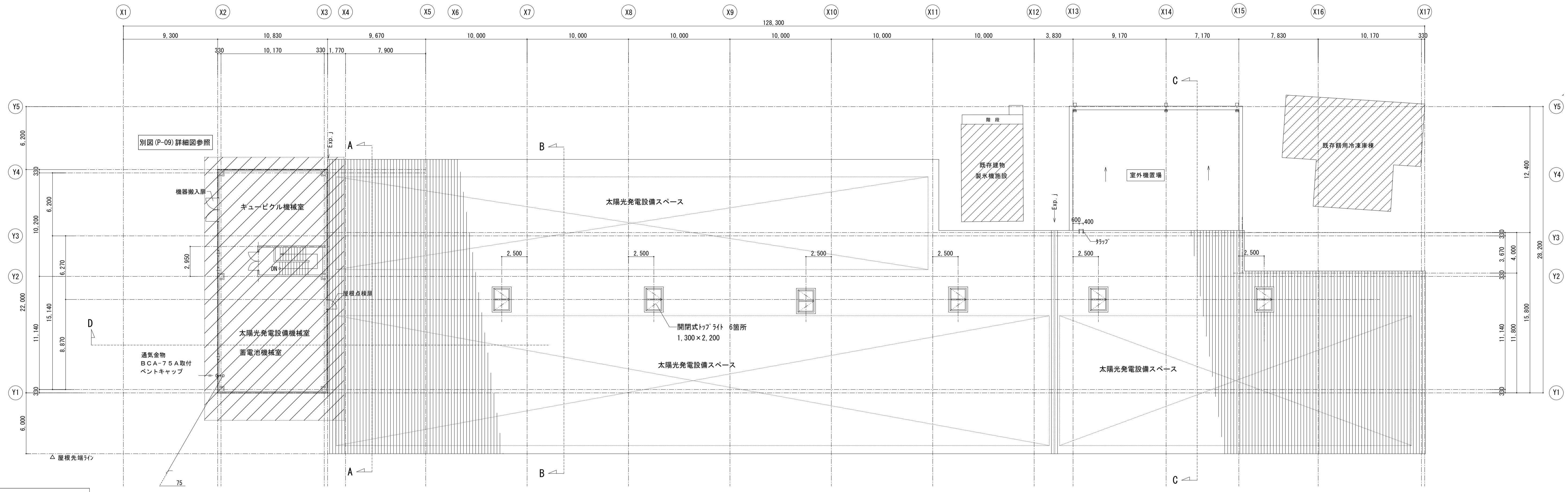
〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号

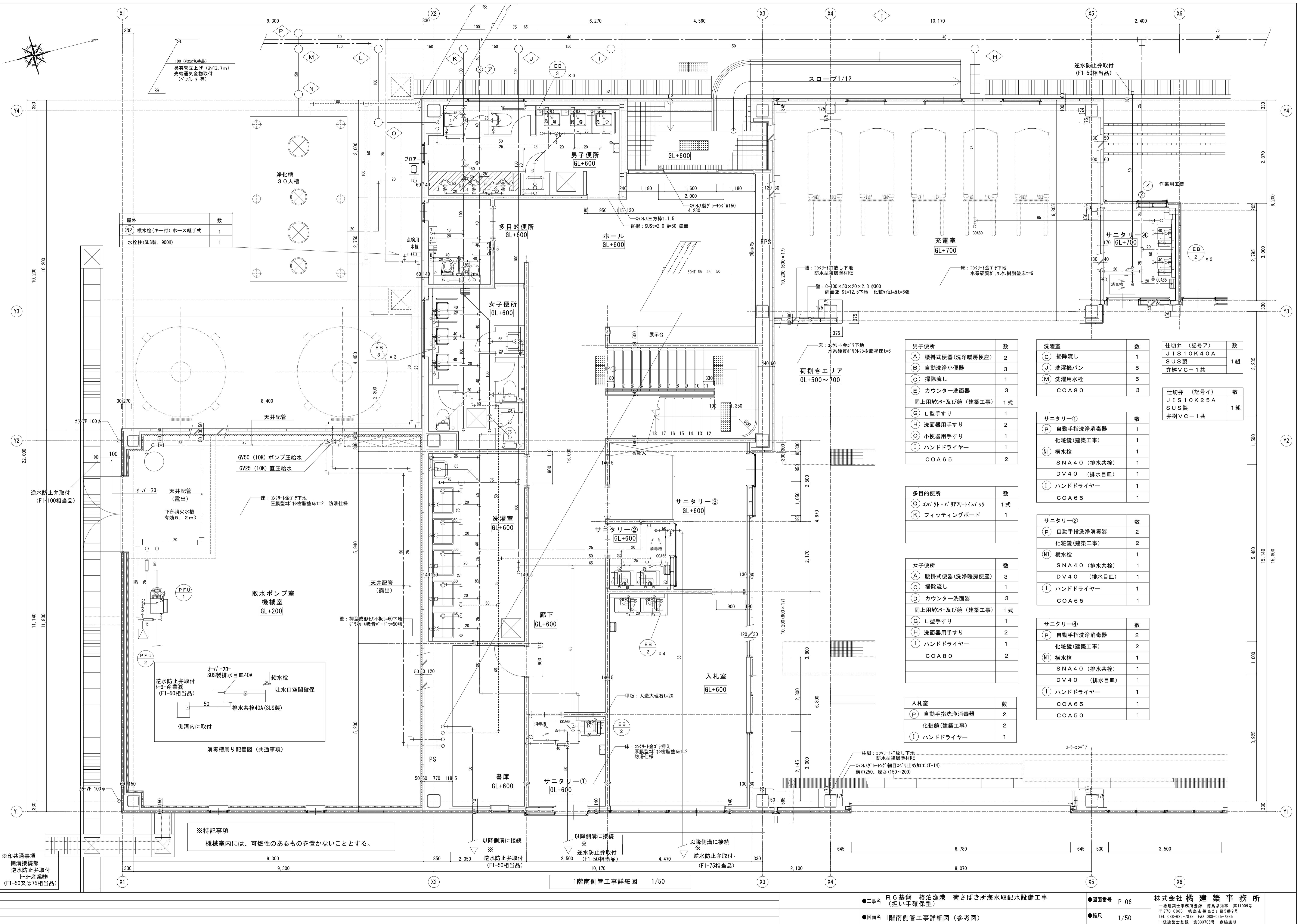
TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885

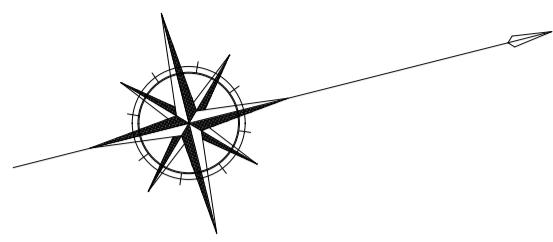
一級建築士登録 第333705号 森謙慶明

●図面名 1階管工事設備図(参考図)

●縮尺 1/200



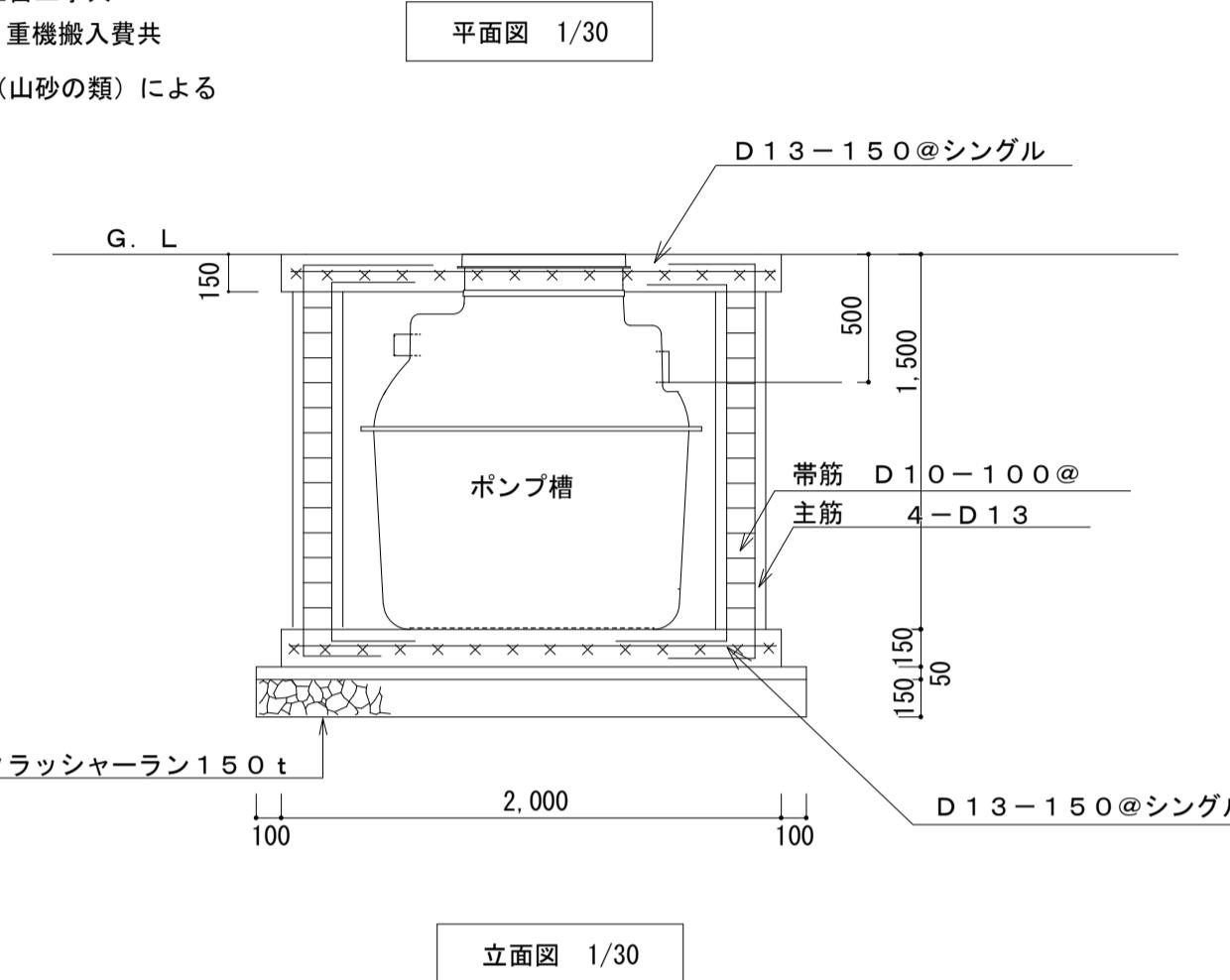
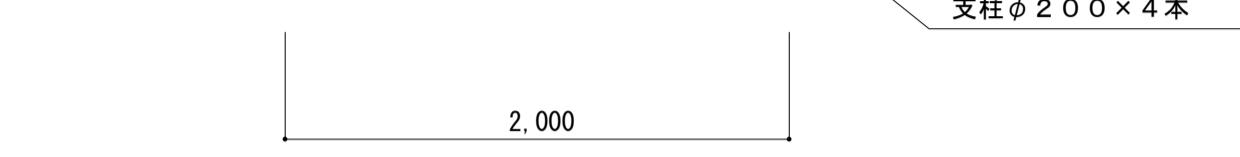
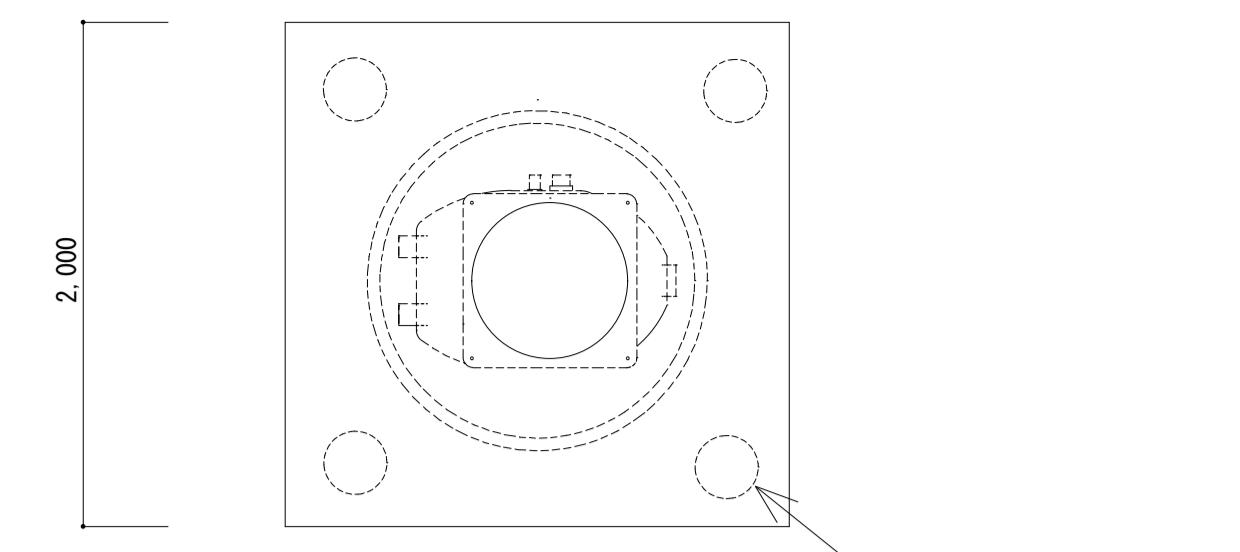
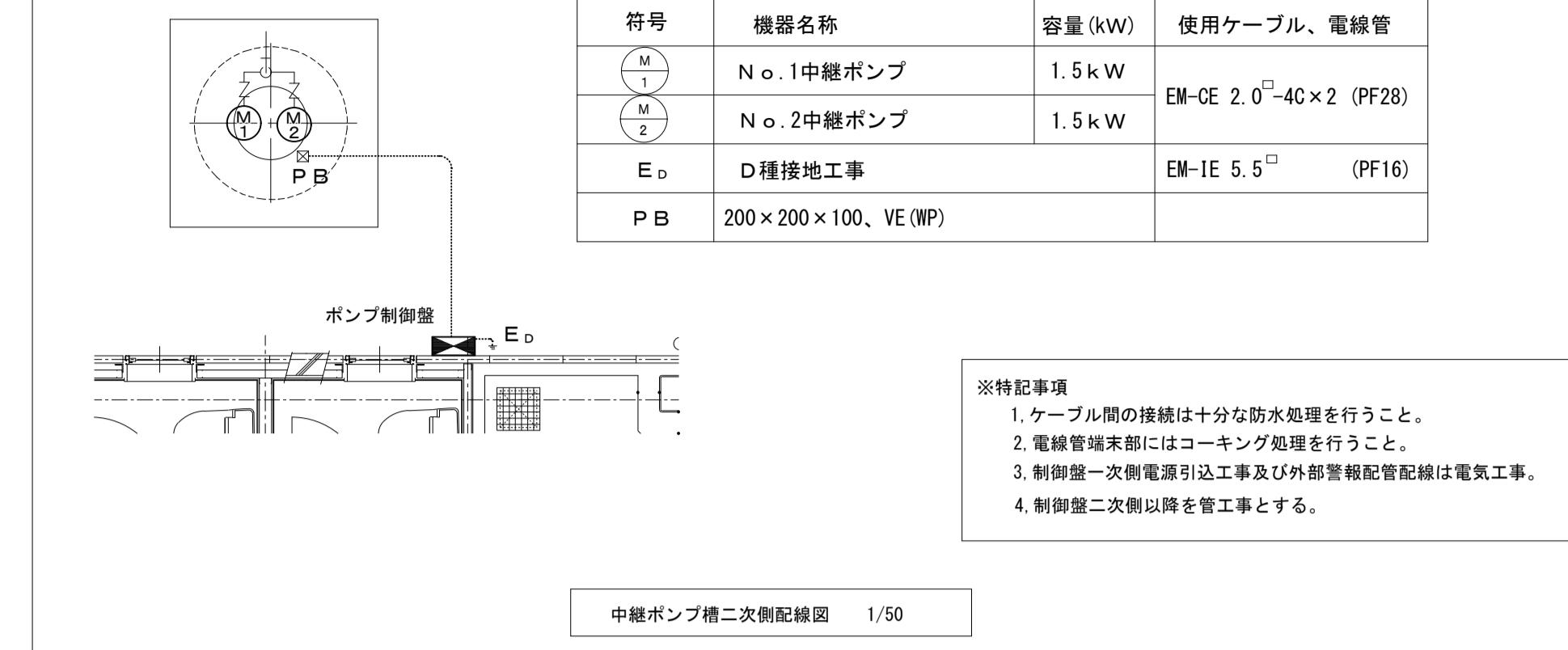




男子便所	数
A 腰掛式便器(洗净暖房便座)	1
B 自動洗净小便器	2
P 自動手指洗净消毒器	1
I ハンドドライヤー	1
COA80	1
N1 横水栓	1
SNA40 (排水共栓)	1
DV40 (排水目皿)	1
N1 横水栓	1
T5A50	1

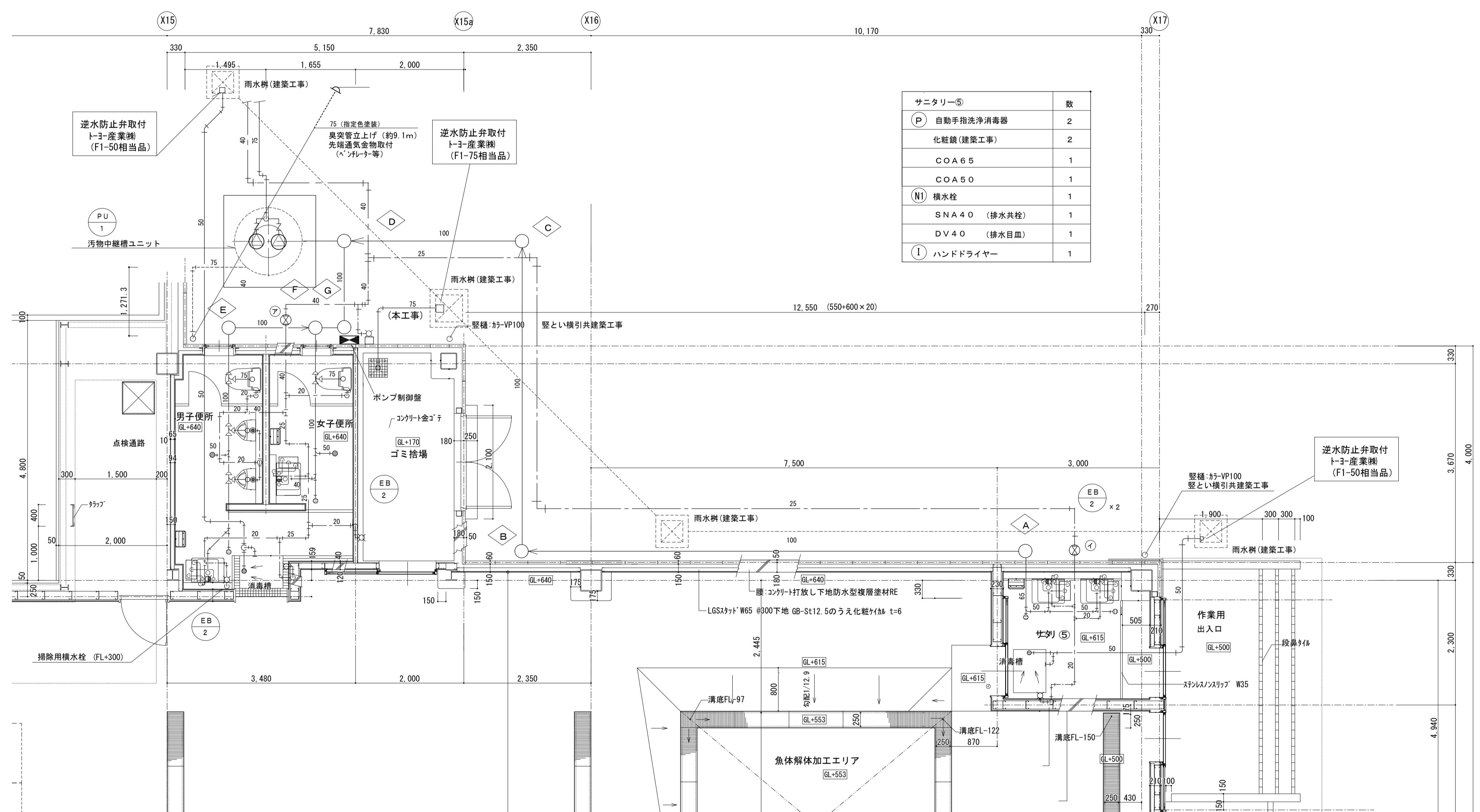
女子便所	数
(A) 腰掛式便器(洗浄暖房便座)	1
(P) 自動手指洗浄消毒器	1
(I) ハンドドライヤー	1
COA80	1
T5A50	1
屋外	数
(N2) 横水栓(キー付)	1
水栓柱(SUS製、900H)	1

仕切弁 (記号ア)	数
J I S 1 0 K 4 0 A	1 組
S U S 製	
弁拵 V C - 1 共	

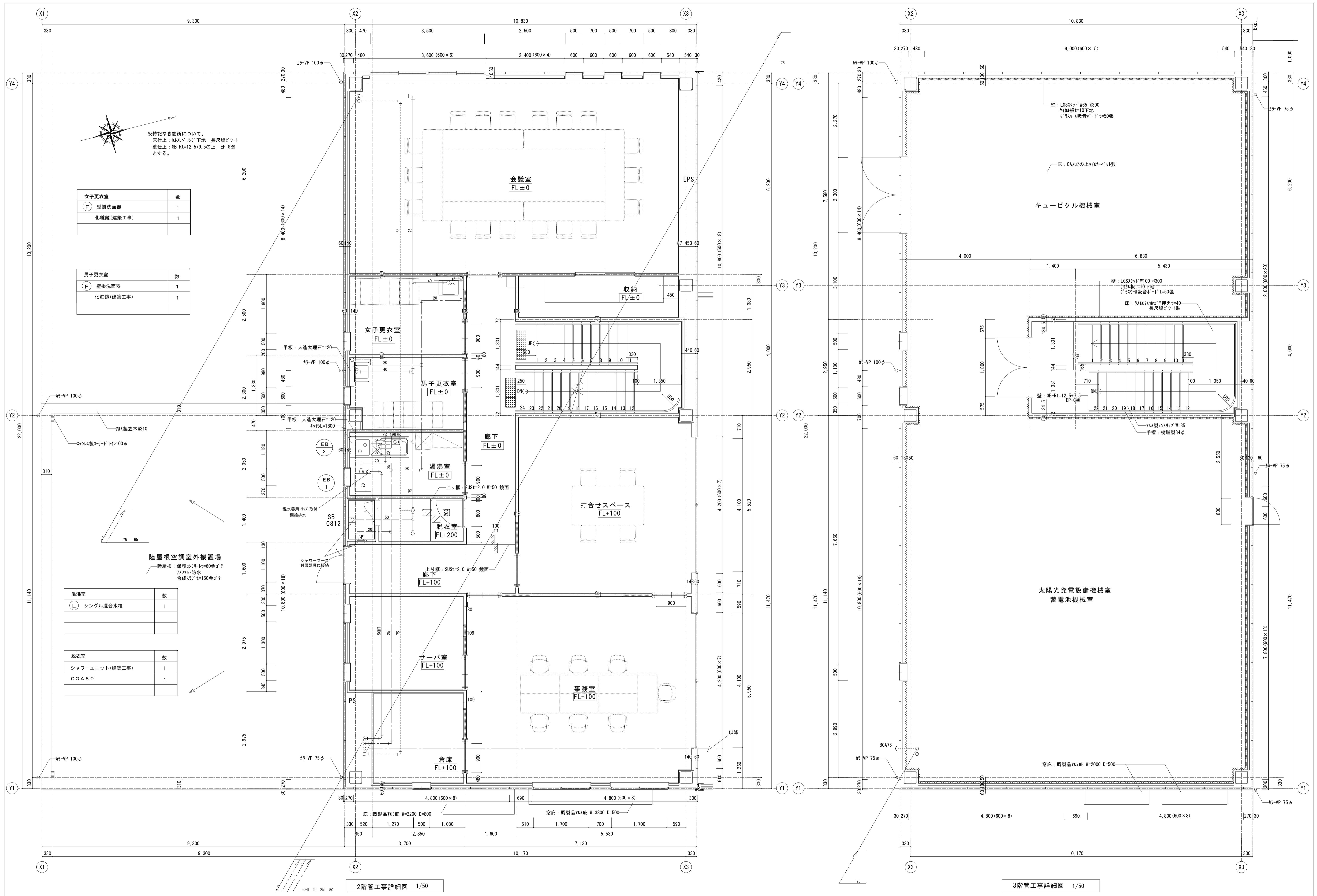


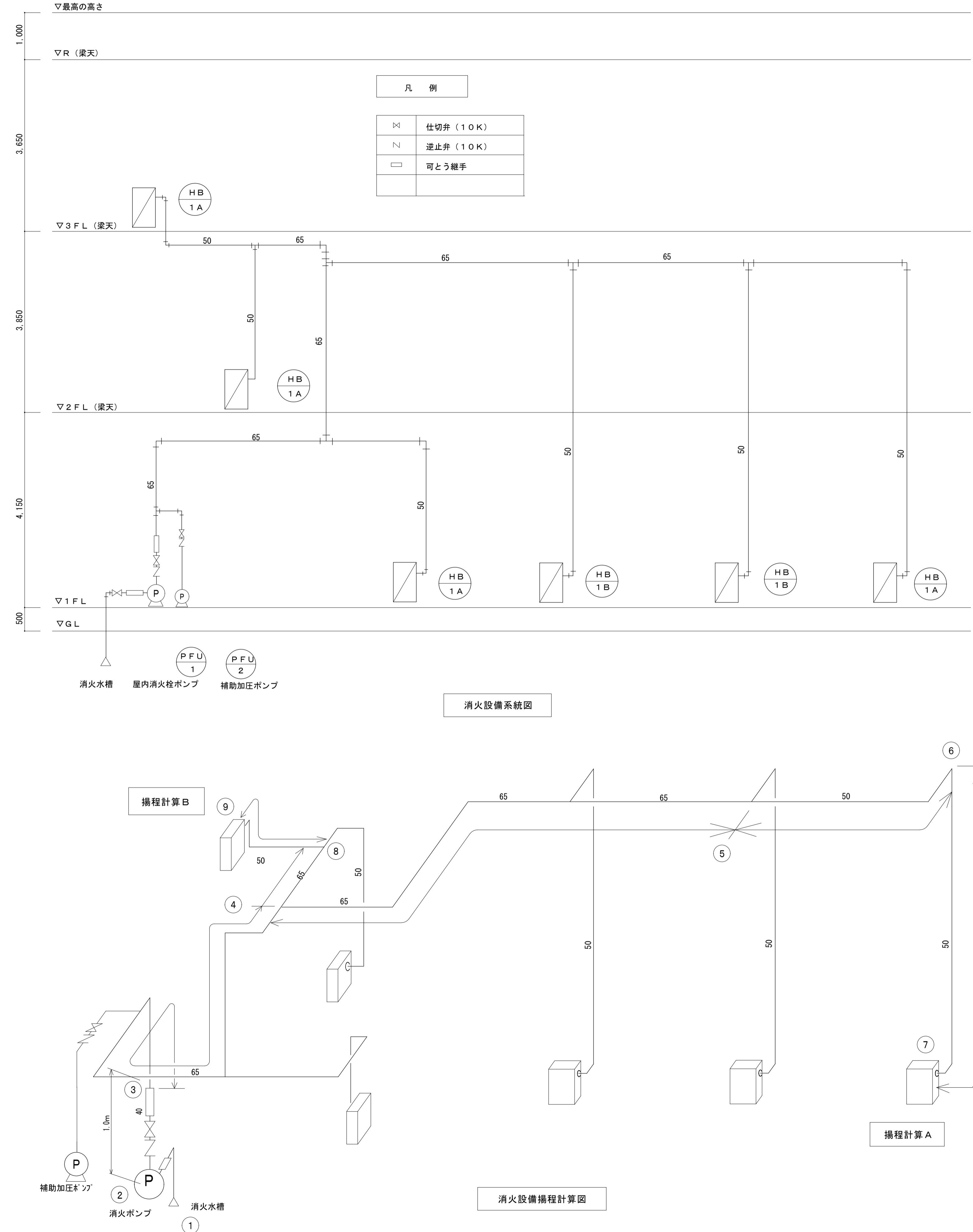
使用鉄筋			
区分	種別	種別	径 (mm)
異径鉄筋	異径鉄筋 A種 (J I S G 3 1 1 2)	S D 2 9 5 A	10~16

コンクリート強度				
設計基準強度 $F$ (N/mm <sup>2</sup> )	調合強度 (N/mm <sup>2</sup> )	種別	適用箇所	スランプ (cm)
21	24	普通コンクリート	ベース・スラブ	15
18		捨コンクリート	ベース	15



1階北側便所周り詳細図 1/50





屋内消火栓 計算書 (易操作性1号消火栓)

A 消火ポンプ  
揚程計算A  
(1階消火栓)

1. 揚程  
H1 : 実揚程 3.0m  
H2 : ノズル先端の放水圧力 (1.7kg/cm<sup>2</sup>) 17.0m  
H3 : ホースの摩擦損失水頭 21.0m  
H4 : 配管及び弁類継手等の損失水頭 12.0m

H4 (配管及び弁類・継手等の損失水頭) の算出

区間	口径	同時開口数	流量 (L/分)	直管 (m)	弁類継手等の相当数 (m)	相当長の計 (m)	合計管長 (m)	単位損失水頭 (m)	損失水頭 (m)
① ~ ②	50φ SGP	2	300	3.0	FJ 50φ 0.3×1=0.3 90度L 50φ 1.6×3=4.8 CV 50φ 4.4×1=4.4	9.5	12.5	0.1376	1.720
② ~ ③	40φ SGP	2	300	1.0	FJ 40φ 0.3×1=0.3 CV 40φ 3.5×1=3.5 GV 40φ 0.3×1=0.3	4.1	5.1	0.4435	2.26185
③ ~ ④	65φ SGP	2	300	26.4	90度L 65φ 2.0×5=10.0	10.0	36.4	0.0408	1.48512
④ ~ ⑤	65φ SGP	2	300	64.5	T 65φ 4.9×1=4.9 90度L 65φ 3.1×2=6.2	11.1	75.6	0.0408	3.08448
⑤ ~ ⑥	50φ SGP	1	150	38.0	90度L 50φ 1.6×1=1.6	1.6	39.6	0.0382	1.51272
⑥ ~ ⑦	50φ SGP	1	150	6.0	90度L 50φ 3.1×1=3.1	3.1	9.1	0.0382	0.34762
⑦ ~ 消火栓	40φ SGP	1	150	0.5	90度L 40φ 1.3×1=1.3 消火栓弁 40φ 7.0×1=7.0	8.3	8.8	0.1230	1.0824
合計									11.49419

1. ポンプの必要揚程  
 $H = H1 + H2 + H3 + H4$   
 $= 3.0 + 17.0 + 21.0 + 12.0$   
 $= 53.0$   
安全率 (1.1) として  
 $H = 53.0 \times 1.1 = 58.3 \approx 59.0$   
よって、ポンプ揚程は 59.0m とする。

約 12.0m

B 消火ポンプ  
揚程計算B  
(3階消火栓)

1. 揚程  
H1 : 実揚程 11.0m  
H2 : ノズル先端の放水圧力 (1.7kg/cm<sup>2</sup>) 17.0m  
H3 : ホースの摩擦損失水頭 21.0m  
H4 : 配管及び弁類継手等の損失水頭 8.0m

H4 (配管及び弁類・継手等の損失水頭) の算出

区間	口径	同時開口数	流量 (L/分)	直管 (m)	弁類継手等の相当数 (m)	相当長の計 (m)	合計管長 (m)	単位損失水頭 (m)	損失水頭 (m)
① ~ ②	50φ SGP	2	300	3.0	FJ 50φ 0.3×1=0.3 90度L 50φ 1.6×3=4.8 CV 50φ 4.4×1=4.4	9.5	12.5	0.1376	1.720
② ~ ③	40φ SGP	2	300	1.0	FJ 40φ 0.3×1=0.3 CV 40φ 3.5×1=3.5 GV 40φ 0.3×1=0.3	4.1	5.1	0.4435	2.26185
③ ~ ④	65φ SGP	2	300	26.4	90度L 65φ 2.0×5=10.0	10.0	36.4	0.0408	1.48512
④ ~ ⑧	65φ SGP	2	300	8.0	T 65φ 4.9×1=4.9	4.9	12.9	0.0408	0.52632
⑧ ~ ⑨	50φ SGP	1	150	5.0	90度L 50φ 1.6×1=1.6	1.6	6.6	0.0382	0.25212
⑨ ~ 消火栓	40φ SGP	1	150	0.5	90度L 40φ 1.3×1=1.3 消火栓弁 40φ 7.0×1=7.0	8.3	8.8	0.1230	1.0824
合計									7.32781

1. ポンプの必要揚程  
 $H = H1 + H2 + H3 + H4$   
 $= 11.0 + 17.0 + 21.0 + 8.0$   
 $= 57.0$   
安全率 (1.1) として  
 $H = 57.0 \times 1.1 = 62.7 \approx 63.0$   
よって、ポンプ揚程は 63.0m とする。

約 8.0m

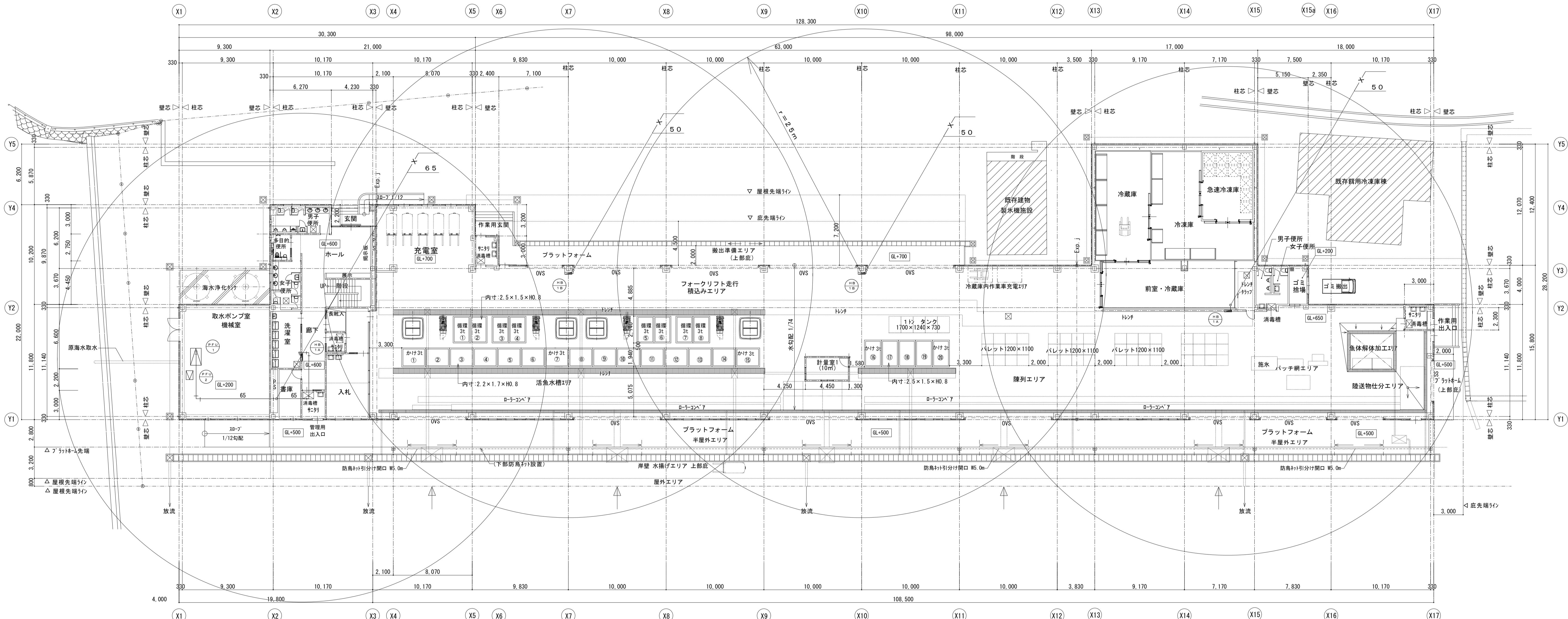
まとめ

上記揚程計算Aと揚程計算Bを比較して、ポンプ揚程は揚程計算Bの 6.3m とする。

2. 流量  
 $1500 \text{ L}/\text{分} \times (\text{同時開口数 } 2) = 3000 \text{ L}/\text{分}$

3. 水槽の容量  
同時開口数: 2  
 $Q = 2.6 \text{ m}^3 \times 2 = 5.2 \text{ m}^3$  以上 (実容量)

4. 電動機容量  
 $M = \frac{0.163 \times 0.3 \times 6.3}{0.6} \approx 5.1345$   
 $M \approx 5.5 \text{ kW}$



※特記事項  
機械室内には、可燃性のあるもの置かないこととする。

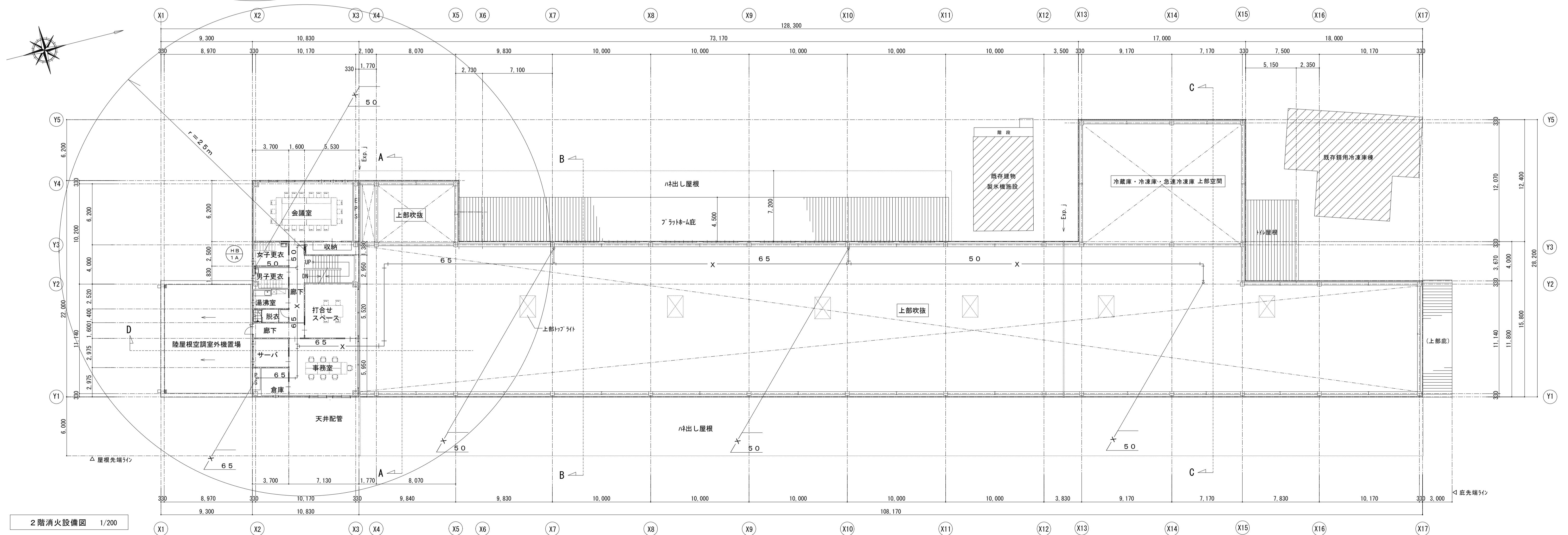
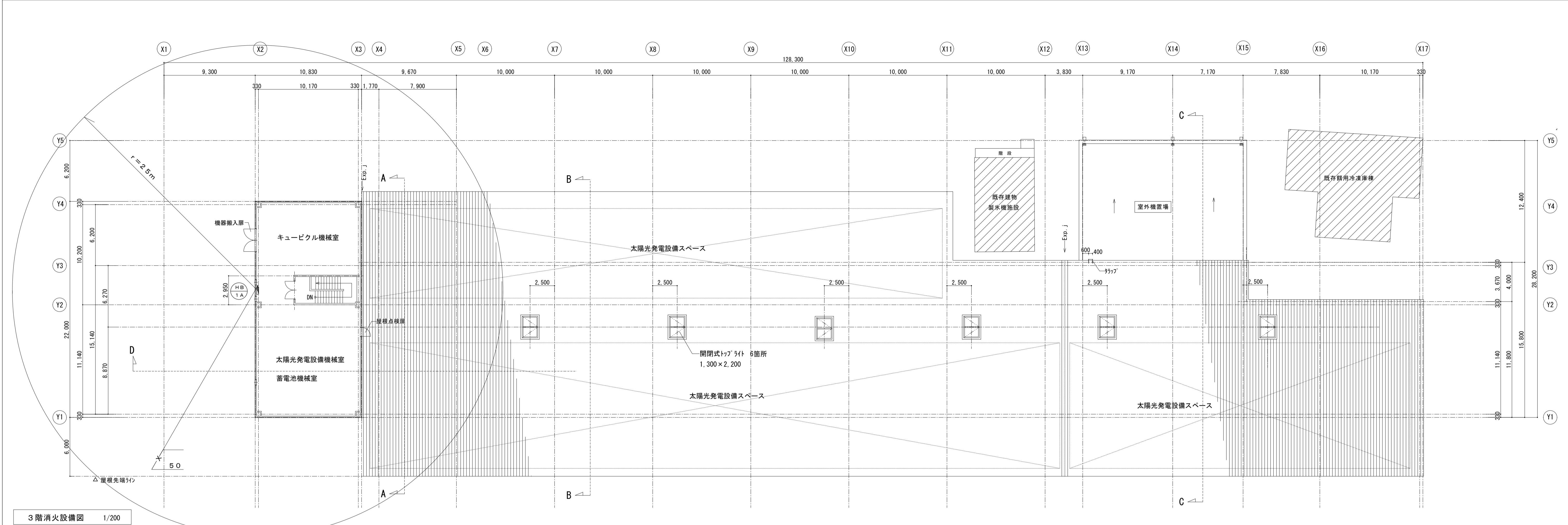
1階消火設備図 1/200

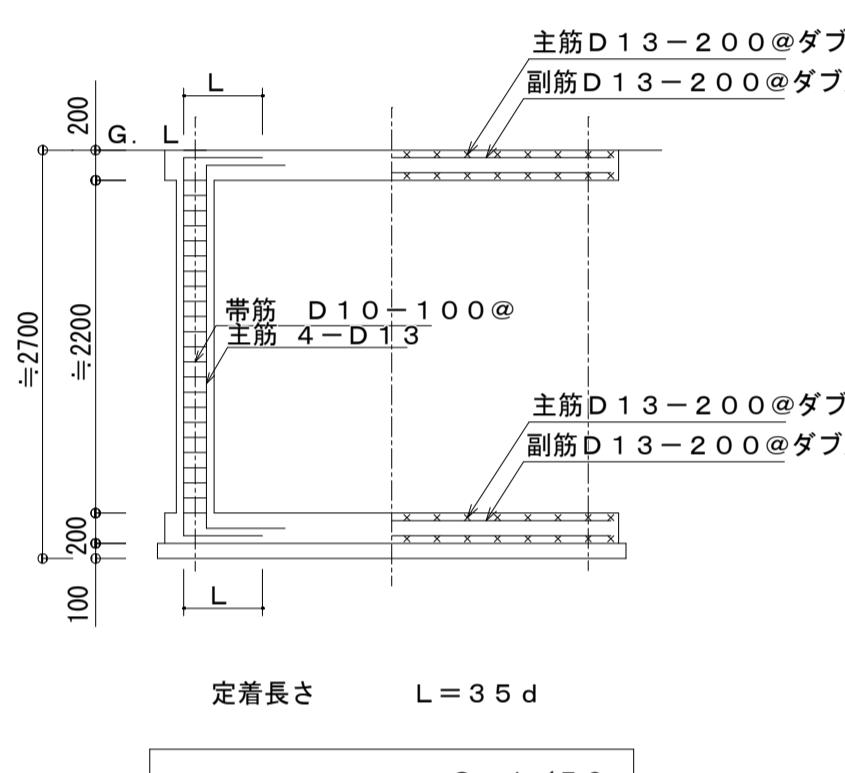
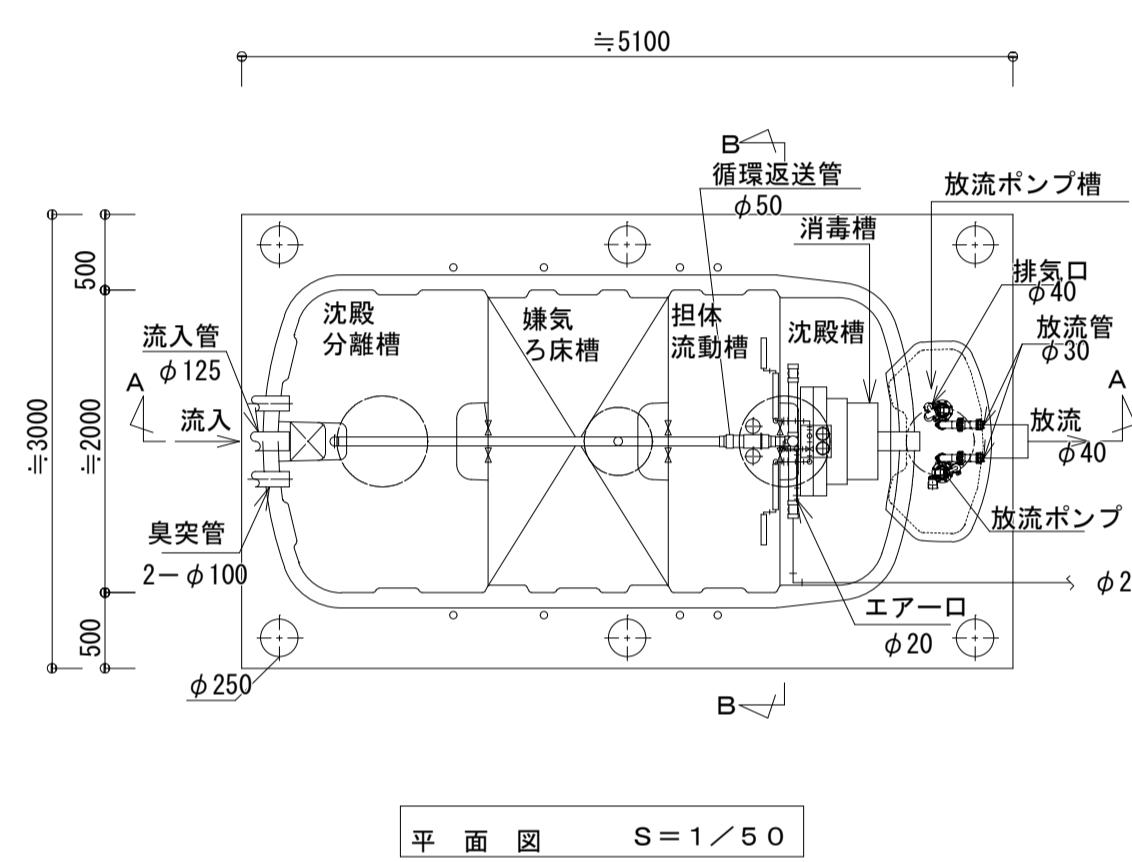
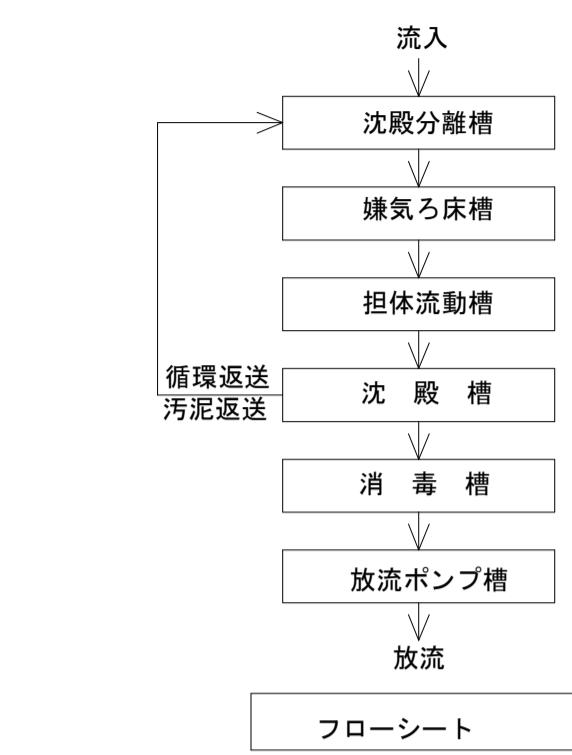
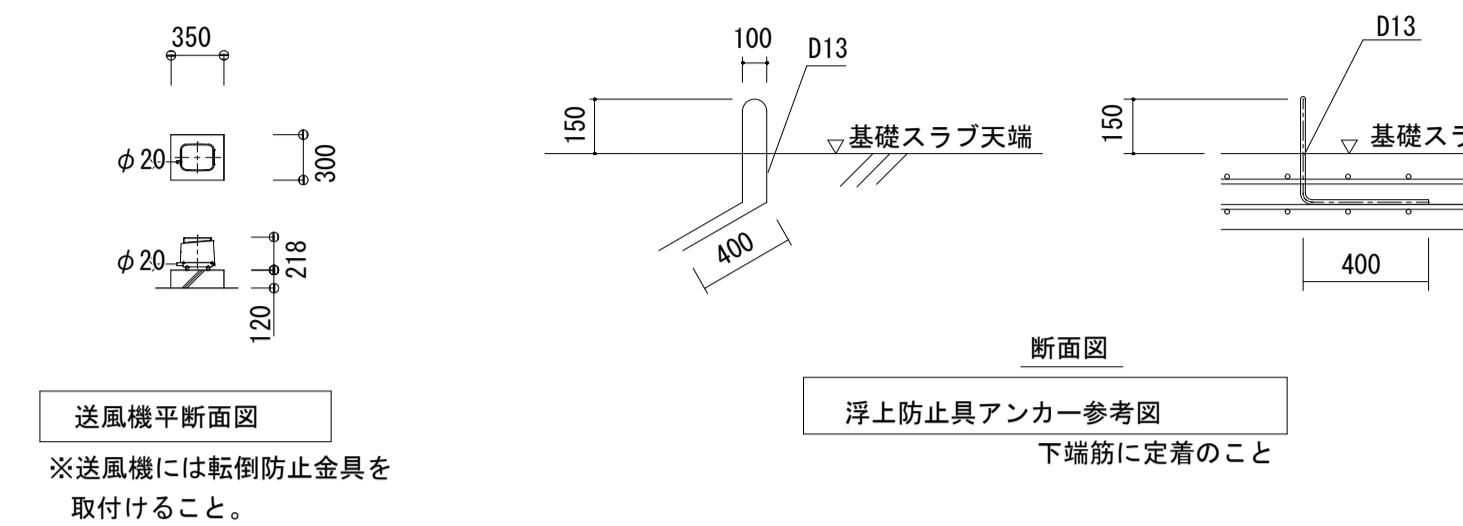
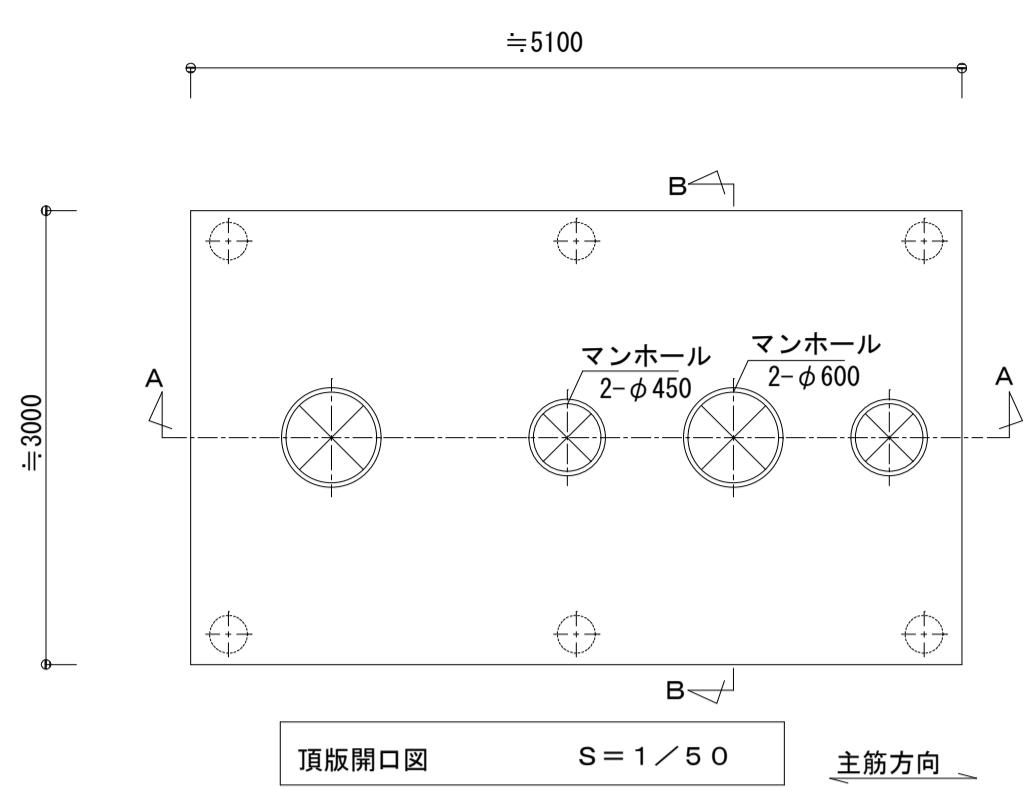
■:ビット及びトランク範囲を示す。

●工事名 R6基盤 椿泊漁港 荷さばき所海水取配水設備工事 (扱い手確保型)
●図面番号 P-10

●図面名 1階消火設備図(参考図)
●縮尺 1/200

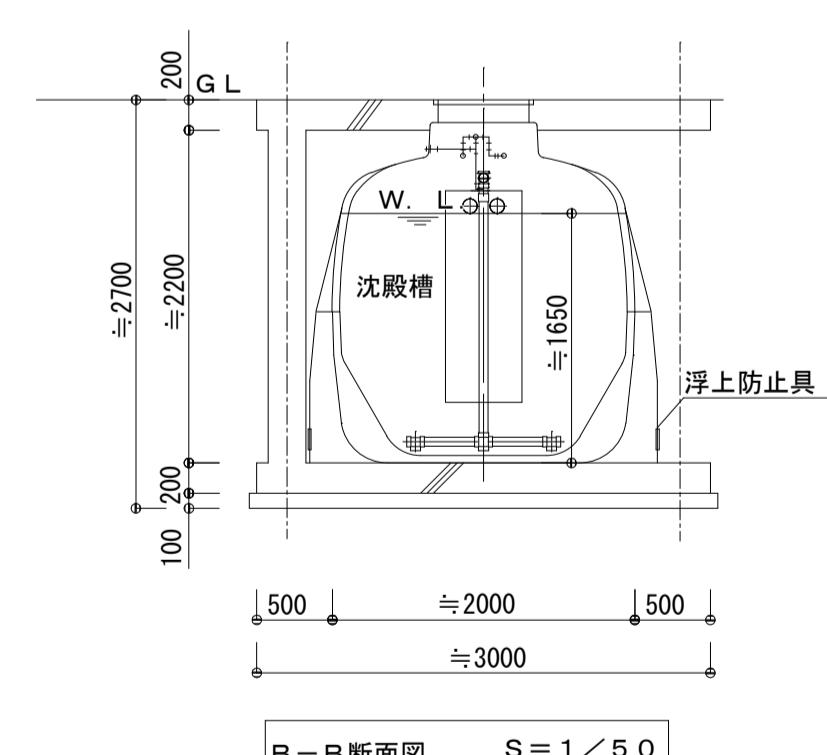
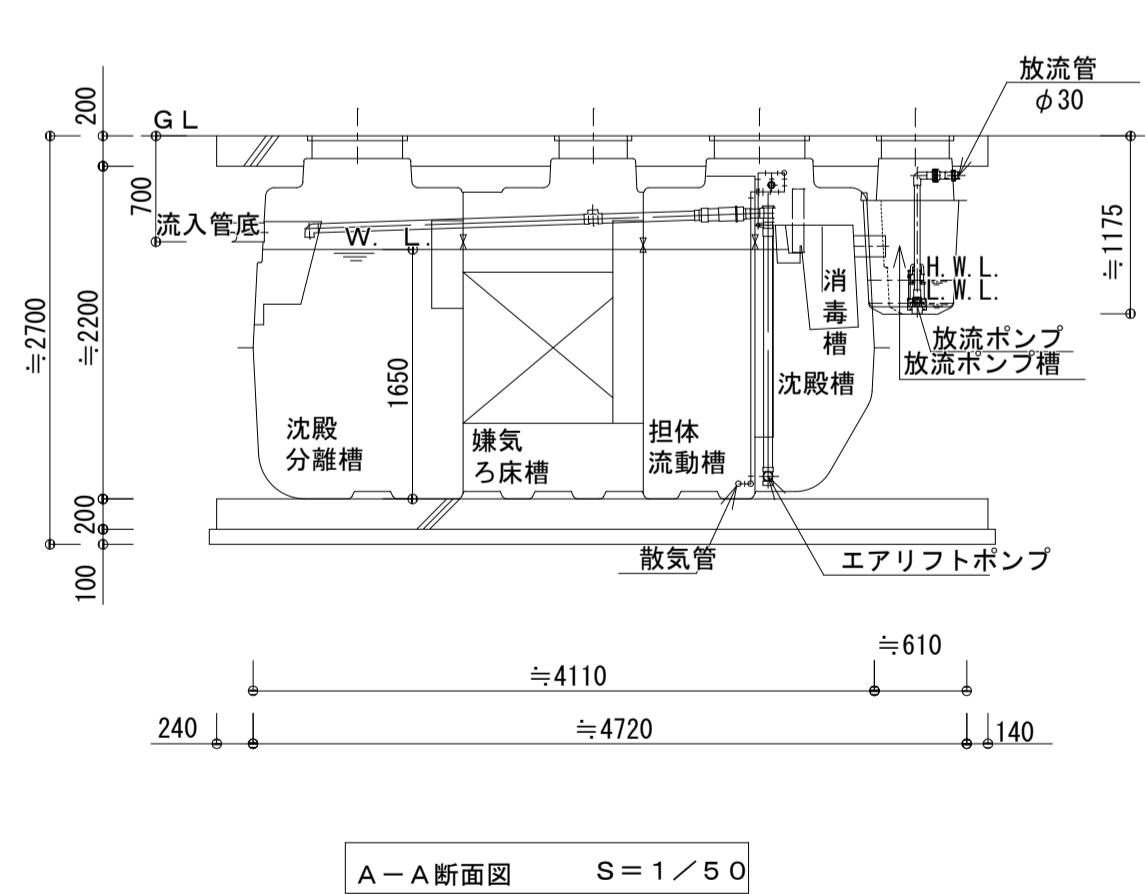
株式会社 桜建築事務所  
一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号  
〒770-0868 徳島市桜島2丁目5番9号  
TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885  
-級建築士登録 第333705号 森謙慶明





設計仕様	
処理計画人員	30 人
処理計画汚水量	6.0 m³/日
流入水質	BOD 200mg/L
放流水質	BOD 20mg/L
処理方式	分離嫌気ろ床担体流動方式

※処理槽人員算定式	
1. 主たる用途	作業所
2. 常時人員は20人	
早朝セリ時は60人~80人が集まる	
上記合計最大100人として	
$n = 0.3 \times 100 = 30$	
よって、30人槽とする。	
3. 参考として、1階、2階の管理部門について	
事務所として算定すると、	
1階、2階（機械室、電気室を除く）の床面積は440m²	
$n = 0.06 \times 440 = 26.4$	
よって、26.4人槽とする。	
以上の計算により、処理槽は30人槽とする。	



参考仕様	
有効容量 (参考) m³	
沈殿分離槽	4.072
嫌気ろ床槽	3.450
担体流動槽	2.383
沈殿槽	1.649
消毒槽	0.075
放流ポンプ槽	0.074
電気機器仕様	
送風機	100V-単相-0.20kW/0.215kW 1台
放流ポンプ	100V-単相-0.15kW 2台

(注記)

- 点検用マンホールの荷重区分はT-6とし、防臭ロック式とする。
- 臭突管引込管は上り勾配とする。
- 浄化槽軸体（スラブ）荷重はT-6とする。
- 浄化槽軸体の開口部（マンホール部分）は補強筋（D-13）を設けることとし、定着長さは40dとする。
- 浄化槽軸体のコンクリート強度はF.C = 21N/mm², S = 15cmとする。
- 浄化槽軸体施工時の捨てコンクリート及び送風機基礎コンクリートはF.C = 18N/mm², S = 15cmとする。
- (特記事項)
  - 本図は参考図であり、姿図・名称等により製造者を規定するものではない。
  - 但し、図中の設計仕様に記載した内容は、これを満たすものでなければならない。
  - また、軸体の配筋図についても図示浄化槽に応じたものであるため、受注者は採用しようとする浄化槽に応じた配筋図を作成し、機材承認図と共に監督員に提出し、承認を得ること。